昭和十三年八月
帝國學士院献上

一般資料

帝室制度史

第二卷

国立国会図書館

目次

第一編　天皇

第一章　國體

第二節　國體の精華

第一款　國體の特徴……一

第二款　聖徳……二六三

第三款　臣節……六四八

国立国会
27.7.23
図書館

273631

第一編　天皇

第一章　國體

第一節　國體の精華

第一款　國體の特徴

我が國體の精華は、歷代天皇の聖德と億兆臣民の忠節とに現る。此の如き國體が、獨り我が國に於いてのみ確立することを得たるは、我が國の地理的環境に於いて、我が民族の構成に於いて、竝びに是等に影響せられたる我が古來の國民精神に於いて、他の諸國と異なる特徵を有するが爲ならざるべからず。

先づ地理的環境より云へば、我が國は大陸より隔離して、然も之と

交通の便多き大小の諸島嶼より成り、地味概ね膏腴にして農耕に適し、山河多くして風光明媚なり。氣候は地方に依り差異あれども、概して溫暖にして、寒暑共に烈しからず、天惠に豐にして、生民自ら其の堵に安んず。是を地理上より見たる我が國の大體の特色と爲すを得べし(二)。

此の如き地理的環境が、我が國に於ける文化の發達及び國民の性情に多大の影響を與へたることは、言を俟たざる所にして、我が國體の確乎不動なる所以も亦此に由來する所なしとせず。其の大陸より隔離せる四面環海の島國なることは、我が國をして、大陸の戰禍より遠ざかり、又外國の侵略を受くるの患を少からしめ、國土安穩に、隨つて又國民の團結心を强固ならしめ、其の間自ら國民に我が國獨自の國體觀念を涵養せしむることを得たり。其の朝鮮

及び支那大陸との交通が、太古より開かれたることは、大陸の文化を夙くより我が國に流入せしめ、國民をして能く外來の文物を融合同化する能力に富ましめ、又其の氣候溫和にして天惠に豐なることは、國民をして鄕土に對する愛著の念を深からしめたり。國民の禮儀を重んじ風俗敦厚なることも亦、蓋し此に其の素因を有す。古來內外の士の、我が風土の美を讚し、國民の性情の之と密接の關係あることを說けるもの少からざるは亦故なしとせざるなり(三)。

次に我が民族の構成に就いて云へば、我が國民は古代に於いて既に、渾然として統一ある一民族を爲し、四海同胞、國民を擧げて祖先を同じくするものなりとの信念を有せり。我が國民性の著しき特徵の一たる崇祖の念は、之に因り涵養せられたるものにして、家

系を重んじ血統を尊ぶの風亦隨つて馴致せられたり。今日に至るまで家族制度が、我が國家構成の基礎を爲せる所以は、蓋し之に基づけるものなり。

家族制度と國家構成との關係に就き、後世に最も重要なる影響を與へたるものとしては、上代に於ける氏族制度を擧げざるべからず。氏族は本來一種の血族團體にして、或は血統を異にする部曲の之に隷屬せるものあり(三)。各氏族は職業地名等に依りて、一定の名を稱し、其の首長には、臣、連等の姓を賜ふ。氏族は其の首長に統率せられ、各〻世官世職に從事して皇室に奉仕す(四)。卽ち氏族は皇室を宗家として、各〻其の職に盡し、以て奉公の誠を致せるものにして、天皇は全氏族を統轄したまふ。是上代に於ける氏族制度の大綱にして、當時に於ける社會組織は、卽ち政治組織に外ならざりしなり。

孝德天皇の大化二年正月、官職世襲の制を廢し、天武天皇の十三年十月、更に諸氏の族姓を改めて、眞人、朝臣、宿禰、忌寸、道師、臣、連、稻置の八色と爲すに至り、氏族と官職とは全く分離せられ、姓は單に家格の品秩を示すに過ぎざるものとなれりと雖も、氏族は唯政治上の特權を失ひしに止まり、血統を尊び氏族を重んずることに於いて、氏族制度の精神は更に衰ふる所なし(五)。皇室も亦常に氏族を重んじたまひ、天智天皇の三年二月には、氏族の首長たる氏上に刀を賜ひ、之に隷屬する民部、家部を定め、天武天皇の朝には、諸氏族をして、各〻其の氏上を定めて官に申さしめ(六)、諸氏の氏神祭は氏上をして之を掌らしめたまへり(七)。其の後歷代天皇も、或は氏神の社を官社に列して祭田を賜ひ(八)、或は諸國の氏族に姓を賜ひ、本系帳を

上らしめて、本支の別を明らかにし、氏族の紛亂を正したまふ等、氏族を重んじたまひし例證は、國史に其の跡を絕たず。氏族制度が後世に至るまで、長く社會組織の基礎たりしことは、歴々として之を證することを得べし(九)。

一方に於いて、氏族が官職を世襲するの風習も、其の歴史的根柢固くして、官制の改廢に依り、一朝にして壞滅に歸せず、幾ばくもなくして藤原氏、平氏、源氏等の政權掌握となり、其の風習は近く江戸幕府の末に及べり。明治維新の後、始めて其の風習を革め、四民平等、臣民は何人にても其の材能に應じて、均しく文武の官職に任ぜられ得べきものとせられ、憲法の制定に及びて、其の旨を明示せられたり(一〇)。是に於いて、氏族と官職との關係は全く除かれ、氏上の制も亦絕滅し、家族制度の外に、氏族制度はもはや存在せざるに至れ

りと雖も、家門を重んずるの風は必ずしも衰へず、個々の家族を綜合せる全國民が、其の職分に應じて、均しく天皇を輔翼し、國家の進運を扶持するの任に當ることゝなれり。我が國體の鞏固なる所以實に此に存す。

更に我が古來の國民精神に就いて、我が國の特徴として見るべきものを擧ぐれば、上代以來常に一貫して、國民精神の根柢を爲せるものとしては、皇室を中心とする敬神崇祖の念、幷びに之に伴ふ祭祀の尊重、民族的信仰としての神道、及び忠君と愛國との完全なる一致を擧ぐるを得べく、更に後世に及びては、武士道の發達するありて、國民精神に重要なる影響を與ふると共に、外來の文化の融合同化に因りても、國民精神の進展に影響せるもの亦甚だ大なるものあり。是等の諸點に就き左に順次述ぶる所あるべし。

皇室を中心とする敬神崇祖の念は、上古より常に我が國民精神の根柢を爲せり。祖先を尊崇するの念は、蓋し祖先の恩義を追慕し、其の遺志を紹述するの精神に出づ。父母敬愛の至情を其の祖に及ぼし、更に溯りて國の宗家たる皇室を欽仰するの念と爲る。父母に孝なることは、同時に祖先を尊崇する所以にして、祖先を尊崇することは、同時に皇室を欽仰する所以なり。我が國に於ける忠孝一致の大義は、實に此に存す(二)。祖先の尊崇は、更に祖先を神として祀るの風を爲し、崇祖は卽ち敬神と相一致す。記紀に見ゆる我が神話傳說に、祖先の靈又は其の遺物を神として祀ることを骨子とせるもの多きに依りても、皇室を中心とする敬神崇祖の思想が、上代に於いて既に、國民精神の根柢たりしことを推知するを得べし(三)。

敬神崇祖の精神は、具體化せられて祭祀となり、皇室及び國家の祭祀としては、皇祖を始め奉り、歷代天皇及び天神地祇を祭り、國民の間には氏神祭の儀を生ぜり。上代に在りては、祭祀と政治とは一にして二なく、神武天皇皇居を橿原に定めたまひし時、神器を正殿に奉安して同牀に坐し、神宮皇居の別無く、宮中には齋藏を立て、神物官物亦別無かりき。同天皇の朝、中臣氏の祖天種子命、齋部氏の祖天富命相竝びて祭事を掌りしも亦、政治を行ひたるに外ならず。當時に在りては、祭祀卽ち政治にして、完全なる祭政一致の實ありしなり(三)。崇神天皇の六年、神鏡を大和笠縫邑に遷したまひ、次いで垂仁天皇の二十五年、之を伊勢に祀りたまひしに因り、神宮と皇居とは分たれ、祭祀の官職と政務の官職と亦區別せらるゝに至りたれども、祭祀を以て國家の大事と爲し、就中伊勢神宮の事を以て

國事の第一と爲すことに於いては、後世に至るまで變ずる所なし(二四)。大寶の制、神祇官を諸官の首に置き、延喜式にも、神祇式を太政官式の上に列し、内外諸司庶務を申すときは、必ず神事を先にせしめたり(二五)。武家政治の時代に至りても、爲政の局に當る者、概ね神宮、神社を崇敬して祭祀を行ひ、又其の修理に努めたり(二六)。是皆我が國民の敬神の傳統的精神に基づくものなり。

皇室を中心とする敬神崇祖の思想と、之に基づける祭祀の儀典とが、上代より我が國民精神の根柢を爲したること、上述の如くなるを以て、之に伴ひて、我が國固有の民族的信仰を生ぜり。神道卽ち是なり。神道精神の中核とする所も、一に皇室を中心とする敬神崇祖の思想に歸し、民族的信仰たることに於いて、一般の宗教と異なり、寧ろ現實の國民道德と密接の關係を有す(二七)。就中其の國民

精神に及ぼせる影響の著しきものには、清淨を尚ぶの思想を擧ぐることを得べし。神道精神に於ける清淨を尚ぶの思想は、形而下に於いては、神社祭祀に伴ふ禊祓の風習に於いて現れ、形而上に於いては、清明心を尚び、正直を重んずるの念として現る(二八)。我が國民性の一の重要なる傾向として、清潔を好み、正直を尚ぶの風あるは、其の由來する所遠しと云ふべし。

我が國民が、上代より常に皇室を中心と仰ぎ、以て國家を堅持し來れることは、以上述べたる如くなるを以て、臣民が皇室に奉仕することは、卽ち國家の進運を扶持する所以にして、國家の爲に盡すことは、やがて皇室に忠なる所以なり。忠君と愛國との完全なる一致は、唯我が國に於いてのみ見るを得べき國體の特徴なり。

平安時代中期以後、新に武士の階級を生じ、其の階級に特別なる道

德として、武士道の發達を見るに至れり。武士道の精神は、上代に於いても既に之を見るを得べく、「海行者、美都久屍、山行者草牟須屍、大皇乃、敝爾許曾死米、可弊里見波勢自」と歌へる大伴氏の家訓は、實に其の眞髓を示すものと謂ふべし。古く「ますらをのみち」、又は「もののふのみち」と云へるは、卽ち是なり(二九)。武士道は、武士階級の勃興するに及び、武將と家子郎等との主從關係を基礎として發達せるものなれども、是上代以來の「ますらをのみち」と形態を異にして精神を同じくするものなり。武士道の中心思想を爲すものは、主君の爲に身命を輕んずるの精神にして、之に伴ひ、名譽を重んじ、義理を尙び、虛僞を忌み、約諾を守り、武勇にして質實なることは、其の主たる要素を爲せり(三〇)。武士道に依り養成せられたる精神は、江戸時代に於ける文教の復興と相俟ちて、上代以來の我が國民精神

たる忠君愛國の念を愈〻鞏固ならしめ、王政復古の運動も、是に依り影響せられたること大なり。明治維新後、封建制度の崩壞と武士階級の消滅とに因り、武士階級に特有なる主從關係を基礎と爲せる武士道固有の形態は失はれたりと雖も、其の精神的要素は普く一般士民の間に浸潤し、長く我が國民精神より失はるゝこと無かるべし。

又中古以來「やまとだましひ」、「やまとごころ」の語あり。其の語は、初は漢才に對する和魂の意義に用ひられしも、後世に至り、其の觀念は、漸次に擴充せられて、武士道の精神と相關聯して用ひられ、國民的自覺を喚起し、勤王の精神を宣揚するに力ありたり(三一)。

最後に、我が國民性の他の一の重要なる特徴としては、異民族又は外來の文化を包容同化するの力に富み、殊に外來の文化を攝取し

て、之を融合同化することに依り、絕えず自國の文化を向上進歩せしめたることを擧ぐるを得べし。

異民族の同化に就いては、上代に於いて既に、國樸、蝦夷、熊襲、隼人等の接觸ありしことは、古典の記す所なるのみならず、大陸との交通頻繁なるに及びては、朝鮮人及び支那人の、我が國に歸化せるもの勘からざりしことも亦國史に見えたり(三)。蓋し我が國民が長く平和なる民族的生活を爲せることは、民族的結合力を鞏固ならしむると共に、異民族に對する排他的思想を稀薄ならしめたるなり。」自由に外來の文化を攝取して、之を融合同化することも亦民族的結合力の鞏固にして、排他的思想の稀薄なることゝ密接の關係を有す。大陸の文化の我が國に移入せられたるは、遠く上代に始まり(三)、中世に於いては、其の關係最も密接にして、其の影響は今日に及べり。就中其の影響の最も大なるものには、儒教及び佛教を擧ぐるを得べし(三)。近世に至りては、更に西歐の文化を傳へ(三)、法律、政治、經濟、軍備、學問、風俗等、國民生活の總べての方面に亙り、其の影響を受けざるなし。但し古來我が國に於いて、外國の文化を輸入せるは、決して其の形骸をのみ模倣せるものに非ず、能く之を消化し、固有の國情に適合せしめたるものにして、我が固有の國體觀念は、是に依り寸毫の動搖を受けざるのみならず、却つて一層之を鞏固ならしむることを得たり。

珍物多し

一釋日本紀　一開題　倭國（中略）　延喜公望私記曰、案隋書東夷傳、倭國在百濟新羅東南水陸三千里、於大海之中、依山島而居、卅餘國皆稱王、其國境東西五月行、南北三月行、地勢東高西下、於耶摩堆則魏志所謂耶馬臺者也、新羅百濟皆以倭爲大國、多珍物、並敬仰之、恒通使往來、

五穀豐饒

洋海四方を廻る

四時中正

拾芥抄　中末　本朝國郡廿三　此土、（中略）其形如寶形、仍金銀銅鐵等珍、幷五穀豐饒也、

中朝事實　上中　國章　謹按、本朝之地形長廣、東西曰廣、短袤、南北曰袤、西上東下、皆豐大也、背艮位而嚮離明、象蜻蛉之臀呫、洋海廻四方、唯西方少可寄外域之舶、而無襲來之畏、（中略）獨本朝中天之正道、得地之中國、正南面之位、背北陰之險、上西下東、前擁數洲而利河海、後據絕峭而望大洋、每州悉有運漕之用、故四海之廣、猶一家之約、萬國之化育、同天地之正位、竟無長城之勞、無戎狄之膺、況鳥獸之羙、林木之材、布縷之巧、金木之工、無不備、聖神稱美之嘆豈虛哉、（中略、以上論本朝之水土）

日本水土考　此國四時中正之國也、雖萬國廣大、四時中正者亦不多、大海裡多有島洲之中、無四時如日本者、總在中帶南北四十七度之間者、皆偏熱國也、或去中帶凡六十度已上之地者、皆偏寒國也、唯去中帶自二十七八度至四十二三度之間、爲之四時正氣國也、日本中央之京畿、去中帶三十五度、其東邊三十八九度、其西邊三十一二度、是四時中正之中道、而陰陽中和之水土也、況其京畿在其中央、而相中於正氣之中線者亦希也、是故日本京都人物大美者也、（中略）

日本東西徑度、相互地之十二度、南北有東西四分之一、而及地度之三也、比之天竺辰旦、則

雖謂小島、然萬國之間、堺內不如日本者最多、況於偏熱偏寒類耶、傳聞、大海中島州大者八、其中以日本國爲第一大島、何謂小島哉、或有以爲粟散國者、甚不然、夫大地雖廣大、有其里數所極而著明也、今之號世界者、其周圍三百六十度、而無過於萬五千里、卽以日本東西之徑度較計之、則莫餘於三十二倍、然則日本亦大國也、豈得號粟散國哉、夫國也者、不可以廣大爲貴、以四時之正偏、人物之美惡、而可定其貴賤、是故國土極大者、其人情風俗多岐而難一統、故雖辰旦聖國也、動有皇統變亂而難久治、雖周之世系經八百餘年、其間治平純靜者、不足三百年、況其以下歷世、暨三百年者殆希也、日本之限度不廣亦非狹、其人事風俗民情相齊、混一而易治、是故日本皇統自開闢至當今而無變者、萬國中惟日本而已、是亦非水土之神妙耶、（西川如見元祿十三年序）

南海通紀　一　日本地勢記　通考

愚謂ラク、天ニ北斗七星アリ、是兵ノ形トス、四星方ニ布テ其中間廣シ、三星曲ニ布テ其間狹ク長シ、是ヲ四三ノ星ト云フ、其先鋒ヲ破軍星ト云ヒ、其中間ニ輔星アリ、故ニ名ハ七星ト云ヘドモ、數ハ八ツアリ、蓋シ吾邦ノ地勢モ亦是ニ彷彿タリ、東北ハ山ニ據リ、其地方ニシテ廣シ、西南ハ海ニ濱シ、其地曲ニシテ狹ク長シ、西州ニ藩鎭ヲ置テ守ルコトヲ

東海中に獨立す

固シ、四國其中間ニ在テ、力ノ不足トコロヲ救トキハ、其形北斗ノ七星ニ似タリ、吾邦ノ武勇萬國ニ勝レタル所以ノ者ハ是ニ因ル歟、夫レ日本國ハ土地褊小ナリト云ヘ𪜈、中華ノ廣大ナルヲ不恐、東海中ニ獨立シ、兵威ヲ以テ外域ヲ壓シ、諸蕃ノ來リ侵スコトヲ得ズシテ、國家安寧ナルモノハ、誠ニ雄偉ト云ツベキ也、上古ヨリ以降、我天子ヲ立テ、我王命ヲ尊ミ、我神明ヲ崇メ、我庶民ヲ傾壞セザル所以ノ者ハ、地勢ノ宜ヲ得ルニ依テ也、我神明威靈ニシテ加護アリ、我民人正直ニシテ武勇アルコトモ、壤地ノ美然ラシムル所ナリ、〔香西成資享保四年自序〕

獨立の島國

西域物語　上　我日本は、前に所謂天文地理渡海の治法なきゆへに、國務第一の渡海にくらく、故に異國へ船を出事をせず、異國と交る事をせず、獨立の島國なり、〔本多利明寛政十年著〕

兵法一家言　五　護國第九

一我日本の國たるや、支那の東南海中に在て、西は京都の偏西十度餘りなる琉球の入表島ゟ起りて、東は京都の偏東十六度程なる蝦夷の厄獨滝布島に至り、南は赤道下を北に距ること廿五度に當れる琉球の宮古島ゟ起りて、五十度程なる蝦夷の葛隷弗多

山水秀麗氣候溫和土地肥沃

島の中央に至る、東西廿六度、南北廿五度の海中に盤踞し、山水秀麗、氣候溫和、土地極て肥沃にして、物產甚豐饒なり、四邊皆海に濱するを以、其漕運の便利なる事、天下に比すべきの國なし、誠に世界無双の富饒地也、是を以、中古は蒙古の世祖忽必烈なる者、混同の志を起し、其後に波爾杜瓦爾の波天連等、種々奸計を行ひ、近來は魯西亞、譜厄利亞等の蠻虜も、又皆暗に併呑の念を懷きて、不斷に罅隙を窺ふ事、既に年久敷事也、海邊諸國は警めずんば有べからず、〔佐藤信淵天保四年自序〕

人民豐樂禮義敎行

國俗敦厖民風忠厚

二　續日本紀　三　文武天皇　慶雲元年七月

唐時、有人來問曰、何處使人、答曰、日本國使、我使反問曰、此是何州界、答曰、是大周楚州鹽城縣界也、更問、先是大唐、今稱大周、國號緣何改稱、答曰、永淳二年、天皇太帝（高宗）崩、皇太后（則天武后）登位、稱號聖神皇帝、國號大周、問答略了、唐人謂我使曰、亟聞、海東有大倭國、謂之君子國、人民豐樂、禮義敦行、今看使人、儀容大淨、豈不信乎、語畢而去、

本朝文粹　二　意見封事　意見十二箇條　（三善清行）　善相公

臣某言、（中略）國俗敦厖、民風忠厚、輕賦稅之科、疎徭發之役、上垂仁而牧下、下盡誠以戴上、一國之政、猶如一身之治、故范史謂之君子之國、唐帝推其倭皇之尊、

五行の秀山川の靈人物に鍾る

風俗淳樸にして紀綱尤も正し

水土萬邦に卓越す

仁愛の心多く清麗潔白を好む

羅山林先生文集　七十三　隨筆九　日本、（中略）在大瀛海上、而朝暾旭輝之所煥耀、洪波層瀾之所漲激、五行之秀、山川之靈、鍾於人物、故號曰君子之國、

山鹿語類　七　治教上　君道七　正風俗　本朝は東方の君子國と號し、神代より此方、風俗甚淳樸にして、紀綱尤も正し、故に上世より今日に至る迄、王代百餘に過ぐといへども、ついに臣として天子を弑せるためしなし、是神國にして、天神地祇を崇敬する處の深ければ也、（山鹿素行　寛文五年著）

中朝事實　中朝事實自序

恒觀蒼海之無窮者、不知其大、常居原野之無畦者、不識其廣、是久而狃也、豈唯海野乎、愚生中華文明之土、未知其美、專嗜外朝之經典、嘐嘐慕其人物、何其放心乎、何其喪志乎、抑好奇乎、將尚異乎、夫中國之水土、卓爾於萬邦、而人物精秀于八紘、故神明之洋洋、聖治之繇繇、煥乎文物、赫乎武德、以可比天壤也、（中略）

（寛文九年）龍集己酉

山鹿高興謹誌

日本水土考　此國艮震極端之地、而陽氣發生之始也、陽物初生者、其質稺若、其氣强壯也、故日本人多仁愛之心者、篤禀震木發生氣也、專勇武之意者、因得艮山强立之精也、亦其性好清麗潔白之物、而惡陰濁穢氣之類、厚吉禮薄凶禮、歲旦婚姻等賀儀、雖庶人其禮甚嚴重、異於他邦者、歲旦陽氣發見之始、婚姻人倫生生之始也、蓋神者伸之氣、而非屈之氣、故此民恆好怡悅之色、而忌哀愁之貌、是以詳於祝其始之儀、而疎於哀其終之事、是之國自然民情也、（中略）

要害萬國に勝る

清淨潔白を愛し質素朴實を樂む

日本國要害勝於萬國者也、蓋小國連于大國者、必有爲大國被屈、或終爲大國所併焉、日本之地、雖近於大國、隔灘海而如相遠、故無被屈於大國之患、況其所併乎、辰旦之大國、被苦北狄之强大者、其地相連故也、況小國耶、然則日本風水要害之好、萬國最上也、號浦安國者、要害堅固之儀也、號細矛千足國者、勇武全備之謂也、住乎浦安之大城、備乎千矛之武德、而永久與天地無窮矣、此民者神明之孫裔、而此道者神明之遺訓也、愛清淨潔白、樂質素朴實者、則仁勇之道、而智自足也、是此國自然神德也、豈不貴哉、

和學一步　益軒叢書所收

二、日の本は、宇内の東にあり、天地の生氣は東にはしまる、故にわか國は天地の内陽氣の發生する初め、日月の出る本なり、ことさら上世天地の風氣さかんなりし時、此國に生れし人は、化神秀のあつまれる氣をうけたる故に、其心神靈なること、こと國に

風俗素直に潔くして正し

風俗淳美節義驍勇廉恥に富む

我が國風土の七美

まされり、こゝを以て、我國はむかしより神國と稱する事、むべおるかな、今も亦ひとの國より風俗すなをに、いさきよくして正し、神國の名空しからす、古人日本を君子國と稱するもむべなり、（朱書）「又不死國とも稱する也」又豐秋津洲瑞穗の國といへるも、五穀ゆたかに多く、百物備はりてともしからさる故に名付しなるへし、是中夏の外、群國の及はさる所、諸國第一とすへし、然るに本邦の人は、わか國の諸蕃にすくれてよき事をしらす、蓼蟲は辛きをしらすと古人のいへるか如し、魏志に、太祖の令に曰、日出於東、月盛於東、凡人言方亦先東、是を以て見るに、いよ〳〵日本を以、四方の國の第一とすへし、〔貝原益軒正德四年跋〕

自娛集　二　國俗論

本邦風俗、本自淳美、超軼華夏者亦多矣、如節義驍勇廉恥之類是也、如眞儒輩出、文教盛興、倡而導之、則變而至於道亦不難矣、

本邦七美說

漢史稱、東方有君子國、文武帝時、粟田眞人入唐、唐人謂我使曰、亟聞、海東有大倭國、謂之君子國、人民豐樂、禮義敦行、今看使人儀容大淨、豈不信乎、然則吾邦人指日本國、而爲君子國者、固有證驗哉、蓋我邦風俗淳美、逾于群國、故稱之爲君子國、不亦宜乎、（中略）竊謂、本邦豈唯風俗之淳美而已耶、抑亦風土之美、逾于諸蕃者七焉、故人民之居是邦也、亦有七幸焉、請述其目、一曰時氣正、二曰穀食美、三曰器服備、四曰民俗淳、五曰法律嚴、六曰無外侮、七曰通文字、請又詳述其所以然、一曰時氣正者、凡諸夷之地偏南北者居多矣、故其氣寒燠偏正之不同亦甚矣、（中略）唯中華暨本邦、其土正在南北之中而不偏、故四時平分而全備、寒燠順時而和調、是吾邦之風氣、同乎中華、而所以勝于諸夷也、二曰穀食美者、諸蕃國往往有五穀不生、唯菜蔬生之地、如本邦地無南北、無東西、無不宜於五穀、至于菜蔬菓蓏海藻鳥獸魚介、凡可于人口者、亦無不畢蕃殖矣、是以民食豐美、雖時值凶年、黎民阻饑者常寡矣、予嘗往長崎、聞海賈之語曰、余嘗屢遊乎異邦、所歷觀多矣、如中華固爲長于四夷、而輯衆美之國、然如其稻米酒醴之味、不如本邦之最濃厚而芳美、況餘外蕃國乎、故本邦之佳穀良醞、可爲宇宙第一云、三曰器服備者、如西蕃諸國商舶所棚載來之器服、極美麗者多矣、然而其所產非一處、（中略）如本邦諸州、皆產於桑麻棉漆楮竹松柏檜桐、凡有資于民生日用者、無不生而且碩茂、且吾邦古來所制之器物布帛、其精巧勝于諸夷者亦多矣、（中略）四曰風俗美者、夫中華之政敎風化之美、如唐虞三代之盛時、外國固遼乎其不可以及也、然迨春秋戰國之時、臣子弑其君父者往往有之、況自秦漢以來至季世亂賊相踵、無罪而兄弟相賊、無過而親族相仇、

時氣正し

穀食美なり

器服備はる

風俗美し

寃殺忠良、讒斥於賢能、其視殺人也如獵狐兎、好食人肉也如虎狼、城中糧盡則殺婦女幼稚食之矣、黄巢賊取蔡州時、民間無積聚、掠人爲糧、五季漢隱帝時、趙思綰好食人肝、如此之類亦不少、及亂臣之奪立也、必弑其君、盡滅其宗、其殘忍慘刻、大逆無道、犬豕之不如也、（中略）如本邦民俗、有禮而不亂、質直而好義、親親愛人、無殘忍之行、其在城壘之中也、雖糧盡而飢餓濱死不食同類、中葉以來、浴華夏之風化、是以婚姻有行禮、飲食有法、忠臣節義之士不世絶、親戚朋友憐恤而不棄損、可謂風俗淳美之國也、稱之爲君子國不亦宜乎、且皇統歷百世而不絶于上、神器到後代而不移于下、其君臣有義如此、是吾邦之所以長、而雖華夏所不及也、釋裔然之入宋時、太祖之對群臣而稱嘆於吾邦者以此也、五曰法律嚴者、諸夷之中、無酋長者多矣、或雖有之、然政令不嚴、是以國俗强暴放恣、而黎民不能安居、如本邦法制嚴正、禁令遂行、故庶民無爭奪之患、所以與外國不同也、六曰無外侮者、（中略）本邦古來、國家有武備、士氣驍勇、其勢震燿于異域、且吾邦在長海之中僻遠之許、而地勢隔絶、是以西蕃諸夷古來不侵、向前胡元之賊兵屢來、而覬覦於我邦、最後來兵十萬、高麗王之援兵亦來加、戰于筑州博多、然賊兵敗死、蹈躓不能存歸、是吾邦之驍武雄偉、逾於諸夷、而所以無外患也、七曰通文字者、諸夷之中、通于中華之文字者極鮮少、故不知經傳而憒于名教、迷邪術而信左道、不

法律嚴なり

外侮無し

文字に通ず

嘉穀豐饒

土壤靈秀風氣淳美

能明義理通古今、是以遠人類而近乎禽獸、甚爲可鄙、唯吾邦古來與中華相通接、故經傳群書咸來而無不通曉、歷世皆然、凡此七者皆外夷之所不及、而本邦之所以獨逾諸蕃也、然則所生乎吾邦之衆民、豈非咸有七幸乎、亶可喜樂也、〔貝原益軒　正德二年序〕

弘道館記述義　上　國體以之尊嚴

臣彪謹案、赫赫大八洲、基於磅礴盧嶋、磅礴盧嶋之島、實成於天瓊矛、國威之所由來遠矣、嘉穀豐饒、於是有千五百秋瑞穗之稱、武備充足、於是有細戈千足之名、（註略）至若曰浦安國、曰玉垣內國、曰磯輪上秀眞國、未始不由土壤靈秀、風氣淳美之故也、（註略）日本之大號、起於中世、而其所由來、蓋亦尚矣、何以知之、維昔天孫降臨下土也、相朝暾夕暉之所照曜、以爲此地甚佳、乃始營皇居、景行帝幸子湯縣也、以爲是國直向日所出、因命之曰日向、成務帝定國郡也、東西爲日縱、南北爲日橫、神皇愛純陽光明之域、既已如此、且夫以天日經緯國郡、而我處其根本、凡四夷百蠻、皆仰我末光、則日本之大號、實胚胎於此矣、〔藤田東湖　安政二年歿〕

桃岡雜記　儒の徒、もろこしの土地廣大にして、人才の多きと、文物のさかんなると、經典の言よきとによりて、實に中國也と信服し、日本の狹小なる、野鄙なる、同日の論

水土清く人の性情清潔なり

土地稻麻蠶桑に宜し

氣候溫暖土地膏腴

性質直にして雅風あり

にあらずと思ひとれるは愚昧の至りなり、今眼前に、和と漢と優劣を論ぜんに、かれにおきて優れりとする物は、小物末事にあり、我においてよしとするものは、大物要事にあり、そは先皇統の綿々としておはします事は申も更也、水土の清きと、人の性情の清潔なると、米穀のうるはしきとを摘出ても思ひしるべき也、〔八田知紀弘化三年刊〕

後漢書　八十五　東夷列傳七十五　倭在韓東南大海中、依山島爲居、凡百餘國、自武帝滅朝鮮、使驛通於漢者三十許國、國皆稱王、世世傳統、其大倭王居邪馬臺國、案、今名邪摩堆、音之訛反(中略)、其地大較在會籍東冶之東、與朱崖儋耳相近、故其法俗多同、土宜禾稻麻紵蠶桑、知織績爲縑布、出白珠青玉、其山有丹、土氣溫腰、冬夏生菜茹、

北史　九十四　列傳八十二　倭　倭國、在百濟新羅東南水陸三千里、於大海中依山島而居、魏時譯通中國、三十餘國皆稱子(王カ)、夷人不知里數、但計以日、其國境東西五月行、南北三月行、各至於海、其地勢東高西下、居於邪摩堆、則魏志所謂邪馬臺者也、(中略)氣候溫暖、草木冬青、土地膏腴、水多陸少、以小環掛鸕鷀項(頂カ)、令入水捕魚、日得百餘頭、俗無盤俎、藉以槲葉、食用手餔之、性質直有雅風、

魏志　三十　烏丸鮮卑東夷傳三十　倭人在帶方東南大海之中、依山島爲國邑、(中略)其俗

尊卑差序あり

Naturel du Païs.

La taille du corps.

國大人皆四五婦、下戸或二三婦、婦人不淫、不妒忌、不盜竊、少諍訟、其犯法、輕者沒其妻子、重者滅其門戸及宗族、尊卑各有差序、足相臣服、

Histoire de l'Eglise du Japon.　Par le R. P. Crasset de la Compagnie de Jesus.　(1689. 元祿二年)

Notice du Japon.

Si l'on juge de la bonté de l'air d'un païs par la santé de ses habitans, on peut dire que celuy du Japon est un des meilleurs de toute la terre, parce qu'il y a peu de maladies, & qu'on y vit fort long-temps. Les chaleurs y sont grandes en Esté: mais elles sont temperées par les mers dont les Isles sont environnées, & par les rivieres dont elles sont coupées. Le froid y est plus long & plus grand que le chaud, parce qu'il y tombe souvent de la neige en grande abondance; ce qui vient des montagnes dont le païs est convert, & qui le rendroient sterile s'il n'estoit baigné de quantité de rivieres & arrosé de pluyes tres-frequentes: mais il est si gras & si fertile qu'il porte deux fois l'année, en l'une du bled, en l'autre du ris. On moissonne le bled au mois de May, & le ris qui est leur nourriture ordinaire au mois de Semptembre.……

Pour le corps, les Japonnois sont la pluspart fort robustes, dégagez & propres aux

日本の風土

exercices de la guerre. Les Chinois les appellent blancs, quoyqu'ils soient de couleur olivastre. Ceux qui sont d'une riche taille, d'un port grand & majestueux sont fiers, & semblent estre nez pour dominer. La taille du commun est mediocre, en quoy ils cedent aux Septentrionnaux: mais ils les supassent en agilité & en adresse. Ils portent la barbe assez longue. Pour les cheveux les jeunes gens les ont couppez par devant. Les artisans & les gens de campagne ont la moitié de la teste razée Les nobles l'ont entierement, ils ne conservent qu'un floccon de cheveux au derriere dont ils se font honneur, & c'est leur faire injure d'y toucher, beaucoup plus de le couper. Au reste ils supportent avec une patience admirable la faim, la soif, le froid, le chaud, les veilles, les travaux & toutes les incommoditez de la vie. (Tom. I.)

日本西教史　上　日本國紀事（中略）

若シ住民ノ健康ヲ以テ、一國ノ空氣ノ清濁ヲ徵知スヘシトセハ、日本ハ地球上第一等ト云フモ、決シテ過賞ニ非ス、如何トナレハ、其國病痾常ニ少ナク、人々長壽ヲ保ツカ故ナリ、夏時ハ氣候炎熱ナリト雖モ、周圍ニ滄海アルト、數條ノ大河國中ニ流ルヽ

日本人の體質

Climate of Japan. Its Air.

ヲ以テ之ヲ調和ス、冬時ハ多雪寒候長ク、且凜冽ナリト雖モ、土地膏腴ニシテ一歲兩度ノ收穫アリ、之レ山岳雪ヲ降シテ、瘠土ノ灌漑ヲ助クルニ因ルト云フ、通常五月麥熟シ、九月米ヲ收納セリ、米ハ國民一般ノ常食ナリ、（中略）

日本人多クハ强壯不羈ニシテ戰鬪ニ堪ユ、其容貌橄欖色ナレ𪜈、支那人ハ之ヲ目シテ白人ト云フ、身體長大ニシテ精神活潑ナリ、其軀幹ニ至リテハ通常中等ニ位スヘシ、此レハ北方ノ人ニ一步ヲ讓ル所ナリト雖モ、敏捷ナルヿハ之ニ勝レリ、其鬚甚タ長キモノアリ、其頭髮、少年ナル者ハ、其前面ヲ剃却ス、職工ノ人及ヒ鄙野ノ農夫ハ、其半ヲ剃リ落セリ、貴族ハ全部ノ頭髮ヲ蓄ヘ、后部ニ髻ヲ結ヒ、之レヲ尊フノ風俗ナリ、人モシ髻ニ觸ルヽヿアレハ、斬害セラルヽヨリモ甚シキ羞恥ナリトス、日本人ノ物ニ堪エ忍フコト、實ニ感スルニ堪エタリ、飢渴寒暑ニ屈セス、勤務ニ倦マス、其他都ヘテノ困屈ヲ堪エ忍フノ美質アリ、〔太政官飜譯係明治十一年刊〕

The History of Japan.

Engelbertus Kaempfer. Translated by F. G. Scheuchzer. (1728. 享保十三年)

Of the Climate of Japan, and its Produce as to Minerals.

Japan boasts of a happy and healthful Climate. The Air is very inconstant and subject

to frequent changes, in the Winter loaded with Snow, and liable to sharp Frosts, in the Summer on the contrary, particularly during the Dog-days, intolerably hot. It rains frequently throughout the whole Year, but with the greatest profusion in the Months of June and July, which are for this reason call'd Satsuki, that is, Water-months. However the rainy Seson in Japan is far from coming up to that regularity, which is observ'd in other and hotter parts of the East-Indies. Thunders and Lightning happen very frequently.

Rains.

The Sea, which encompasses the Islands of Japan, is very rough and stormy, which with the many rocks, clifs and shoals, above and under water, make its navigation very dangerous.....

Sea.

The Soil of Japan, in itself, is for the major part mountainous, rocky and barren, but through the indefatigable care and industry of the Natives, it hath been made fruitful enough to supply them with all manner of necessaries, besides what the neighbouring Sea affords of fish, crabs and shells. Even the most rocky and uncultivated places yield their plants, fruits and roots, for the sustenance of the Inhabitants, which their indigent Ancestors by experience learnt to dress and to prepare, so as not only to make them fit for

Soil.

food, but likewise pleasing and agreeable to the taste. Considering this and the frugal way of living of the Japanese in general, we need not wonder, that this vast and populous Empire is so abundantly provided with all the necessaries of human Life, that as a particular World, which Nature seems purposely to have separated from the rest of the Globe, by encompassing it with a rocky and tempestuous Sea, it easily can subsist of it self without any assistance from foreign Countries, as long as Arts and Agriculture are follow'd and improv'd by the Natives.

The Country besides is plentifully supplied with fresh water, there being very many Fountains, Lakes and Rivers up and down the Empire. Some of the Rivers in particular are so large and rapid, by reason either of the steep high Mountains and Rocks, where they arise, or because of the profuse showers of Rain, which fall frequently, that they are not to be pass'd over without danger, the rather since some are so impetuous as to bear no bridges.....

Rivers and Sweetwaters.

The greatest Riches of the Japanese soil, and those, wherein this Empire exceeds most known Countries, consist in all sorts of Minerals and Metals, particularly in gold, silver and

Riches of Japan, wherein they consist.

copper. The many hot Wells in several parts of the Empire, and the several smoking and burning Mountains, shew what a stock of Sulphur, which is the mother and main ingredient of Mineral and Metallical Bodies, is hid in the bowels of the Earth, besides the vast quantities of this substance dug up in several places……(Book I. Chap. VIII.)

風土氣候

雨

海

土地

撿夫爾日本誌　一之八　日本風土及礦物

日本ハ幸福ニメ安全ナル風土タルノ名アリ、空氣ハ大ニ不定ニメ、屢變化ス、冬時雪アリ、寒氣强シ、又夏時ハ暑中ニ於テハ炎熱堪難シ、全年屢雨アリ、六月、七月連雨アリ、故ニ皐月ト云フ、雨月ノ義ナリ、日本ノ雨時ハ、東印土ノ他地ニ於ケルカ如ク、必ラスシモ一定時アラス、雷電屢アリ、

日本諸島ヲ圍繞スル海ハ、極テ劇浪怒濤アリ、是岩礁及砂洲多ク、或ハ水面ニ出テ、或ハ水下ニアルニ由ル、所ニメ、大ニ航行ヲ難カラシム、（中略）

日本ノ土地、元來多山ニメ磽确瘦瘠ナリ、然レモ農夫ノ勉强勞力ニ由テ、食物ヲ培養豐收スルナリ、海ニハ魚介ヲ產ス、磽确ニメ播種ニ適セサルノ地ニモ、尙能ク蔬菜瓜根ヲ培養シ、祖先發明經驗スルノ方法ヲ以テ從事シ、食用ニ適セシムルノミナラス、

川河

土地富饒

噴火山

氏族の制由來遠し

更ニ美味ナラシム、凡ソ日本人營生法ノ節儉ナルニ着目スレハ、此人民衆多ナル地ニ於テ、必要品ヲ滿足セシメ、他國ニ交通セサルモ缺乏ナク、岩礁多クシテ航海シ難キノ怒濤中ニ兀立シ、別ニ一乾坤ヲ開テ、諸工藝及農業ニ怠ラサレハ、能ク永久ニ保存スルヲ得ルノ造化主ノ意ヲ悟ルヘシ、

此國清水多シ、泉湖川河各所ニアリ、殊ニ某ノ川ハ頗ル大ニメ急流ナリ、其源高山峻嶺アリテ、屢暴雨ヲ下シ、集リ流レテ川ニ入ルヲ以テ、之ヲ涉ルニ易カラサルアリ、或ハ橋ヲ架シ能ハサルアリ、（中略）

三　大日本史　二百六十七　志　氏族一　氏族之制、所以敍尊卑正人倫、而其所從來至深遠矣、天祖馭極、照臨八表、聖子神孫、繼繼承承、天日之嗣、與天地而悠久、則光華明靈之德、雖千萬年猶一日也、當時翼衞輔贊之神、皆列在祀典、陟降左右、執萬靈之禍福、其子孫雖盛衰不一、而有時

（坪井信良）

（明治十三年譯）

臣民は皇裔神胤なり

皇族神胤或は國縣を治め或は品部を掌る

臣民は天照大神の苗裔なり

臣連伴造國造等各〻一部曲の民を有す

臣連二造等其の品部を分ちて其の民の品部を國縣に雜居せしむ

而大興纂修前烈、則精神流通、一氣無閡、所以扶植天明民彝者、實終古而無渝也、故自垂仁允恭諸帝、皆用意人倫、及延曆弘仁朝、校勘萬姓、甄錄三別、皇裔神胤、於是乎大明矣、蓋振古以來、無論公卿將帥之家、下及國郡牧宰、夫孰有非三別之裔者乎、故天下曉然知天皇非地生之倫、神器嚴重、不可以人力而覬覦也、尊卑有常、而等威不犯、上下一心、而風俗淳厚、寶祚之隆、與天壤而無窮者、豈非以是故也哉、（中略）夫開闢以降、天子無姓、萬世一統、而皇族神胤或治國縣、或掌品部、天子廼因事、命以氏姓、子孫相承、敍其世職、姓之與官無殊也、

溪嵐拾葉集　記錄部　山王御事　我國開闢時、天照太神苗孫ナラスト云事無之、〔釋光宗　文保二年著〕

日本書紀　二十五　孝德天皇　大化二年正月甲子朔、賀正禮畢、卽宣改新之詔曰、其一曰、罷昔在天皇等所立子代之民、處々屯倉、及別臣連伴造國造村首所有部曲之民、處處田莊、

八月庚申朔癸酉（十四日）詔曰、（中略）始王之名々、臣連伴造國造、分其品部、別彼名々、復以其民品部、交雜使居國縣、遂使父子易姓、兄弟異宗、夫婦更互殊名、一家五分六割、由是爭競之訟、盈國充朝、終不見治、相亂彌盛、粵以始於今之御寓天皇及臣連等所有品部、宜悉皆罷爲國家民、其假借王名爲伴造、其襲據祖名爲臣連、

大小諸氏各〻其の族を以て相聯屬し部曲を分領す

部曲は諸氏に隷屬す

部長罪あれば其の部曲を奪ひて之を他人に賜ふ

大日本史　二百六十七　志　氏族一　凡大小諸氏、各以其族相聯屬、分領部曲、世敍姓族、以事朝廷、若部長有罪、或貶其姓、或奪其部曲、以賜有功者、其命氏賜姓、蓋猶中世建職官也、

氏族考　上　又諸氏に隷屬る部曲と云ものは、中臣連に中臣部（常陸風土記、東大寺奴婢籍帳）忌部首に紀伊忌部、阿波忌部、讃岐忌部、筑紫忌部あり（古語拾遺、大伴連に大伴部（日本書紀、三代實錄、東大寺正倉院文書）、佐伯連に佐伯部あり（續日本紀、阿刀連に阿刀部（姓氏錄、三代實錄）、伊福部連に伊福部、（續日本紀、日本後紀）、輕部造に輕部、紀朝臣に紀部、日下部連に日下部あり、坂合部宿禰に坂合部、建部君に建部みえ、物部連に物部、土師連に土部、六人部連に六人部あり（姓氏錄）、倭文連に倭文部、膳臣に膳大伴部あり、膳部あり、田部連に田部（日本紀）、韓鐵師毘登に韓鐵師部（續日本紀）、春日臣に春日部あり（續日本後紀）、ありて隷屬るが如き、卽是にて、其部曲は各も其氏上を君と仕る故に、氏神の祭祀などある時には、各氏の氏人相聚て、古の事を語らひつゝ、其祭の業を行ひしなるべく、（註略）又朝廷に大禮儀ある時は、天下の諸氏、京都に參上りて、皇子また大臣大連に從ひて、部々の人々、氏上に仕ふるが如く、御門を拜み奉り、或は其禮儀を助け奉り、（註略）御軍を徵發整ひ給ふ時も、皇太子また大臣大連に附屬て、不順者を征伐きたむる御制にてありし、（註略）しかはあれど、部長罪あれば、其姓を貶

十箇品部を五十瓊敷命に賜ふ

伊許自別命をして佐伯部を治めしめ針間別佐伯直の氏を賜ふ

して之を黜け、或は其部曲を奪て、之を他人に賜ふ事もありき、〔栗田寛明治二十九年刊〕

日本書紀　六垂仁天皇　三十九年十月、五十瓊敷命居於茅渟菟砥川上宮、作劒一千口、因名其劒、謂川上部、亦名曰裸伴、裸伴、此云阿箇潘娜我等母、藏于石上神宮也、是後命五十瓊敷命俾主石上神宮之神寶、一云、五十瓊敷皇子、居于茅渟菟砥河上、而喚鍛名河上、作大刀一千口、是時楯部、倭文部、神弓削部、神矢作部、大穴磯部、泊橿部、玉作部、神刑部、日置部、大刀佩部、并十箇品部賜五十瓊敷皇子、

新撰姓氏錄　右京皇別下　佐伯直

景行天皇々子稻背入彥命之後也、男御諸別命、稚足彥天皇諡成務、御代、中分針間國給之、仍號針間別、男阿良都命、一名伊許自別、譽田天皇爲定國堺車駕巡幸、到針間國神埼郡瓦村東崗上、于時青菜葉自崗邊川流下、天皇詔、應川上有人也、仍差伊許自別命往問、卽答曰、己等是日本武尊平東夷時、所俘蝦夷之後也、散遣於針間阿藝阿波讃岐伊預等國、仍居此氏也、後改爲佐伯、伊許自別命以狀復奏、天皇詔曰、宜汝爲君治之、卽賜氏針間別佐伯直、佐伯者前所賜氏姓也、直者謂君也、爾後至庚午年、脫落針間別三字、偏爲佐伯直、

日本書紀　十四雄略天皇　二年十月辛未朔癸酉、(三日)幸于吉野宮、丙子、(六日)幸御馬瀨、命虞人縱獵(中略)語太后曰、今日遊獵大獲禽獸、欲與群臣割鮮野饗、歷問群臣、莫能有對、故朕嗔焉、皇

大倭國造吾子籠、狹穗子鳥別を貢して宍人部と爲す

吉備臣弟君漢手人部衣縫部宍人部を獻ず

太后知斯詔情、奉慰天皇曰、群臣不悟陛下因遊獵場置宍人部降問群臣、群臣嘿然、理且難對、今貢未晚、以我爲初、膳臣長野能作宍膾、願以此貢、天皇跪禮而受曰、善哉、鄙人所云貴相知心、此之謂也、皇太后視天皇悅、歡喜盈懷、更欲貢人曰、我之厨人菟田御戶部、眞鋒田高天、以此二人、請將加貢爲宍人部、自玆以後、大倭國造吾子籠宿禰、貢狹穗子鳥別爲宍人部、臣連伴造國造又隨續貢、

(七年)是歲、(中略)于時、新羅不事中國、天皇詔田狹臣子弟君、與吉備海部直赤尾曰、汝宜往罰新羅、於是、西漢才伎歡因知利在側、乃進而奏曰、巧於奴者多在韓國、可召而使、天皇詔群臣曰、然則宜以歡因知利副弟君等、取道於百濟、并下勅書、令獻巧者、於是、弟君銜命、率衆行到百濟、而入其國、國神化爲老女、忽然逢路、弟君就訪國之遠近、老女報言、復行一日、而後可到、弟君自思路遠不伐而還、集聚百濟所貢今來才伎於大嶋中、託稱候風、淹留數月、(中略)天皇聞弟君不在、遣日鷹吉士堅磐、固安錢、堅磐、此云柯陁之波、使共復命、遂卽安置於倭國吾礪廣津邑、而病死者衆、廣津、此云比盧岐頭、由是、天皇詔大伴大連室屋、命東漢直掬、以新漢陶部高貴、鞍部堅貴畫部因斯羅我、錦部定安那錦、譯語卯安那等、遷居于上桃原、下桃原、眞神原三所、或本云、吉備臣弟君還自百濟、獻漢手人部、衣縫部、宍人部、

土師連祖吾笥私の民部を進めて贄土師部と爲す

物部莵代の所有せる猪名部を奪ひて物部目連に賜ふ

吉備上道臣等を嘖めて其の領する所の山部を奪ふ

十七年三月丁丑朔戊寅(二日)、詔土師連等使進應盛朝夕御膳清器者、於是、土師連祖吾笥仍進攝津國來狹狹村、山背國內村、俯見村、伊勢國藤形村、及丹波但馬因幡私民部、名曰贄土師部、

十八年八月己亥朔戊申(十日)、遣物部莵代宿禰、物部目連、以伐伊勢朝日郎、朝日郎聞官軍至、卽逆戰於伊賀青墓自矜能射謂官軍曰朝日郎手誰人可中也、其所發箭穿二重甲、官軍皆懼莵代宿禰不敢進擊、相持二日一夜、於是、物部目連自執大刀、使筑紫聞物部大斧手執楯、叱於軍中俱進、朝日郎乃遙見、而射穿大斧手楯二重甲、幷入身肉一寸、大斧手以楯翳物部目連、卽獲朝日郎斬之、由是莵代宿禰羞愧不克、七日不復命、天皇問侍臣曰、莵代宿禰何不復命、爰有讃岐田虫別、進而奏曰、莵代宿禰怯也、二日一夜之間、不能擒執朝日郎、而物部目連率筑紫聞物部大斧手獲斬朝日郎矣、天皇聞之怒、輙奪莵代宿禰所有猪名部、賜物部目連、

日本書紀　十五　清寧天皇　二十三年八月、大泊瀬(雄略)天皇(大泊瀬天皇)崩、(中略)是月、吉備上道臣等、聞朝作亂、思救其腹所生星川皇子、率船師四十艘來浮於海、既而聞被燔殺、自海而歸、天皇卽遣使嘖讓於上道臣等、而奪其所領山部、

日本書紀　十四　雄略天皇　二十三年八月庚午朔丙子(七日)、天皇疾彌甚、與百寮辭訣、握手歔欷、

大伴大連等の民部廣大にして國に充盈す

氏族け職業に依りて一定の名を有す

氏族の首長は各〻連首君等の姓を有す

齋部氏の後裔其の首長に統率せられ各〻世職に從事して皇室に奉仕す

崩于大殿、遺詔於大伴室屋大連與東漢掬直曰、(中略)大連等民部廣大充盈於國、皇太子地居上嗣、仁孝著聞、以其行業、堪成朕志、以此共治天下、朕瞑目、何所復恨、(一本云、星川王腹惡心麁、天下著聞、不幸朕崩之後、當害皇太子、汝等民部甚多、努力相助、勿令侮慢、)

四

日本書紀　二　神代下　一書曰、(中略)時天照大神勅曰、若然者方當降吾兒矣、且將降間、皇孫已生、號曰天津彦彦火瓊瓊杵尊、時有奏曰、欲以此皇孫代降、(中略)又以中臣上祖天兒屋命、忌部上祖太玉命、猿女上祖天鈿女命、鏡作上祖石凝姥命、玉作上祖玉屋命、凡五部神使配侍焉、

古事記　上　是以隨白之、科詔日子番能邇邇藝命、此豐葦原水穗國者、汝將知國言依賜、故隨命以可天降、(中略)爾天兒屋命、布刀玉命、天宇受賣命、伊斯許理度賣命、玉祖命、幷五伴緒矣、支加而天降也、(中略)故其天兒屋命者、中臣連等之祖、布刀玉命者、忌部首等之祖、天宇受賣命者、猿女君等之祖、伊斯許理度賣命者、鏡作連等之祖、玉祖命者、玉祖連等之祖、

古語拾遺　逮于神武天皇東征之年、(中略)建都橿原、經營帝宅、仍令天富命(太玉命之孫、)率手置帆負、彦狹知二神之孫、以齋斧齋鉏、始採山材、構立正殿、所謂底都磐根宮柱布都之利高天乃原爾搏風高之利天、御戸排豆皇孫命乃美豆乃御殿乎造奉仕也、故其裔今在紀伊

國名草郡御木麁香二鄉、古語正殿謂之御木、造殿齋部所居謂之麁香、是其證也、又令天富命擧齋部諸氏作種種神寶、鏡玉矛盾木綿麻等、禰明玉命之孫造御祈玉、古語美保伎玉、言祈禱也、其裔今在出雲國、每年與調物貢進其玉、天日鷲命之孫造木綿及麻幷織布、古語阿良多倍、仍令天富命擧日鷲命之孫、求肥饒地、遣阿波國殖穀麻種、其裔今在彼國、當大嘗之年、貢木綿麻布及種種物、所以郡名爲麻殖之緣也、天富命更求沃壤、分阿波齋部擧往東土、播殖麻穀、好麻所生故謂之總國、穀木所生故謂結城郡、古語麻謂之總也、今爲上總下總二國是也、阿波忌部所居、便名安房郡、今安房國是也、天富命卽於其地立太玉命社、今謂之安房社、故其神戶有齋部氏、又手置帆負命之孫造矛竿、其裔今分在讃岐國、每年調庸之外貢八百竿、是其事等證也、

神武天皇の朝土に詐いて氏を命じたまふ

垂仁天皇の朝姓氏稍分る

氏族は其の職官居地等に依りて名を稱す

新撰姓氏錄

序

蓋聞、天孫降襲、西化之時、神世伊開、書紀靡傳、神武臨夏、東征之年、人物漸滋、梟帥間起、洎乎神劍下授、靈鳥于飛、歸首星陳、群凶霧散、膺受明命、光宅中州、泰階平齊、海內靖謐、既而謹德考功、胙土命氏、國造縣主、始號於斯、垂仁撫運、惠澤彌新、擧措得中、姓氏稱分、況復任那欽風、新羅歸賚、爾來、諸蕃仰德、無思不來、懷遠賜姓、是時著明、

氏族考

上

さて諸の氏族に職官を取れると、國縣居地の名に依れると、祖名神名をとり、又事物をとり、伎藝にとると、種々ある中に、神と君との御中執持て中らふ職を中臣連といひ、神祭の物を齋淨まはり仕ふる長を忌部首といひ、和妙衣を掌る氏人を服部連とし、荒妙衣を織るものを神麻績連とし、內兵として御門を衞るを大伴連といひ、物部の士を率て、天皇が大御伴仕奉り、不順者を誅ふ輩を物部連とし、膳臣の御膳、宍人朝臣の獸肉、また海神の子孫なる阿曇連の海人の宰となり、掃守連の蟹を掃ひ、車持公の御輿を掌り、春米には春米宿禰、船舶には船連、御宅には三宅連あり、猪甘部君、鵜甘部首の猪と鵜とを養ひ、縣犬養宿禰、海犬養が犬を養へるなどは、職業によりて號けしなり、大倭、葛城、凡河內、山代、伊勢、紀伊等の國造の、大和直、葛城直、凡河內忌寸、山代直、紀伊河瀨直と云るの類は國により、宇陁建桁志貴舊事紀、姓氏錄、茅渟、伊覩、壹岐、對馬、日本紀、賀茂縣主、姓氏錄、次に飯高、佐那、壹志、川股の縣造の類は縣により、胸形君、筑前宗像郡、阿多君、薩摩阿多郡、田口朝臣、大和高市郡田口村あり、吉野首、吉野郡、岸田臣、山邊郡岸田、蘇我臣、河內茨田連、同上、丹羽臣、島田臣、尾張丹羽郡、また島田鄉、小野、近江滋賀郡の鄉、大宅和泉、などの如きは、みな其居地によりて名けたり、天明玉命、一名玉祖命の裔に玉祖連あり、天津久米命の後に久米直といひ、田道間守の裔に橘守あり、葛木襲津彥の末に葛木朝臣あるは祖名をとり、姓氏錄、猿田彥命の名によりて猿女君と云が如きは、神名を取れるなり、日本

紀、額田部連が額に田町の形ある馬を獻り、三枝部造が宮庭なる三葉草を採れる、小子部連が蠶兒を誤りて小兒を聚めたる、調首が絁絹の樣を貢ぎ、稚櫻部造が冬日に櫻花を求め、（姓氏錄、）殖栗連が栗を殖たる、（春日社記、）大春日朝臣の糟を積て堵とし、柿本朝臣の家門に柿樹あり、榎室連の門に大榎樹の室なせるがありし類は、物にとれるなり、坂合部連國界の標を建て、機田臣長槻を造りて水田を灌ぎ、大雀臣大鷦鷯皇子の御爲に木綿襷かけて御膳に仕奉れる、兄曾々保利兄弟が酒を醸る材によりて、酒看都を氏とし、鹽垂津彦任那の宰として吉氏となり、大命を蒙りて人を捕ふる者の御使連となり、田地を新墾して治田連といひ、和氣關を建て和氣朝臣となり、韓蘇使主を見得たる人の韓矢田部造といひ、鳥を捕へて鳥取連となり、勇功ありて佐代公を負ひ、高樋を以て垂水岡の水を宮内に輸して垂水公と稱ひ、茨田堤を築きては茨田朝臣となり、金多々利、金乎居を獻りし人に多々利公を賜ひ、鐵的を射貫して的臣といひ、吳權を得て朝廷に獻りしかば商長首となり、襷を賜ひて御膳部となれるが襷多治比宿禰と云ひ、多治比瑞齒別尊の御湯坐に仕奉りて多治比宿禰となり、（姓氏錄、神門臣の出雲大社の神門を作り、（出雲土記、風苦編首の皇舟の苫を編たるの類は、事功によれるなり、（播磨土記、風爪工連の紫蓋、靱編首の靱、鞆張の鞆、矢作連、弓削宿禰の弓矢、土師連の埴物、石作連の石棺、鋺師公の鋺、坏作連の坏、笠縫の笠、勾筥作連の筥、倭鍛冶、また韓鍛冶首の鍛冶、衣縫の衣服、河内、山背、倭、高麗等の畫師、黄書畫師の畫工、蜂田藥師、（姓氏錄、奈良藥師、（醫疾令、）難波藥師（續日本紀、）の醫藥に於るが如きは、技藝によれる也、

かゝれば上代に、もと姓氏といふものはなく、唯其職官、國縣、居地、祖名、神名、事物、技藝によりて、何となく家の號に負たるが、卽氏となりて、さて後には朝廷より御制ませる如くなり來し也、然定りたる上にては、之を甚重く嚴にして、凡て朝廷の命令を得ずしては、聊も私にものする事はならぬ制となれり、（中略）垂仁天皇の御世に、川俣縣造祖大比古命、市師縣造祖建呰古命、（内宮儀式帳、倭姫世記、と云も

ありまた同天皇の廿三年に、詔群卿曰、譽津別王、是生年既三十、髭鬚八掬、猶泣如兒、常不言云々、冬十月云々、天皇立於大殿前、譽津別皇子侍之、時有鳴鵠度大虛、皇子仰觀鵠曰、是何物耶、天皇則知皇子見鵠得言而喜之、詔左右曰、誰能捕是鳥獻之、於是鳥取造祖天湯河板擧奏言、臣必捕而獻云々、十一月云々、湯河板擧獻鵠也、譽津別命弄是鵠、遂得言語、由是敎賞湯河板擧、則賜姓而曰鳥取造、因亦定鳥取部、鳥養部、譽津部、（日本書紀、また儀

垂仁天皇の朝始めて賜姓の制を設けらる

連日命七世孫大新河命賜物部連公、舊事本紀、火明命六世孫建眞利根命、奉爲皇后日葉酢媛命作石棺獻之、仍賜姓石作大連公、姓氏錄、また同三十二年、皇后日葉酢媛命薨給へる時、野見宿禰が奏議に因て、埴輪を獻りし事を、天皇喜給ひて、厚賞野見宿禰之功、亦賜鍛地卽任土部職、因改本姓謂土部臣云々、日本書紀、とあるが、姓氏を賜ふ事の御制を設給へる始にやあらん、續日本紀天平八年十一月丙戌の條に、昔者輕堺原大宮御宇天皇（卽孝元天皇）曾孫建內宿禰盡事君之忠致人臣之節、創爲八氏之祖、永遺萬代之基、自此以來賜姓命氏、或眞人、或朝臣、源始王宗、流終臣氏とあれど、孝元の朝に賜姓ありしにはあるべからず、されど、神功應神の御世には、武內宿禰の子海外に使する事もみえたれば、應神の朝に八氏を賜へるにやあらん、其由は下に允恭紀を引たる註文に云る事に合せ考へて曉るべし、景行天皇の御世の事を、夫天皇之男女前後幷八十子、然除日本武尊、稚足彥天皇、五百城入彥皇子之外、七十餘子皆封國郡、各如其國、故當今時、謂諸國之別者、卽其別王之苗裔、爲日本書紀、とあるを、古事記に、七十七王者、悉別賜國々之國造、亦和氣及稻置、縣主也、とあり、成務天皇の五年秋九月、令諸國以國郡立造長、縣邑置稻置、日本書紀、また建內宿禰爲大臣、定賜大國小國之國造、亦定賜國々之堺及大縣小縣之縣主也、古事記、ともありて、後には國造を置く事、百四十四國に及びければ、舊事本紀、從て姓氏も漸多かりしなり、故朝家に仕奉る內外諸臣を、總ては臣、連、伴造、國造、和氣、直、君、縣主、稻置などゝも云りき、日本書紀、當時其姓

姓に臣連伴造國造和氣直君縣主稻置等あり

臣連伴造國造

臣連伴造は日毎に朝參し國造縣主は時に隨ひて朝集す

臣連國造伴造

臣連二造

の尊卑序次によりて、諸氏の品部下民を統領せしかば其部曲も甚多きを合せては百八十部とも云り、百八十部は孝德紀にみゆ、雄略紀に其序次のものに見えしは、書紀雄略卷二年冬十月、宍人部を置る條に、臣、連、伴造、國造、又隨續貢とも、（中略）とあるが如く、臣連二造は古より在來し姓にて、それに尊卑の階級を定められしとみゆ、

日本書紀　十四雄略天皇　二年十月丙子、（六日）（中略）大倭國造吾子籠宿禰、貢狹穗子鳥別爲宍人部、臣、連、伴造、國造、又隨續貢、

二十三年八月庚午朔丙子、（七日）天皇疾彌甚、與百寮辭訣、握手歔欷、崩于大殿、遺詔於大伴室屋大連、與東漢掬直曰、方今區宇一家、烟火萬里、百姓艾安、四夷賓服、此又天意、欲寧區夏、所以小心勵己、日愼一日、蓋爲百姓故也、臣、連、伴造、每日朝參、國司、郡司隨時朝集、何不罄竭心府、誠勅慇懃、

日本書紀　十五顯宗天皇　二年三月上巳、幸後苑曲水宴、是時喜集公卿大夫、臣、連、國造、伴造爲宴、群臣頻稱萬歲、

日本書紀　二十敏達天皇　十二年、是歲、（中略）仕奉朝列臣連、二造、二造者、國造、伴造也、

日本書紀　二十五孝德天皇　天豐財重日足姬（皇極）天皇四年六月庚戌、（十四日）（中略）輕皇子不得固辭

臣連國造伴造百八十部

昇壇卽祚、于時大伴長德(字馬飼)、連帶金靫、立於壇右、犬上健部君帶金靫、立於壇左、百官、臣、連、國造、伴造、百八十部羅列匝拜、

臣連國造伴造及び諸百姓

大化二年二月甲午朔戊申(十五日)天皇幸宮東門、使蘇我右大臣詔曰、明神御宇日本倭根子天皇詔於集侍卿等臣、連、國造、伴造、及諸百姓、

別れて臣連の氏或は造等の色と爲る

三年四月丁巳朔壬午(二十六日)詔曰、(中略)既而頃者、始於神名天皇名々、或別爲臣連之氏、或別爲造等之色、由是率土民心、固執彼此、深生我汝、各守名々、又拙弱臣、連、伴造、國造、以彼爲姓神名王名、逐自心之所歸、妄付前々處々、(前々、猶謂人々也、)

子代の民及び臣連伴造國造等所有の部曲の民を罷む

五

日本書紀　二十五　孝德天皇

大化二年正月甲子朔、賀正禮畢、卽宣改新之詔曰、其一曰、罷昔在天皇等所立子代之民、處々屯倉、及別、臣、連、伴造、國造、村首所有部曲之民、處處田莊、仍賜食封大夫以上、各有差、降以布帛賜官人百姓有差、

諸氏の族姓を改めて八色の姓を設く

日本書紀　二十九　天武天皇　十三年

十月己卯朔、詔曰、更改諸氏之族姓、作八色之姓、以混天下萬姓、一曰眞人、二曰朝臣、三曰宿禰、四曰忌寸、五曰道師、六曰臣、七曰連、八曰稻置、

姓を以て家格の品秩を示す

古語拾遺　至于淨御原(天武天皇)朝、改天下萬姓而分爲八等、唯序當年之勞、不本天降之績、其二曰朝臣、以賜中臣氏、命以太刀、其三曰宿禰、以賜齋部氏、命以小刀、其四曰忌寸、以爲秦漢

二氏及百濟文氏等之姓、蓋與齋部共預齋藏事、因以爲姓也、今東西文氏獻祓太刀、蓋亦此之緣也

官姓分れ氏姓の法始めて變ず

大日本史　二百六十七　志一　氏族一　大化改制、盡廢舊職、新設百官、而官姓始分矣、至天武朝、新作八姓、以定姓族之尊卑、氏姓之法、於是始變矣、

氏上に刀を賜ひ民部家部を定む

六日本書紀　二十七　天智天皇　三年二月己卯朔丁亥(九日)天皇命大皇弟(天武天皇)宣增換冠位階名、及氏上、民部、家部等事、(中略)其大氏之氏上賜大刀、小氏之氏上賜小刀、其伴造等之氏上賜干楯弓矢、亦定其民部、家部、

氏族をして各〻氏上を定めて官に申さしむ

日本書紀　二十九　天武天皇　十一年十二月庚申朔壬戌(三日)詔曰、諸氏人等、各定可氏上者而申送、亦其眷族多在者、則分各定氏上、並申送於官司、然後斟酌其狀而處分之、因承官判、唯因少故、而非己族者、輒莫附、

氏宗は勅を聽く

令義解　四　繼嗣令　凡三位以上繼嗣者、皆嫡相承、若无嫡子、及有罪疾者、立嫡孫、(中略)其氏宗者聽勅、

氏長者

職原鈔　下　淳和院別當(中略)凡稱氏長者、王氏、源氏、藤氏、橘氏有此號、王氏者、往古之例、親王爲其長、近代爲王氏之者、第一稱之、

王氏長者

源氏長者

玉葉　治承四年正月五日戊午、此日叙位議也、余（藤原兼實）候執事、（中略）次叙王氏、名簿在硯上、付短册不加封也、余先取笏奏曰、王氏爵、此四五年來不被叙、是則正親正顯綱與神祇伯仲資、已上兩人共、顯綱兄、顯廣王入道子也、顯綱位階上薦也、王氏之長者相論、其事未決之故也、而今上擧狀、顯綱狀也、若被宣下歟、不然者自由上擧、頗以不穩、叙否之間、可在勅定者、仰云、可問外記、余召通親問外記、外記申云、可擧王氏之由未被宣下、但去秋奉幣使之時、顯綱王可爲王氏之長者由被仰了、加之、父顯廣王在俗之時、雖不蒙可擧氏爵之勅宣、以爲王氏之長者、年來上擧、隨又所被叙來也、但此上左右可有御定者、余奏此由、勅云、共有何事哉、且又可計奏者、余申云、古昔親王蒙宣旨擧之、雖然顯廣之時、年來上擧狀、又被叙畢、今不可異彼例、何況奉幣之時、五位之王備其役、積年不被叙者、尤不便歟、但今夜不被叙、追宣下之後雖被叙、又何事之有哉、左右之間可隨勅定者、重仰云、顯廣之時、有蒙殊宣旨上擧狀、任彼例可叙之者、仍叙了、

職原鈔　下　源氏長者

爲非學院別當之人卽爲長者、而近例爲前大臣有爲長者之人、仍被下宣旨云云、

貞丈雜記　四官位　一源氏長者と云は、源氏の内にて官位高き人を源氏長者と云、源氏のみに限らず、藤原にも、橘にも、平にも、官位高き人を何氏の長者と云也、是も天子より御免ある也、（伊勢貞丈天明四年歿）

藤氏長者

職原鈔　下　藤氏長者

蒙攝政關白詔之人爲其仁、仍別不及宣下也、但宇治左大臣賴長非攝關爲長者宣下之例、初於此乎、

學館院別當

橘氏之中補之、此號長者、（中略）於氏爵者、是定人擧之、是定人者、擇其人被下宣旨也、近代九條流被傳之、仍他人不望之、依之橘家皆屬彼家云々、

橘氏長者

春日神社文書

河内國石川郡龍泉寺氏人等謹申請、郡内在地刀禰司證判事、

合　在河内國石川郡

一寺邊敷地山内三百町、（中略）

右謹檢案内、件所々田畠海浦氏人等之先祖宗我大臣之所領也、而爲鎭護國家、小治田宮（推古天皇）御宇世丙辰冬十一月、被建立龍泉寺也、仍以所々領田、爲佛取聖（衍カ）燈油幷堂舍破壞修理料、施入寺家之後、數百餘年之間、更無他妨、而以去承和十一年之比、氏長者宗岡公重不慮之

宗岡氏長者

外、爲强盜被放害、住宅燒失之次、件佛寺調度文間以燒失已了、曰之、殘氏人等注在狀、令訴
申郡內在地刀禰司之時、仁(任カ)道理有判證、(中略)

寬平六年三月五日

龍泉寺等宗岡在判
（以下署名略す）

中臣忌部卜部氏長者

除目大成抄　六　氏擧

齋宮主神中臣正六位上大中臣朝臣惟理（氏擧中略）　貞仁公
寬弘元大中臣氏

請被特蒙天裁、齋宮寮主神司職、中臣、忌部、卜部、三ヶ氏之中、以中臣爲長官、以齋部爲判官、以卜部爲主典、供奉神事、式文已明也、仍有其闕之時、各氏長者薦擧其人、隨卽被拜任、是已流例也、仍件惟盛擧任之後、從職已經十ヶ年、而今依辭退之狀、本系所僉議、替人惟理尤當其仁、仍任例擧奏如件、望請天裁、惟盛辭退之替、以惟理被改任、將令供奉神事、謹請處分、

寬弘元年十二月七日

學生正六位上大中臣朝臣宣範
（以下署名略す）

伊岐氏長者

正月の節に氏長者を拜す

正月祖兄及び氏上を拜することを聽す

別祖の氏宗は墓を營むことを得

氏の家人奴婢を氏宗の家に充つ

仲資王記　建久五年六月十二日辛丑、（中略）

裏書
阿波國忌部久家還補氏長者下文、依官人致貞申狀、今日成下了、付忌部者、大祀之時、織進荒妙御衣之氏□(部カ)也、致貞度々爲彼使、存子細之由所申也、

元久元年六月九日庚子、（中略）

裏書
九日、兼衡來、（中略）齋院卜定來廿三日也、宮主事、伊岐氏近來爲重代歟、而權少祐伊岐致貞去月逝去之間、彼氏皆服假也、兼衡爲氏長者可擧申之由、尤可然歟、但門生二人所望之內、卜部永友本名永國、雖望申、依爲不吉、齋宮主神司不擧申云々、

日本書紀　二十九天武天皇　八年正月戊(七日)子、詔曰、凡當正月之節、諸王諸臣及百寮者、除兄姉以上親及己氏長、以外莫拜焉、

續日本紀　一文武天皇　元年閏十二月庚申(二十八日)、禁正月往來行拜賀之禮、如有違犯者、依淨御原(天武天皇)朝廷制、決罰之、但聽拜祖兄及氏上者、

令義解　九喪葬令　凡三位以上、及別祖氏宗、（謂別祖者、別族之始祖也、氏宗者、氏中之宗長、卽繼嗣令聽勅定是也、）並得營墓、（謂墓之言冢也、言冢壘之地、孝子所思慕者、）以外不合、雖得營墓、若欲大藏者聽、

令集解　十戶令　釋云、其氏賤者、不入財物之例、氏家人奴婢者、轉入氏宗之家耳、或云、繼

嗣令云、氏宗聽勅假令諸氏氏別以其中長者、勅定爲氏宗、故此氏賤不入均分之限、則充氏宗之家、假如甲元爲宗、丁子後爲宗者、甲子不可得之、丁子爲宗之故、擧一反三、從之可知、在釋背、

氏社は氏人をして奉仕せしむ

七　西宮記　七　諸社遷宮事

凡氏社事、氏人承行云々、

異姓を以て氏神の社司と爲すを禁ず

中右記　長承二年八月二日甲申、祈年穀奉幣也、（中略）以召使、諸社使次第一々召之、給宣命、（中略）梅宮氏人頼兼（中略）給畢、

氏神の社は其の神の子孫を以て祭主と爲す

保延元年八月廿四日、一日下給、諸道勘文八通返上之、（中略）神社之司、以異姓他人補事可被停止、猶尋氏人可補歟、

國造縣主等各〻其の族人を率ゐて其の祖先を祭る

今書　祀政　古擧先祀者、各合其氏姓之親而享焉、故謂之氏神、而其中有宗子、宗子者、其宗、所同長、故謂之氏長、且國社亦必多用其神子孫爲祭主、假如大和三輪社、卽以大神氏、河内經津主之祠、卽以矢作氏、據姓氏錄、二氏各其所祀之後也、武藏有出雲社焉、蓋亦同、其國造之先所由出、其餘率是類也、〔蒲生君平文久三年刊〕

新論　上國體上　古者故家名族、爲國造縣主等者、各統其族人而祭其先、若大己貴之後爲三輪君、而世祭大己貴、思兼之後爲秩父國造、而世祭思兼之類、凡舊族莫不皆然、至天智帝定氏上、卽大寶令所稱氏宗者、而亦因舊俗而潤飾之也、後世鄉里所祭之神稱氏神、其土人稱氏子、蓋亦其遺俗也、

氏神氏子

古事記　上　伊邪那岐大神、（中略）於水底滌時、所成神名底津綿上津見神、（中略）於中滌時所成神名中津綿上津見神、（中略）於水上滌時所成神名上津綿上津見神、訓上云宇閇、（中略）此三柱綿津見神者、阿曇連等之祖神以伊都久神也、伊以下三宇以音、

阿曇氏等の祖神

先代舊事本紀　五　天孫本紀　伊香色雄命

此命、（開化）春日宮御宇天皇御世以爲大臣、（崇神）磯城瑞籬宮御宇天皇御世、詔大臣爲班神物、定天社國社、以物部八十手所作祭神之物、祭八十萬群神之時、遷建布都大神社於大倭國山邊郡石上邑、則天祖授饒速日尊、自天受來天璽瑞寶、同共藏齋、號曰石上大神、以爲國家亦爲氏神、崇祠爲鎭、則皇后大臣奉齋神宮、

物部氏の氏神

新撰姓氏錄　左京神別下　竹田川邊連

（火明）同命五世之後也、仁德天皇御世、大和國十市郡刑坂川之邊有竹田神社、因以爲氏神、同居住焉、

竹田川邊氏の氏神

氏上をして氏神祭を掌らしむ

大倭村屋津守大神四氏の氏神祭

大伴氏の氏神祭

藤原氏の氏神祭

續日本紀　六　元明天皇　和銅七年二月丁酉(九日)以從五位下大倭忌寸五百足爲氏上、令主神祭、

令集解　七上　神祇令　仲冬上卯相嘗祭、(中略)釋云、大倭社、大倭忌寸祭、宇奈太利、村屋、住吉、津守連、大神社、大神氏上祭、

孟夏三枝祭、(中略)謂率川社祭也、(中略)釋云、伊謝川社祭、大神氏宗定而祭、不定者不祭、即大神狹井類之神也、以三枝華嚴嚼而祭、大神祭供、此云麁甕和甕祭

萬葉集　三　雜歌　大伴坂上郎女祭神歌一首并短歌

久堅之天原從、生來神之命、奥山乃、賢木之枝爾、白香付、木緜取付而、齋戸乎、忌穿居、竹玉乎、繁爾貫垂、十六自物、膝折伏、手弱女之、押日取懸如此谷裳、吾者祈奈牟、君爾不相可聞、

反歌

木綿疊、手取持而、如此谷母、吾波乞甞、君爾不相鴨、

右歌者、以天平五年冬十一月、供祭大伴氏神之時、聊作此歌、故曰祭神歌、

續日本紀　三十四　光仁天皇　寶龜八年七月乙丑(十六日)、內大臣從二位藤原朝臣良繼病、敍其氏神鹿嶋社正三位、香取神正四位上、

九條年中行事　二月　卯日大原野祭事

藤原氏の后宮在さゞる時は氏長者氏神の饗を設く

大原野祭は藤原氏后宮饗祿を儲けらる

藤原氏后宮出家の時は氏長者大原野祭を勤む

祭日平旦、神祇官裝束神殿、(中略)藤氏六位以下次第著到、(中略)了就直會殿座、(中略)此間饗祿、藤氏后宮所儲、氏后不在之時、氏長者儲之、

江次第　五　大原野祭

居牓、所司并(傍書)居牓、此日饗祿、藤氏后宮所儲、氏后不在之時、氏長者儲之、

權記　長保二年正月廿八日丙午、早旦參內、此日藏人頭正光朝臣、奉勅詣女御(二條后藤原彰子)御曹司傳之、左大臣(藤原道長)立后宣命日、可令擇申之由、先日內々以此氣色可告大臣之由蒙勅命、然而申自院被傳仰、可有便宜之由上諸之、大臣內々豫依(四條)院仰所被承也、今日依吉日露所被仰也、此事去冬之末、太后(藤原昌子)崩給以來、度々催奏其旨、當時所坐藤氏皇后、東三條院(圓融女御詮子)皇后宮、中宮(圓融后遵子)皇后宮(一條后定子)皆依出家無勤氏祀、職納之物可充神事已有其數、然而入道之後不勤其事、雖帶后位、雖有納物、如尸祿素飡之臣、徒資私用、空費公物、論之朝政、未有何益、度々依恠、所司卜申神事違例之由、疑慮所至、恐在如此之漸歟、永祚中有四后、是漢衰亂代之例也、初立之議、雖有謗毀例、致爰出准據無難歟、況當時所在二后也、今加其一令勤神事、有何事哉、我朝神國也、以神事可爲先、中宮雖爲正妃、已致出家入道、隨不勤神事、依有殊私之恩無止職號、全納封戸也、重立妃爲后、令掌氏祭可宜歟、又大原野祭、尋其濫觴、在於后宮之所祈、而當時二后共無所勤、左大臣依氏長者獨勤其

祭、雖不致闕怠、恐非神明之本意歟、是亦可謂神事之違例、(藤原行成)小臣以藤氏末葉、爲思氏祭所申也、於其可否、只在聖擇、此間所奏雖多、不能悉詳之、

玉葉　(治承元年)安元三年五月一日庚子、去夜關白(藤原基房)送書被示云、氏院(勸學院)燒亡、其後事何樣可行哉、無先例之間、失計略了、能思慮可示送、如此之時、氏公卿可會議也、而近代之法、親尙不來、況疎乎、無人于相訪、爲之如何云々者、余昨日就愚札、付其返事所被示也、今日獻其報狀曰、先氏社及本願墓等可被祈謝、

廿八日丁卯、未剋左衞門權佐光長參入、爲聞先日返事所來也、(中略)余令申條々御返事、(中略)余令申之趣、

一氏院火災以後可被行事

可被申氏三社(春日、大原野、吉田)竝多武峰、本願贈大相國(藤原謙足)墓所等也、

廿二社本緣　平野事

當社和源氏乃長者管領之、正統是神主ヲ云也、等乃祠官毛、長者乃宣旨補寸之、藤氏乃長者乃春日等乃祠官毛如シ被加補、以之思仁之乎、源氏乃氏神也、

續世繼　三ふた葉の松　當帝は、(高倉天皇)(後白河上皇)一院の御子、御母は皇后宮滋子ときこえさせ給ふ、贈

左大臣平時信のおとゞの御女也、(中略)いま又たいらのうぢの國母、かくさかへさせ給ふうへに、同じ氏の上殿部殿上人、近衞づかさなど多くきこえ給ふ、此のうぢのしかるべくさかへ給ふ時のいたれるなるべし、たいらのうぢのはじめは一つにおはしましけれど、にきの家と世のかためにおはする筋とは、久しくかはりて、かたゞ〳〵きこえの家の氏神にておはすなれど、御名もとりわきてこの神垣のさかへ給ふ時なるべし、

二十二社註式　平野

延喜式曰、山城國葛野郡平野祭(社カ)四座、

第一　今木神　日本武尊　源氏氏神
第二　久度神　仲哀天皇　平家氏神
第三　古開神　仁德天皇　高階氏神
第四　相殿比賣神　天照大神　大江氏神

縣神　天照大神子穗日命、中原、清原、菅原、秋篠、已上四姓氏神、

年中行事歌合　十二番　右梅宮祭、四月上酉、(中略)

橘氏の氏神

宗像氏の氏神

大内氏の氏神

右梅宮は、是定などいひて、大臣の管領する社にて侍るにや、これは橘氏の人、氏神にてわたらせたまふとぞうけたまはる、

類聚三代格　一　神宮司神主禰宜事　太政官符

應准筑前國本社置從一位勳八等宗像大神社神主等、坐大和國城上郡登美山、

正六位上高階眞人仲守

右得氏人內藏權助從五位下高階眞人忠峯等解狀偁、件社坐大和國城上郡登美山（中略）件仲守、天性淸廉、堪爲神主、望請、早被補任令掌神事、但待氏長擧被補其替、相替之限、一依格制、謹請官裁者、從二位行大納言兼左近衞大將源朝臣多宣、奉勅依請、

元慶五年十月十六日

續左丞抄　二　大內（嵯峨）陳之艮方妙見勸請告文草遣之、淸書聖護院准后、道興、

維文明九年歲次丁酉二月癸卯朔、十三日辛亥、吉日良辰乎擇定且、掛毛畏幾氏神北辰妙見尊星王大菩薩乃廣前仁、左京大夫從四位下行兼周防介多々良朝臣政一（弘一字自身書之、）恐美恐毛申賜波止久久申久、神者依人之崇敬且增威光志、人者依神之冥助且保榮運津、此靈神妙見大菩薩波、推古天皇十九年辛未、周防國下松爾照降、百濟國聖明王第三皇子琳聖太子來朝乎爲守護下降云々、曩祖琳聖嫡子正恆多々良姓於賜布、仍氏神大菩薩乎周防國大內縣氷上山爾奉勸請留、寺乎波興降（薩カ）寺止號須、垂跡年舊天靈驗日新奈利、爰亂世爾依天、政一不慮之在京經年序之間、靜謐之謀波造次爾毛不休、祈請之志波顚沛爾毛無懈、而文明八年乃冬天ラ以來及兩三ヶ度且、夢乃告有爾依天、彌抽懇誠且、恭志久仰冥鑑幾、四壁內新爾寶殿乎造進須、殊今日當社祭祀之日於點志且捧禮奠乎銚利、氷上山前別當法印權大僧都祐增於爲詔戶師天令告申牟、此狀乎平介久安介久聞食且、神殿爾鎭坐志、自今以後、天下靜謐志、世上和樂志且、公武無恙久、國家康寧仁、心中一一仁護給比幸賜陪登、恐美恐美毛申、能求願、各各爾成就志且、常磐堅磐爾夜守日守

阿蘇氏神を官社に列す

林氏神を官社に列す

橘氏神を官祠と爲す

八　續日本後紀　十七　仁明天皇　承和十四年七月丁卯（四日）、修造（中略）肥後國阿蘇郡國造神爲官社焉、

三代實錄　十四　淸和天皇　貞觀九年二月廿六日丙申、以河內國志紀郡林氏神、預官社、

三代實錄　三十六　陽成天皇　元慶三年十一月六日辛酉、停梅宮祭、梅宮祠者、仁明天皇母、文德天皇祖母、太后橘氏之祖神也、歷承和仁壽二代、以爲官祠、今永停廢焉、

三代實錄　四十五　光孝天皇　元慶八年四月七日丁酉、是日始祭梅宮神、是橘氏神、頃年之間、

紀氏神を官幣に預らしむ

宗宣氏神を四度幣に預らしむ

停春秋祀、今有勅、更始而祭、

類聚國史 十 神祇十 常祀　淳和天皇天長元年八月丁酉(二十一日)、依從三位右衞門督兼播磨權守紀朝臣百繼、從四位上行越前加賀守紀朝臣末成等奏、紀氏神□(預カ)幣帛例、

年中行事秘抄 四月　上酉日當宗氏祭事、(午日使立、)

寬平御記云、仁和五年四月十四日乙亥、朕外祖父當宗氏神在河內國、自今年可祭始之狀仰畢、又世記云、寬平(仁和カ)五年四月七日戊辰、是日始奉遣河內國志紀郡當宗氏神祭幣帛使、國司一人專當其事、使食薑等並用國正稅、永爲恒例、當宗社、天皇外祖母之氏神也、(又延喜式神名帳頭註、諸神記、諸社根元記に見ゆ、)

本朝月令 四月　上巳山科祭事

太政官符、神祇官應附官帳坐山城國宇治郡山科神二座事、右得宮道氏人內藏少允宮道良連等去年八月七日解偁、件氏神、依去寬平十年三月七日奉勅之宣旨、初(預イ)享公家春秋之祭祀、雖然未附官帳、歲月稍久、望請、特被天裁、准於本神、被附官帳、預四度幣、然則值聖主之昌運、永流神冥之威德、以成感歡、鎭守國家者、中納言兼右近衞大將從三位行春宮大夫藤原朝臣忠平宣、奉勅依請者、官宜承知、依宣行之、(延喜十一年正月六日、)

社地を賜ふ

祭田を賜ふ

氏神の祭日に賜暇を請ふ

日本紀略 淳和天皇　天長六年四月乙丑(十六日)、山城國愛宕郡丘一處、給右衞門督紀朝臣百繼等、爲祭祀神地、

續日本後紀 三 仁明天皇　承和元年正月庚午(十九日)、山城國葛野郡上林鄉地方一町、賜伴宿禰等、爲祭氏神處、

三代實錄 三十八 陽成天皇　元慶四年八月廿九日庚戌、河內國飛鳥戶神社賜田一町、以充春秋祭禮之費、緣氏人主稅助外從五位下百濟宿禰有雄、主殿權允正六位上御春朝臣有世等之請也、

續修東大寺正倉院文書 二十　安宿廣成謹解　申請暇事

合三箇日

右爲私神祭祀、請暇如件、以申、

寶龜二年四月十五日

美努石成請暇解文

美努石成解　申請暇事

合五箇日

右依可私氏神奉、暇所請如件、仍注狀、謹以解、

寶龜三年十月廿八日

上（別筆）　眞繼

五位以上に官符を待たずして畿外の氏社に參詣するを聽す

正稅を賜ひて氏神詣の旅費に充つ

眞人の姓を賜ふ

續日本後紀　三仁明天皇　承和元年二月辛丑（二十日）、小野氏神社、在近江國滋賀郡、勅聽彼氏五位已上、每至春秋之祭、不待官符、永以往還、

續日本後紀　六仁明天皇　承和四年二月癸卯（十日）、是日勅聽大春日、布瑠、粟田三氏五位已上、准小野氏、春秋二祠時、不待官符、向在近江國滋賀郡氏神社、

三代實錄　二十四清和天皇　貞觀十五年九月九日辛未、掌侍從五位上春澄朝臣高子奉幣氏神、向伊勢國、勅賜稻一千五百束、以爲行旅之資、

三代實錄　三十三陽成天皇　元慶二年二月十九日乙酉、詔、山城國正稅稻三百束、賜從五位下山背忌寸大海仝子、以奉幣氏神向阿波國也、

九日本書紀　二十九天武天皇　十三年十月己卯朔、是日、守山公、路公、高橋公三國公、當麻公、茨城公、丹比公、猪名公、坂田公、羽田公、息長公、酒人公、山道公、十三氏賜姓曰眞人、　十一月戊申朔、大三輪君、大春日臣、阿倍臣、巨勢臣、膳臣、紀臣、波多臣、物部連、平群臣、雀部臣、中臣連、大宅臣、粟田臣、石川臣、櫻井臣、采女臣、田中臣、小墾田臣、穗積臣、山背臣、鴨君、小野臣、川邊臣、櫟井臣、柿本臣、輕部臣、若櫻部臣、岸田臣、高向臣、宍人臣、來目臣、犬上君、上毛野君、角臣、星川臣、多臣、物方君、車持君、綾君、下道臣、伊賀臣、阿閇臣、林臣、波彌臣、下毛野君、佐味君、道守臣、大野君、坂本臣、池田君、玉手臣、笠臣、凡五十二氏賜姓曰朝臣、　十二月戊寅朔己卯（二日）、大伴連、佐伯連、阿曇連、忌部連、尾張連、倉連、中臣酒人連、土師連、掃部連、境部連、櫻井田部連、伊福部連、巫部連、忍壁連、草壁連、三宅連、兒部連、手繼連、丹比連、靱丹比連、漆部連、大湯人連、若湯人連、弓削連、神服部連、額田部連、津守連、縣犬養連、稚犬養連、玉祖連、新田部連、倭文連、倭文、此云之頭於利、氷犬養連、間人連、春米連、美濃連、諸會臣、布留連、五十氏賜姓曰宿禰、

朝臣の姓を賜ふ

宿禰の姓を賜ふ

十八氏の纂記を上進せしむ

日本書紀　三十持統天皇　五年八月己亥朔辛亥（十三日）、詔十八氏、大三輪、雀部、石上、藤原、石川、紀伊、阿倍、佐伯、采女、巨勢、膳部、春日、上毛野、大伴、穗積、阿曇、平群、羽田、上進其祖等纂記、（原慕記に作る、釋日本紀に據りて改む、）

古史徵　一夏　持統天皇紀に、五年八月辛亥、詔十八氏、（註略）上進其祖等纂記と見えたる、纂記を都岐夫美と訓べし、卽いはゆる系圖と聞えたり、今本に慕字に誤りて、オキツキブミと訓るは非なり、今は字も訓も釋紀に據りて正しつ、

さて系圖をも此に據て都岐夫美と訓べし、字書に系者、連也、繼也、緒也と見え、また圖書者文籍也とも有ればなり、(中略)大系圖の卷首に、新編纂圖云々とある纂圖てふ號も、御紀に纂記とあるに倣へるならむかし、此を以ても、書紀の今本どもに、墓記とある(平田篤胤文政二年刊)は誤なること炳焉し、

本系帳を獻ぜしむ

日本書紀弘仁私記　序

凡厥天平勝寶之前、(聖武)感神天皇年號也、世號法師天皇、每一代使天下諸氏、各獻本系、謂譜諜爲本系也、永藏秘府、不得輙出、令存圖書寮者是也、(カ恭)雄朝妻稚子宿禰天皇御宇之時、姓氏紛謬、尊卑難決、因坐月(甘カ)橿丘令探熱湯定眞僞、今大和國高市郡(在カ)有釜是也、後世帝王見彼覆車、每世令獻本系、藏圖書寮也、

天平寶字五年の本系帳

中臣氏系圖　延喜本系解狀

大中臣氏人等解申、進新撰氏族本系帳事、(中略)

同本系云、(中略)案依去天平寶字五年撰氏族志所之宣、勘造所進本系帳云、高天原初而、皇神之御中、皇御孫之御中執持、伊賀志桙不傾本末中良布留人、稱之中臣者、

延暦十八年の本系帳

日本後紀　八　桓武天皇

延暦十八年十二月戊戌(二十九日)勅、天下臣民、氏族已衆、或源同流別、或宗異姓同、欲據譜牒、多經改易、至檢籍帳、難辨本枝、宜布告天下、令進本系帳、三韓諸蕃亦同、但令載始祖及別祖等名、勿列枝流幷繼嗣歷名、若元出于貴族之別者、宜取宗中長者署申之、凡厥氏姓、率多假濫、宜在確實、勿容詐冒、來年八月卅日以前、惣令進了、便編入錄、如事違故記、及過嚴程者、宜原情科處、永勿入錄、凡庸之徒、惣集爲卷、冠蓋之族、聽別成軸焉、

桓武天皇本系帳を撰ばしめたまふ

新撰姓氏錄　序

皇統彌照聖明、生而叡哲、(桓武天皇)(中略)思切正名、廼降絲綸、撰勘本系、緗帙未畢、鳳輿登遐、天朝至明、紹修前業、(中略)爰勅中務卿四品臣萬多親王、(中略)臣等歷探古記、博觀舊史、文駮辭蹐、音訓組雜、(中略)新進本系、多違故實、(嵯峨天皇)

三年に一度本系帳を上らしむ

三代實錄　三十九　陽成天皇

元慶五年三月廿六日甲戌、是日制、令五畿七道諸國諸神社祝部氏人本系帳三年一進、

本系帳は祖宗を立て昭穆を分ち濫吹を正し後生に表す書なり

中臣氏系圖　延喜本系解狀

大中臣氏人等解申、進新撰氏族本系帳事、

夫本系者、所以立祖宗、分昭穆、正濫吹、表後生之書也、爰自居々登魂命以往、本記雖存、朴略不詳、從太祖天之兒屋根尊以來、父子相承、兄弟載錄、凡厥條分支別之類、必以編次、不失故實、就中殊有立功名者、名下繫其行事、降至廿一世孫可多能祜大連公、總生三男、第一男御食子大連公、第二男國子大連公、第三男糠手子大連公、分爲三門、子孫稍衆、御食子大連公生八男、其第一男內大臣鎌足、初爲藤原朝臣、同大臣舍弟八郎垂目連、是散位大中臣氏彝等之祖、次國子大連公、是神祇大副從五位上大中臣朝臣安則等之祖、次糠手子大連公、是

神祇大祐大中臣本扶等之祖也、先祖之後、度々相承、勘造圖牒、或別祖之後、倒錯不明、或名號之字、相違難辨、芝艾雙生、涇渭混流、因玆、申下上宣、鳩集先後本系及家々古記、戸々門文等、始從去寛平五年、十四載之間、實錄粗畢、仍集爲卷、名曰新撰氏族本系帳、總造一卷、以寫四通、一通准例、送納省庫、三通各分授置三門、但或偏好遠遊、流宕不歸、或追尋世業、耕種聊生、如此之類、非無兒息、生長草萊、分離親族、勤雖弋釣、恐有遺脫、假令雖漏此帳、來首不虛、搜實處分、不必確執、苟所以不棄人之心也、于時延喜六年歲次丙寅焉、

系圖略之

以前檢案內、去貞觀五年十一月三日、勘造件帳、進官已畢、而先帳歷年、後生未載、爰被上宣、具所撰錄、加以此氏供奉神事、良有以矣、苟非其人、恐致咎祟、望請准例、被踏官印、依件分納、將爲後鑒、仍錄事狀、申上如件、謹解、（件本系、去延喜三年、緒作既畢、而以今年夏、勘署進官、）

延喜六年六月八日　　散位正六位上大中臣朝臣氏雄

從五位上行神祇大副大中臣朝臣安則　正六位上行大祐大中臣朝臣本扶

少副正六位上大中臣朝臣良臣　從七位上守少祐大中臣朝臣奥生

少典鑒正七位上大中臣朝臣有總

十二年に一度譜圖諜を進ぜしむ

譜圖を獻ぜしむ

允恭天皇の朝氏姓の紛亂を正す

類聚三代格　七　郡司事　太政官符

應令諸國郡司譜圖諜一紀一進事

右得式部省解偁、檢案內、件圖諜、經數十年一進、或五六年間頻進、因玆短祚早死者、子孫懷漏圖之憂、數好改換者、官司有勘會之煩、望請、下知諸道、令進件圖諜、以一紀爲限、務存實錄、不致假濫、但依去弘仁二年二月廿日詔書、應進譜圖之狀、三年九月四日、下知諸國訖、而諸國所進圖諜零疊、年限不同、如此之國、始進圖年計其程限、謹請官裁者、右大臣（藤原冬嗣）宣、依請、

天長元年八月五日

右衞門權少尉正六位上大中臣朝臣三江

散位從六位上大中臣朝臣勝來

學生正七位上大中臣朝臣利世

三代實錄　七　清和天皇　貞觀五年三月十一日癸酉、詔令近江國坂田郡穴太氏譜圖、與息長坂田酒人兩氏、同卷進官、

新撰姓氏錄　序　允恭御宇、萬姓紛紜、時下詔旨、盟神探湯、首實者全、冒虛者害、自玆厥後、氏姓自定、更無詐人、

沐浴齋戒して盟神探湯せしむ

八十友緒の氏姓を定む

氏姓を明らかにし治國の要と爲す

日本書紀　十三允恭天皇　四年九月辛巳朔己丑(九日)、詔曰、上古之治、人民得所、姓名勿錯、今朕踐祚於玆四年矣、上下相爭、百姓不安、或誤失己姓、或故認高氏、其不至於治者、蓋由是也、朕雖不賢、豈非正其錯乎、群臣議定奏之、群臣皆言、陛下擧失正枉、而定氏姓者、臣等冐死、奏可、(二十八日)戊申、詔曰、群卿百寮及諸國造等皆各言、或帝皇之裔、或異之天降、然三才顯分以來、多歷萬歲、是以一氏蕃息、更爲萬姓、難知其實、故諸氏姓人等、沐浴齋戒、各爲盟神探湯、則於味橿丘之辭禍戸碑、坐探湯甕、而引諸人令赴曰、得實則全、僞者必害、盟神探湯、此云區訶陀智、或湟納釜煮沸、攘手探湯湟、或燒斧火色置于掌、於是、諸人各著木綿手繦、而赴釜探湯、則得實者自全、不得實者皆傷、是以、故詐者愕然之、豫退無進、自是之後、氏姓自定、更無詐人、

古事記　下允恭天皇　於是、天皇愁天下氏氏名名人等之氏姓忤過而、於味白檮之言八十禍津日前、居玖訶瓮而玖珂二字以音、定賜天下之八十友緒氏姓也、

氏族考　上　かく姓氏の尊卑、自ら定りたる上は、朝家にも其種姓の由緣を知しめさでは、得あるまじき業なるを以て、氏姓を明かにし給ふを、治國の要とはせられたりけむ、いかにとなれば、垂仁の朝に氏姓の法を定め給ひしより、氏々甚多かめるを、神功皇后韓國を伐給ひし後、次々に諸蕃服從奉りて、皇國に留り住る者どもに姓氏を賜へりし事、姓氏錄序に、垂仁撫運云々、姓氏稍分、況復任那鵄風、新羅歸賁爾來、諸蕃仰德無不來懷、遠賜姓、是時著明、とあるが如く、皇神別の百八十氏人を始め、三韓諸蕃の氏々甚多くなれるに合せて、其血脈卑き者も、祖先を僞りて尊き姓氏を稱ひ、或は古傳を取失ひて、己が氏姓を誤る類もありて、いと紛亂がはしき故に、探湯して其虛實を糺し給へりとみゆ、

庚午年籍

治部省本姓繼嗣譜第爭訟等を掌る

令義解　一職員令　治部省　管寮二、司二、

卿一人掌本姓、謂猶言姓、其姓氏者、爲人根本、故連言也、繼嗣、謂五位以上嫡子也、繼嗣令、定五位以上嫡子者、陳牒治部是也、婚姻、謂五位以上嫡子、及諸蕃朝聘　使卿大夫曰聘、朝、妻也、爲重繼嗣故、祥瑞、喪葬、贈賻、謂官位曰贈、財貨曰賻、凡贈位者、中務作位記、此省受兼知其生服也、謂取、付死人家也、賻貨者、死人本司申太政官、々下此省、省更下勘申、自大藏省下給也、國忌、謂先皇崩日也、諱、謂諱避也、言皇祖以下名號、諱而避之也、事、(中略)大解部四人、掌鞫問譜第爭訟、謂窮問譜第之爭訟、定其族姓之次序、其解部是爲別司、不在同員也、少解部六人、掌同大解部、

庚午年籍、是造籍、是爲庚午年籍也、

帝王系圖諸民雜姓記諸蕃雜姓記等の僞書を焚かしむ

倭漢總歷帝譜圖天宗を垢すを以て官に沒收す

日本書紀弘仁私記　序

世有神別記十卷、天神天孫之事、具在此書、發明神事最爲證據、然季紀夐遠、作者不詳、夐遠視也、隱正反、自此之外、更有帝王系圖、天孫之後、悉爲帝王、而此書云、或到新羅高麗爲國王、或在民間爲帝王者、因玆延曆年中、下符諸國令焚之、而今猶在民間也、諸民雜姓記、或以甲後爲乙胤、或以乙胤爲甲後、如此之誤、往々而在、苟以曲見、或無識之人也、諸蕃雜姓記、田邊史、上毛野公、池原朝臣、住吉朝臣等祖、思須美和德兩人、大鷦鷯天皇御宇之時、自百濟國化來而言、己等祖是貴國將軍上野公竹合也者、天皇矜憐混彼族訖、而此書云、諸蕃人也、如此事觸類而世也、（多カ）新撰姓氏目錄者、柏原天皇御宇之時、若狹國人申新本系事、因玆令諸國獻本系撰此書、而彼主當人等、未辨眞僞、抄集誤書施之民間、加以引神胤爲上、推皇裔爲方、尊卑雜亂、無由取信、但正書目錄、今在太政官、今此書者、所謂書之外、恣申新意歟、故雖迎禁、駟不及耳也、如此之書、觸類而夥、夥多也、踳駮舊說、眩曜人看、踳駮、差雜貌、或以馬爲牛、或以羊爲犬、輙假有識之號、以爲述者之名、謂借古人及當代人之名、卽知官書之外、多穿鑿之人、是以官禁而令焚、人惡而不愛、今猶遺漏、遍遍在民間、多僞少眞、無由刊謬、是則不讀舊記、日本書紀、古事記、諸民記等之類、無置師資之所致也、（博カ）幡士爲師、弟子爲資、

日本後紀　十七　平城天皇

大同四年二月辛亥（五日）、勅、倭漢總歷帝譜圖、天御中主尊標爲始祖、至如魯王、吳王、高麗王、漢高祖命等、接其後裔、倭漢雜糅、敢垢天宗、愚民迷執、輙謂實錄、宜諸司官人等所藏皆進、若有挾情隱匿、乖旨不進者、事覺之日、必處重科、

續日本後紀　十六　仁明天皇

承和十三年三月庚戌（九日）、勘王世所言、氏姓之中、身住外處者、

奸濫の輩宗枝に冒入し獃惷の人皇胤に漏るゝを糺す

朝臣は內位に叙し下姓は外位に叙す

姓の卑しき者は直に內階に叙せず先づ外階に叙す

或未被人知、至於對問、以能說家譜者、卽爲是眞、鎭（錯カ）言系譜者、因謂之僞、无人證引、只據文書、伏恐、奸濫之輩、冒入宗枝、獃惷之人、空漏皇胤、望請、仰所司、若有如此之色、速令言上、更加搜索、以糺眞僞者、依請、仰五畿內諸國令言之焉、

長秋記

保延元年正月四日戊寅、行幸院（崇德天皇）（鳥羽上皇）（中略）前大相國（藤原忠實）召左中將公教、左中將公隆、右中將忠基、仰可樂行事之由、忠基直自左方就樂幄、大鼓當殿前、樂幄在其東方也、左右亂聲、光則、忠方振桙、（中略）左春鶯囀、右新鳥蘇、左胡飲酒、多忠方傳習此曲、度々備叡覽、然而今度摩娑最上之由、人々被褒譽、關白（忠實子忠通）蒙勅、傳左大臣（藤原家忠）被加一階、大臣起座、於殿坤召忠方、被仰一階給之由、忠方於右仗南頭再拜、舞入樂幄、此間前大相國、傳關白、諸卿可定申之由被仰、忠方雖爲右者、依左舞蒙勸賞者、又左者必不可被行賞、有何事哉、又光則、忠方、何爲上﨟哉、左衞門督被申云、光則、忠方、同日依勸賞叙爵、然而多依爲朝臣叙內位、狛依下姓（宗禰）叙外位、右忠方爲上﨟也者、勸賞事、參議等申云、謂勸賞、依藝善所被行也、忠方依善舞、已浴勸賞、光則又善舞者、被行賞矣有何難乎、其體不優者、不被行矣有何事乎、

官職難儀　敘位入內とは

外階より內階に入るを申也、外階とは五位に外從五位下と申て、姓のいやしき者は、直

に從五位下には敍し侍らで、先外階に敍して、さて從五位下に敍する也、敍位の時、入內の勘文とて、外記內階に入べきものを記してまいらするを執筆敍する也、中家の外記は、外階勞中一年以後記し申し候、清家外記の外階に成たる翌年より勘文に載る也、（中略）內階外階の姓の差別は、執筆する人の口傳ある事にや、〔吉田兼右天正元年歿〕

姓の卑しきを外姓と稱す

多々良問答　一　一外敍位事、姓體不知モノニ外ノ字ヲ付、姓體知レタルハ內階ヘ入、是文武帝ノ時定也、地下ニ不限姓體知タルト知レヌト也外姓トテ姓ノイヤシキ者ハ、先外從五位下ト云位ニ敍シテ、後年ノ敍位ニ入內トテ、從五位下ニ敍シ候也、朝臣、宿禰、眞人ナドノ尸ニテ候ハヌ姓ハ皆外姓也、

諸國の武士身命に資せんが爲系圖を賣る

文正記　文正元年丙戌躁動史序

八耳（聖德）太子未來記曰、吾當入滅之后七百餘載、君臣失道、父子違禮、殺君殺親、立邪立非、僧者非僧、俗非俗、今是其時也、概神代以來、侍凡下區別有之、然本侍者、得替所帶、追從土民、爲資身命、賣於系圖、依無爲方、薙髮易服、僞作沙門、心非沙門、敬富裕者、跪恩顧之輩、移僧房、或住本宅、値遇下賤、傾笠謁唉、是謂偪（フクカ）下者、凡下之者、抑留稅賦、喪如公道、弃於農業、習於武藝、買系圖自稱侍、（中略）終蒙天罰、自業自滅、是謂僭上者、是以天下無安、國家不穩、噫嘻、（上下略）

凡下の者系圖を買ひて侍と稱す

鎌倉大草紙　（武田）信元、（中略）信長の一男伊豆千世丸とて、土屋が娘の腹に生れし子を養子に定て、系圖幷代々の御感書手次證文、不殘相傳也、（中略）

武田信元織田信長の子を養ひて系圖を相傳す

（上杉）憲實、（中略）其後船にて西國へ赴、周防國へ行脚あり、爰にそのころ、中國の大內殿、威勢を中國、九州までふるひける、都には武衞、細川、畠山の三家ともに末になり、其家いづれも二ツにわかれ合戰あり、一人して天下の御後見も難叶、大內は大名にて威勢もありければ、天下の御後見を望、一度都にのぼり、公方の執事とあふがれ、政道を輔佐せん事願ひけれども、三家の外は執事の例もなし、かなふまじとて、多年望を空して過しける時、憲實入道此所へ來りけるこそ幸なれと、大に喜で、憲實入道を雲洞菴（院イ）高岩長棟菴主と稱し、長門國深川大寧寺と申會下寺にうつしをき、馳走渴仰して、則大內殿は憲實の養子になり、上杉山の內の系圖を繼、篠の丸にまひ雀の幕の紋を請て、憲實を御父とて崇敬限りなし、其後大內殿都へ上り、上杉は關東管領の家なれば、それをつぎて、京都の執事職も子細有まじきよし申上ければ、公方よりも禁中へ奏聞ありければ、尤其寄ありと御免ありて、大內左京大夫義興初て上杉より請て京管領に任ぜられ、御後見望のごとく叶ひける、

大內義興上杉憲實の養子と爲りて系圖家紋を讓り受く

相州兵亂記　四　上杉敗北幷龍若最期之事

憲政景虎ヲ養子ニシテ、上杉重代ノ太刀、天國、幷系圖ヲ渡シ、關東ノ管領ヲ讓リ玉フ、（上下略）

上杉憲政長尾景虎を養子として系圖を讓る

大日本史　二百六十七志　氏族一　至弘仁天長以後、則皇族賜姓者、不出乎源平二氏、非如古者各賜別氏、以敍其族者、其法至此又少變矣、自外戚顓權、而藤原氏橘氏世顯於朝廷、自武人得勢、而源氏平氏日雄於國郡、四氏族類、竟蕃衍於海內、而當時豪族爭占據郡鄉、分植子弟、各因其地、以爲家號、不復關朝制、氏姓之法、終大變亂矣、及足利倍畔、天下鼎沸、士離桑梓、家喪譜牒、其誤認他姓、妄攀華胄、牽强傅會、以諰其祖者、不可稱計、且以異姓承家、爲一世之俗、法家所禁、概乎不行矣、逆人倫之序、絕天性之道、民風之所以偷薄、世道之所以陵夷、其源皆繇乎此、可勝慨哉、

室町時代諸家譜牒を失ひ誤りて他姓を冒すもの多し

和氣系圖　系圖　承和初、從宅□（丸カ）於圓珍所、（系圖略ス）

現存せる最古の系圖たる和氣系圖

和氣系圖附考　校訂和氣系圖

一此系圖いかなればか氏を記さず、今和氣系圖とさだめいへるは、圓珍和氣氏にて、其上祖よりの氏族を系ㇾ圖したればなり、（中略）

一首に出せる系圖は、身人名が子の二門に分れたる承統を記せるにて、その一門は圓珍が家の承統なり、但しともに末つかたは兄弟におよぼして記せり、今承統圖と稱ふべし、次に記せる系圖は、元祖より支流におよぼして記せり、今本系圖と稱ふべし、さてその本系圖により、目安く承統圖をば作れるものなり、かくてその承統圖は、字の滅たるところ多くてよみがたきを、本系圖に合せ校て訂し補へたり、

一承統圖に、宅成が弟に宅丸を載せ、宅成が長子に廣成、次に福雄あり、本系圖には宅成が長子に圓珍、次に福雄を載せて、宅丸が名見えず、今按ふるに、本系圖の首に、系圖承和初從宅□於圓珍所と書る宅字下の滅たるは丸字にて、宅丸とありしかるべし、かくてその文義を考るに、此系圖は承和初、宅丸が寫して圓珍が所へ遣せる由を、後日に圓珍がみづから書加へたるものと見ゆ、さてその本系圖には圓珍を載て、（得度也、圓珍と書り、拙き書ざまなり、）宅丸おのが名をば記さゞりしを、承統圖には圓珍が書載たるなるべし、さて又承統圖、宅成が長子に廣成（次子は本系圖と同じく福雄とあり、）と書るは、きはめて圓珍が事ふるを、僧名を用ひずして俗名もて記せるは、出家の旨をたてたる心ゑらひにぞあるべき、又承統圖と本系圖の首の加書の、ともに同じ手と

見ゆるは圓珍が書るなるべし、又本系圖は手のすぢ別人と見ゆ、此は宅丸が書ておこせたるなるべし、宅成が譜に「後得度僧仁德」と書るをおもへば、そのかみ父宅成は既に僧となりて、弟宅丸が世を嗣て在しほどの事なりしなるべし、是も件の考の證とすべし、〔伴信友　天保六年著〕

寛永諸家系圖傳　序　本朝諸家の系圖、世に傳はる事久し、鹿苑院殿の時に、大納言藤原公定うけたまはりて分脈圖をえらび、嫡子庶子の本末をわけて世におこなふといへども、ふをいまだつまびらかふらず、寛永十八年二月七日、將軍家（德川家光）あらたに台命をくだしたまひて、諸家の系圖をあつめあましむ、資宗これを奉行す、民部卿法印道春これにそふて、そのあむべきおもむきをふめす、こゝにをひて諸大小名、御譜代、御近習、御番衆に、およそ恩祿をかうぶるもの大小とふくみな、其家譜をさゝぐるもの數千人なり、道春をよび子春齋、件の家譜をみて其眞僞をわきまへ、其新舊をたゞす、且又仰によりて漢字倭字兩通をつくらしむ、其事繁多ふるゆへに、十九年三月十日、かさねて台命くだりて、僧錄金地院元良長老、尾州の法眼正意、水戸の書生卜幽了的おふじくその事にあづかる、高野山見樹院立詮をよび御右筆大橋重政、小嶋重俊、倭字の事にあづか

る、且又京都五岳の僧侶十七人をめして江戸にきたらふむ、こゝにをひて諸家の系譜をわかちくばる、道春、春齋は、清和源氏の部をつかさどる、重政これに屬す、正意は諸氏の部をつかさどる、立詮これに屬す、元良をよび五岳衆は、藤原氏の部をつかさどる、重俊これに屬す、其外草案をつくり、淨書にあづかるもの數十書生は平氏の部をあむ、重俊これに屬す、其系譜にくはしきあり、あら〳〵しきある事は、お人におよべり、歲を經て全編をなす、其事繁多ふるゆへに、十九年三月十日、かさねて台の〳〵獻ずる所の家本長短あるによりてふり、漢字倭字都合三百七十二卷、其名を題して寛永諸家系圖傳といふ、かくのごときの大部なる事、本朝のむかしよりいまだきかざるところふり、誠に太平御一統の御時にあらずは、いかでかこゝにいたらんや、諸家其官祿をしる時は、御恩のあつき事をわすれず、其勳功をのする時は、先祖のつとめをおもふべし、ふかれば忠孝の道、無窮の德とともに、千萬世の後まで、たれかあふぎたてまつらざらんや、

寛永二十年癸未九月吉日

寛政重脩諸家譜　序　寛永十八年、命備中守臣太田資宗、輯諸家系譜、使臣林信勝等、分任著述編摩之役、書成、名曰寛永諸家系圖傳、凡姓氏門閥之故、皆取正於此、自時厥后、

従五位下太田備中守源資宗

歷禩將二百、其承襲興替褒貶與奪、宜陸續追書、而未之遑、是以臣正敦不自揣、敢請成其書、幸蒙俞旨、以臣總裁其事、使豐前守臣堀田正穀副之、乃選臣僚吏胥、曉文墨有識幹、及其子弟可任使者五十餘名、請以爲屬、分曹從事、臣建言之初、志專在繼舊譜、既而開局校勘、見諸家頃所進譜牒、間有與舊譜不吻合、蓋文書碑板、散逸於當年者、後嗣訪獲而後始備、則知向之疎繆、亦理之固然、於是寬永以前之紀載、有不能盡、推卸諸舊譜者焉、乃請而改體例、或刪補或兩存、名以寬政重脩諸家譜、創局於寬政十一年己未、斷乎於文化九年壬申、書成、一千五百三十卷、繕寫上進、臣正敦謹序之曰、天下之人、孰無姓系、而止是諸家何也、以爲大府之治具也、譜牒之編尙矣、自萬多親王撰姓氏錄、繼起者數十家、莫非所以辨宗庶、維政化、定民志、降迄中葉王綱解紐、禮亂相承、豪傑未必出於世家、於是乎、有起於卒徒、而位極人臣者、有據一州一郡名器世系、或出其自爲、無命於上、無統於前、至是譜牒大壞、眞假錯雜、天厭喪亂、生我神祖、智謀勇果之夫、蟬聯景附、輔成鴻業、時際慶元、大兵龕撥、德懷威懾、莫不投戈崩角、霧消燭熄、天地開朗、於是論功行賞、上之有胙土析珪之寵、下之至尺效寸勞、甄錄弗遺、若夫迷方梗化之類、亦來斯受之、刮垢滌汙、皆涵濡江海之宏量、藩衛磐石之丕基、人心悅服、宇內密如、夫然後命成舊譜梳理融會、列於令甲、故新譜之於舊譜、雖不能一切遵奉、要之不過小

出入、而其大體則豈容異軌哉、古者有賜姓命氏之典、而今無其事、今無其事、而有其意者二譜之謂矣、何則譜牒之晦者、待此而明、明者待此而確、氏姓閥閱、一展瞭然、藏在祕府、爲萬世不刊之典、宗庶以辨、政化以維、民志以定、世族保恩、國體益鞏、德澤之流、不可概量、臣等叨董其役、與有榮耀焉、於是摘其大要、弁諸簡端、文化九年壬申十一月、攝津守從五位下臣堀田正敦謹序、

集義外書　十四　窮理下

一朋友問、日本には氏筋を申國にて御座候に、近世は武士の氏筋は大かた亂てしられず候、名乘度氏を名乘ても、誰とかむる人もかし、本より氏系圖ありて名乘人といへとも、度々の亂世に、其系圖いつちへか行てしられぬゆへに、氏なき人か、今名乘もたゝすへき樣なし、近年氏系圖つり出し候は、學文者を賴み候へは、何方へつりつゝけ候はんもまゝにて候、大系圖とてあるも、其大系圖こそはあれ、その系圖へ飛入者は誰ともしれさる有、日本の士民の姓と、天神の姓と多はみたれ侍り、又上たる人の臣を召つかはるゝに、筋目〳〵に官職知行あたへ給へは、人情はよけれとも事不調候、人次第、才知次第にあけ給へは、人情にさはる事おほし、是等の義は何と有へき道理

にて候はんや、云、日本の古は、源平藤橘なと、天神よりのつりの正しき人の中にて、能人からをえらひて官位をあたへ、才智あるをえらむて職を授給へり、士民の姓の中に才知の可用あるをは、其程〳〵に下の事を命し給へ共、官位をさつけす、知行をあたへす、其役をつとむる間、藏米にて祿をくたされ、功あるには金銀なとの時の褒美多侍り、士民の姓なれ共、德も才も勝れて、天神の孫の中にもまれなる靈質あれは、天のゆるせる精なるか故に、天子より姓を給はりて、初て天神の孫に准し給ふ也、是は則其人に聖神の德有る故に、其人始祖となれり、又天神のつり有ても、粗なる人にて庶人の業ならてはならす、庶人にくたりて五世過れは、習姓と成て、士民にことなる所なし、靈質の子孫出來るまては、あけられす、是を地士と名付て、庶人の中の氏持たる者也、如此たゝす時は、不德の賤しき者官位をけかさす、士の風俗美成物也、近世此たゝし亂てより、不德にても當座の才覺あれは、賤しき者も尊き人の上におれり、本より何もしらぬ賤しき習より時の幸得たる者なれは、けすしき事をも恥とせす、をして國家の風俗をみたせり、其本は氏筋のたゝしなくて、小者にても何にても、其主人の幸にひかれて、主人たに大名になれは、德も筋もなき者か、家久敷と云はかりに大身になる故也、不才不德のものも部屋住といへは、親の代の歷々にもふみこへて、權を執を其筈とゆるし來れるあやまりより、世中日々に惡敷成ぬ、又不知不才の人にても、筋目次第に召つかはれては事ゆかぬ義也、人次第才知次第になくては不叶、然共、或は其家老の家なとにして、わつかに生出たる者か、直に召つかはるゝ幸あるたにかたしけなきに、少目の前の才覺有けつかう者にて、人によくいはれなとすれ共、實は不德にしていやしき所有を、人の頭なとさせて、其國の士大將、もの頭の歷々の末子にても、小姓なとすれは、其なりあかりの下知につき組子となれは、無念千萬に思ふも理也、人からの勝れて、天ゆるし人ゆるす者は、誰も無念と思ふ者もなき事也、不知無心得にて思ふ者あるも、ほとなく德に化してしたかふものかり、〔熊澤了介元祿四年疫〕

諸藩士及び都鄙有才の者を徵士に拔擢す

一〇 太政官日誌　二慶應四年戊辰二月　徵士貢士

徵士、無定員

諸藩士及都鄙有才ノ者、公議ニ執リ拔擢セラル、則徵士ト命ズ、參與職各局ノ判事ニ任ズ、又其一官ヲ命ジテ參與職ニ任ゼザル者アリ、在職四年ニシテ退ク、廣ク賢才ニ

才能に因りて徴士に選擧す

議ルヲ要ス、若其人當器尙退クベカラザル者ハ、又四年ヲ延テ八年トス、衆議ニ執ルベシ、

貢士、大藩四十萬石以上三員、中藩十萬石以上三十九萬石ニ至ル二員、小藩一萬石以上九万石ニ至ル一員、

諸藩士其主ノ撰ニ任セ、下ノ議事所ヘ差出ス者ヲ貢士トス、則議事官タリ、輿論公議ヲ執ルヲ旨トス、貢士定員アツテ年限ナシ、其主ノ進退スル處ニ任ス、又其人才能ニ因テ徴士ニ選擧スベシ、

太政官日誌　慶應四年戊辰四月　四月十二日御布告之寫

先般御誓被爲在、御宸翰ヲ以テ御布告被仰出候通、朝政御一新之時ニ膺リ、總而簡易質略之思召ヲ以、御國體御更張被爲在度トノ御事、依テハ於諸藩モ御趣意ヲ奉體認、速ニ政令ヲ大變革致シ、奉安宸襟候樣無之テハ不相濟次第勿論ノ事ニ候、假令慶元以還、受封ノ國法制令タリト雖モ、當今時勢ニ不相合ノ義ハ斷然廢棄致シ、一新ノ基本ヲ相立、朝廷諸藩一致ノ全力ヲ盡シ候テコソ、日新ノ聖業相顯候御事ニ可有之、然ルニ朝廷將門ノ政權ヲ御取返シ被遊候テヨリ、復古ト申候ヘバ、只朝廷ノ御事ノミト相心得候者モ有之哉ニ相聞ヘ、甚以無謂事ニ候、抑各藩叡旨ヲ奉體認、一新ノ基本ヲ建ルハ、第一舊習因循ヲ打破シ、賢才ヲ擧ゲ國政ヲ革ムルニ在リ、然ルニ諸藩多クハ任撰ヲ主トセズ、專ラ門閥ヲ以テ政柄ヲ爲執候ヨリ、隨テ舊習難改、姦吏難除ノ患可有之哉、今般於朝廷モ摂籙門流ヲ被廢候程ノ事ニ有之候得バ、諸藩ニ於テ世祿家格ヲ以テ政事ヲ專ラニシ、方今ノ事體ニ不相合、或ハ庸劣其任ニ不堪向等ハ速ニ廢黜シ、非常拔擢ヲ以テ賢才ヲ登庸シ、國政十分ニ改正致シ候テ、皇國一體復古ノ御趣旨貫徹致候樣御沙汰候事、

右之通被仰出候上ハ、諸藩速ニ實効相立可申、若等閑ニ相心得、猶因循ニ有之候向ハ、品ニヨリ御取糺可有之、依テハ追々諸國巡察使被差向、改正ノ政績可被聞食候間、此旨相心得可申候事、

一新の基本を建つるは賢才を擧げ國政を革むるに在り

人才登用に關する橫井平四郎の意見書

橫井平四郎書翰

別啓

新政是迄ノ次第ニテハ、種々因循ニ落入、第一公卿始メ其人ニアラスシテ、猥リニ御擧用ニ相成リ、御役人上下ニ懸リ夥敷相成、且諸局名々各々ニ趣向ヲ立テ、本末一切貫通不仕、制度モ亦自然ニ混雜致シ、實以テ無致方次第ト罷成候故、第一御政體ノ大趣向ヲ被立、其任ニアラサル人物公卿始メ一切御退ケ、其中ヨリ御登用ニ相成、且廣

ク人物御求、諸職ニ被任候筋ニ御座候、惣而是迄ノ通諸局隔絶仕候者、必竟御政體立兼候而已ナラス、人材其根本ニ不居シテ諸局ニ分離イタシ候ニ本ツキ、病源分明ニ相見ル故、此節第一三職ヲ被建左之通、

公卿已下末小吏ニ至迄、減省半分ニ至申候、

公卿初末々迄御所附者、皆俸祿御加增之御決議ニ而御座候、近日御達ニ可相成候、」

一年々裁判所最弊害有之候間、知府事縣令等ニ被改候等級等ハ政體書ニ有之候間略之、

一輔相　岩倉公

三條公モ御一同被仰付候筈之處御東下ニ付欠員御歸京之上被仰付候筈、

一議定　二官同職ニ而御間モ一席ナリ

一參與

一辨事

右委細者、政體書ニ有之候間略ス、

上ヨリ出候儀者、輔相ヨリ議定參與ニ御渡シ、下ヨリ出候事者、辨事受取議定參與ニ相渡シ、議定參與ニテ議定イタシ、輔相ニ而御斷決、主上ニ御伺相濟候上、辨事ニ御渡、夫々執行ニ相成候、夫故辨事ヲ行政官ト被命候、

一議定

中山前大納言、正親町中納言、德大寺中納言、中御門中納言、越前前宰相、肥前前中將、薩摩中將、阿波少將、

一參與

小松帶刀、後藤象二郎、大久保一藏、廣澤兵助、三岡八郎、福岡藤次、副島二郎、橫井平四郎、

右之內福岡副島者、和漢西洋ノ制度ニ委敷、此節ノ御政體モ全ク兩人ニテ調出候事、

一辨事

人名等未相分不申候、近日ニ日誌ニ出候筈ニテ略之、

一八局之中、內國、制度被廢候、軍防モ海陸軍相立候得者被廢候筈、

一位階ヲ被下候儀ハ、右三局御政事ノ根本ニ而、外國ニ對シテハ大臣ト稱シ候事ニ而、輔相ノ御任體、三位ノ右衞門督ニ而者、是迄ノ御格合、淸華以上之御方ニ者手ヲ突

キ御咄合有之候位ニ而、御大政御執行者決而出來不申候ニ付、二位ノ右大將ニ被任、議定モ四位ノ諸侯ニ而者御同樣ニ付、二位ノ中納言御宣下、參與者諸藩士ノ御撰出、辨事者公卿諸侯モ被仰付候得トモ、三ツノ二ハ藩士ニ而相勤候者不被得止事、參與ニ四位、辨事之藩士ニ五位階ヲ御宣下被仰出候、然處岩倉公ニ於テモ甚タ御心痛、議定之諸侯幷參與、辨事ノ藩士ハ勿論ノ事、實ニ當惑至極ニ有之候得共、御政體ニ於テ不被得止事ノ條理ニ候得ハ、御辭退申上候者不罷成、去迚直樣御受申上候儀ハ心底相濟不申、今暫之處、人心折合候迄御受不申上、宣旨者辨事ニ預ケ候ニ申談、今日大略相決申候（中略）

（明治元年）閏四月二十七日　　横井平四郎

公選の法を設け更に輔相議定參與を置く

太政官日誌　明治二年第五十號　東京城第十五　五月十三日甲申

詔書寫

朕惟ニ、治亂安危ノ本ハ、任用其人ヲ得ト不得トニアリ、故ニ今敬テ列祖ノ靈ニ告テ公選ノ法ヲ設ケ、更ニ輔相議定參與ヲ登庸ス、神靈降鑑過ナカランコトヲ期ス、汝衆ソレ斯意ヲ奉セヨ、

明治二年五月十三日（中略）

○

上下議局被相開候ニ付、議政官被廢、左之通被改置候事、

上局

議長

副議長

議員

行政官

輔相一人

議定四人

參與六人

辨事

○

參與副知事は貴賤に拘らず選擧す

輔相
議定
六官知事
內廷職知事

右四職、公卿諸侯ノ中ヨリ撰擧スベシ、

但三等官以上、總會同入札ノ法ヲ用ユ、

參與
副知事

右二職、貴賤ニ拘ハラズ撰擧スベシ、

但同斷

輔相一人
議定四人
參與六人

右今日入札撰擧被仰付候事

臣民均しく文武官に任ぜられ其の他の公務に就くことを得

六官知事六人
內廷職知事一人
六官副知事六人

右明十四日、入札撰擧被仰付候事、

大日本帝國憲法義解　第二章　臣民權利義務

第十九條　日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ、均ク文武官ニ任セラレ、及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得、

文武官ニ登任シ、及其ノ他ノ公務ニ就クハ門閥ニ拘ラス、是ヲ維新改革ノ美果ノ一トス、往昔門地ヲ以テ品流ヲ差別セシ時ニ當テハ、官ヲ以テ家ニ屬シ、族ニ依テ職ヲ襲キ、賤類ニ出ル者ハ才能アリト雖、顯要ニ登用セラルヽコトヲ得ス、維新ノ後、陋習ヲ一洗シテ門閥ノ弊ヲ除キ、爵位ノ等級ハ一モ就官ノ平等タルニ妨クルコトナシ、此レ乃憲法ノ之ヲ本條ニ保明スル所ナリ、但シ法律命令ヲ以テ定ムル所ノ相當資格、卽チ年齡納稅及試驗能力ノ諸般資格ハ仍官職及公務ニ就クノ要件タルノミ、

日本臣民ハ均ク文武官ニ任セラレ、及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得ト謂フトキハ、特

全國徴兵の制を設けて壯丁を悉く兵籍に編入す

別ノ規定アルニ依ルノ外、外國臣民ニ此ノ權利ヲ及ホサヽルコトヲ知ルヘキナリ、

明治史要　六　明治五年十二月朔日、詔シテ、全國徴兵ノ制ヲ設ケ、丁壯ヲ點シテ、悉ク兵籍ニ編入シ、以テ國家ヲ保護セシム、乃チ陸軍ヲ大別シテ、常備後備國民ノ三軍トス、常備兵、服役三年、第一第二後備、各二年、國民軍ハ、常備後備ノ外、男子十七歳ヨリ四十歳ニ至ル者、悉ク兵籍ニ載セ、全國ノ大擧ニ供ス、因テ告諭書及ヒ徴兵令ヲ頒ツ、徴兵令刊布ハ明治九年一月ニ在リ、〔修史局刊〕

全國募兵の法を設けて國家保護の基を立てんと欲す

太政官日誌　明治五年第百八號

壬申十二月朔日

詔書寫

朕惟ルニ、古昔郡縣ノ制、全國ノ丁壯ヲ募リ軍團ヲ設ケ、以テ國家ヲ保護ス、固ヨリ兵農ノ分ナシ、中世以降兵權武門ニ歸シ、兵農始テ分レ、遂ニ封建ノ治ヲ成ス、戊辰ノ一新ハ實ニ千有餘年來ノ一大變革ナリ、此際ニ當リ、海陸兵制モ亦時ニ從ヒ宜ヲ制セサルヘカラス、今本邦古昔ノ制ニ基キ、海外各國ノ式ヲ斟酌シ、全國募兵ノ法ヲ設ケ、國家保護ノ基ヲ立ント欲ス、汝百官有司、厚ク朕カ意ヲ體シ、普ク之ヲ全國ニ告諭セヨ、

明治五年壬申十一月廿八日

徴兵告諭

我

朝上古ノ制、海内擧テ兵ナラサルハナシ、有事ノ日天子之カ元帥トナリ、丁壯兵役ニ堪ユル者ヲ募リ、以テ不服ヲ征ス、役ヲ解キ家ニ歸レハ農タリ、工タリ、又商賈タリ、固ヨリ後世ノ雙刀ヲ帶ヒ武士ト稱シ、抗顏坐食シ、甚シキニ至テハ人ヲ殺シ、官其罪ヲ問ハサル者ノ如キニ非ス、抑神武天皇、珍彦ヲ以テ葛城ノ國造トナセシヨリ、爾後軍團ヲ設ケ、衞士防人ノ制ヲ定メ、神龜天平ノ際ニ至リ、六府二鎭ノ設ケ始テ備ル、保元平治以後、朝綱頽弛、兵權終ニ武門ノ手ニ墜チ、國ハ封建ノ勢ヲ爲シ、人ハ兵農ノ別ヲ爲ス、降テ後世ニ至リ、名分全ク泯沒シ、其弊勝テ言フ可カラス、然ルニ太政維新、列藩版圖ヲ奉還シ、辛未ノ歳ニ及ヒ、遠ク郡縣ノ古ニ復ス、世襲坐食ノ士ハ其祿ヲ減シ、刀劍ヲ脫スルヲ許シ、四民漸ク自由ノ權ヲ得セシメントス、是レ上下ヲ平均シ、人權ヲ齊一ニスル道ニシテ、則チ兵農ヲ合一ニスル基ナリ、是ニ於テ、士ハ從前ノ士ニ非ス、民ハ從前ノ民ニアラス、均シク　皇國一般ノ

上下を平均し人權を齊一にする道

民ニシテ、國ニ報スルノ道モ固ヨリ其別ナカルヘシ、凡ソ天地ノ間、一事一物トシテ税アラサルハナシ、以テ國用ニ充ツ、然ラハ則チ、人タルモノ固ヨリ心力ヲ盡シ國ニ報セサルヘカラス、西人之ヲ稱シテ血税ト云フ、其生血ヲ以テ國ニ報スルノ謂ナリ、且ツ國家ニ災害アレハ、人々其災害ノ一分ヲ受サルヲ得ス、是故ニ人々心力ヲ盡シ、國家ノ災害ヲ防クハ則チ自己ノ災害ヲ防クノ基タルヲ知ルヘシ、苟モ國アレハ則チ兵備アリ、兵備アレハ則チ人々其役ニ就カサルヲ得ス、是ニ由テ之ヲ觀レハ、民兵ノ法タル、固ヨリ天然ノ理ニシテ、偶然作意ノ法ニ非ス、然而シテ其制ノ如キハ、古今ヲ斟酌シ、時ト宜ヲ制セサルヘカラス、西洋諸國數百年來研究實踐以テ兵制ヲ定ム、故ヲ以テ其法極メテ精密ナリ、然レトモ政體地理ノ異ナル、悉ク之ヲ用フ可カラス、故ニ今其長スル所ヲ取リ、古昔ノ軍制ヲ補ヒ、海陸二軍ヲ備ヘ、全國四民男兒二十歳ニ至ル者ハ、盡ク兵籍ニ編入シ、以テ緩急ノ用ニ備フヘシ、鄉長里正厚ク此　御趣意ヲ奉シ、徵兵令ニ依リ、民庶ヲ說諭シ、國家保護ノ大本ヲ知ラシムヘキモノ也、

明治五年壬申十一月廿八日

大日本帝國憲法義解　第二章　臣民權利義務

男兒二十歳に至る者は盡く兵籍に編入す

第二十條　日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

日本臣民ハ日本帝國成立ノ分子ニシテ、俱ニ國ノ生存獨立及光榮ヲ護ル者ナリ、上古以來、我ガ臣民ハ事アルニ當テ、其ノ身家ノ私ヲ犧牲ニシ、本國ヲ防護スルヲ以テ丈夫ノ事トシ、忠義ノ精神ハ、榮譽ノ感情ト俱ニ、人々祖先以來ノ遺傳ニ根因シ、心肝ニ浸漸シテ以テ一般ノ風氣ヲ結成シタリ、聖武天皇ノ詔ニ曰ク、大伴佐伯ノ宿禰ハ常モ云フゴトク、天皇ガ朝守リ仕ヘ奉ル事顧ミナキ人等ニアレバ、汝等ノ祖ドモノ云ヒ來ラク、海行カバミヅク屍、山行カバ草ムス屍、王ノヘニコソ死ナメ、ノドニハ死ナジト云ヒ來ル人等トナモ聞シメスト、此ノ歌即チ武臣ノ相傳ヘテ以テ忠武ノ敎育ヲナセル所ナリ、大寶以來軍團ノ設アリ、海內丁壯兵役ニ堪フル者ヲ募ル、持統天皇ノ時、每國正丁四分ノ一ヲ取レルハ、即チ徵兵ノ制ノ由テ始マル所ナリ、武門執權ノ際ニ至テ、兵農職ヲ分チ、兵武ノ事ヲ以テ一種族ノ專業トシ、舊制久ク失ヒタリシニ、維新ノ後、明治四年、武士ノ常職ヲ解キ、五年、古制ニ基キ徵兵ノ令ヲ頒行シ、全國男兒二十歳ニ至ル者ハ陸軍海軍ノ役ニ充タシメ、平時每年ノ徵員ハ常備軍ノ編制ニ從ヒ、而シテ十七歳ヨリ四十歳迄ノ人員ハ、盡ク國民軍トシ、戰時ニ當リ臨時召集スルノ制トシタリ、此レ徵兵法ノ現行

俱に國の生存獨立及び光榮を護る

十七歳より四十歳迄の人員は盡く國民軍とす

スル所ナリ、本條ハ法律ノ定ムル所ニ依リ、全國臣民ヲシテ兵役ニ服スルノ義務ヲ執ラシメ類族門葉ニ拘ラズ、又一般ニ其ノ志氣身體ヲ併セテ平生ニ教養セシメ、一國雄武ノ風ヲ保持シテ、將來ニ失墜セシメザラムコトヲ期スルナリ、

二續日本紀　十二　聖武天皇　天平八年十一月丙戌(十一日)從三位葛城王、從四位上佐爲王等上表曰、臣葛城等言、去天平五年、故知太政官事一品舍人親王、大將軍一品新田部親王、宣勅曰、聞道、諸王等願賜臣連姓供奉朝廷、是故召王等令問其狀者、臣葛城等、本懷此情、無由上達、幸遇恩勅、昧死以聞、昔者、輕(孝元)堺原大宮御宇天皇曾孫建內宿禰、盡事君之忠、致人臣之節、創爲八氏之祖、永遺萬代之基、自此以來、賜姓命氏、或眞人、或朝臣、源始王家、流終臣氏、飛鳥(天武)淨御原大宮御大八州天皇、德覆四海、威震八荒、欽明文思、經天緯地、太上(持統)天皇內脩四德、外撫萬民、化及翼鱗、澤被草木、復(後カ)太上(元明)天皇、無改先軌、守而不違、率土清淨(靜イ)、民以寧一、于時也、葛城親母、贈從一位縣犬養橘宿禰(三千代)、上歷淨御原朝庭、下逮藤原大宮、事君致命、移孝爲忠、夙夜忘勞、累代竭力、

君に事へて命を致し孝を移して忠と爲す

菅家文草　一　仲春釋奠、聽講孝經同賦資父事君、并序、

仲春之月、初丁大昕、有事于孔廟、蓋釋奠也、籩豆之事、則有司存之、茲芬之儀、則鬼神享之、禮云禮云、可名目以言矣、於是圓冠撙節、博帶摳衣、命夫君子之儒、稽其古文之典、立言在簡、憲章于魯堂之中、敷說如流、擬議于洙水之上、故能志於道、據於德、擁經猶有三千、芸其草修其書、去聖曾未咫尺、夫孝事親之名、經爲書之號、謂之義者、旁觀地理、謂之行者、俯察人文、是以膺籙受圖之貴、非孝無以約左龍、啜菽飲水之卑、非孝無以據懸象、至如子諒之心、孫謀之詠、求之於百行、不如此一經者也、觀其一草一木、不伐勾甲於和風之前、乃父乃兄、無虧燕毛於觀學之後、濟濟焉鏘鏘焉、孝治之世、其猶鏡容乎、況亦資於慈父、以事聖君、君父之敬可同、孝子之門必有忠臣、臣子之道何異、然則揚名之義、可請益於北闕之臣、刑國之儀、豈失問於南垓之子、願錄三綱之無爽、將敘五教之在寬云爾、謹序、(詩略す)

君父の敬同じかるべく臣子の道何ぞ異ならん

本朝文粹　四　表下　論奏　辭太政大臣

爲貞信公辭太政大臣第三表

後江相公(大江朝綱)

臣忠平言、(中略)夫臣子之間、忠孝惟一、或有違而得道者、或有順而失義者、既能進臣官、增臣榮、是述先皇之命也、今復哀臣祈、許臣讓、勿沸衆庶之唇也、夫然故君臣之美兩盡、上下之蹤應觀、不然君猶自稱孝子、臣何得爲忠臣、(中略)伏願陛下許此呼天之請、鑒以量力之誠、令一老臣展其報國、不任惶迫之至、謹重拜表以聞、臣某誠兢誠惕、頓首頓首、死罪死罪、謹言、

臣子の間忠孝惟一

承平六年九月十五日　太政大臣從一位藤原朝臣某上表

本朝文粹　十二　祝

第三皇子（寛世親王）加元服祝文

朔旦冬至、吉日良辰、敬酌禮典、加爾元服、宜改童稚之心、順成人之則、有孝于家、有忠于國、極壽命之遙涯、保福祚之嘉貺、欽哉戒之、不可失墜、

年月日　　紀（紀長谷雄）納言

源平盛衰記　六　小松殿教訓父事

（平重盛）内府ヤ、暫ク在テ、直衣ノ袖ヨリ疊紙ヲ取出シ、落ル涙ヲ推拭被申ケルハ、左右ノ子細ハ暫閣、此御貌見進スルコソ現トモ存ジ候ハヌ、流石我朝ハ邊鄙粟散ノ境ト申ナガラ、天照太神ノ御子孫、國ノ主トシテ、天兒屋根尊ノ御末、朝政ヲ掌給シヨリ以來、太政大臣ノ官ニ昇レル人、甲冑ヲ著スル事輙カルベシトモ覺エズ、就中出家ノ御身也、夫三世ノ諸佛ノ解脫幢相ノ法衣ヲ脫捨テ、忽ニ弓箭ヲ帶シ御座サン事、内ニハ既ニ破戒無慙ノ罪ヲ招キ給、外ニハ又仁義禮智信ノ法ニモ背ク座覽ト覺ユ、旁恐アル申事ニテ候ヘ共、暫ク御心ヲ閑メ御座テ、重盛ガ申狀ヲ具ニ可聞召哉、覽且ハ最後ノ申狀ト存レバ、心底ニ旨趣ヲ不可殘、先世ニ四恩ト云事アリ、諸經ノ

章稚の心を改め成人の則に順へば家に孝あり國に忠あり

說相不同、內外ノ存知各別也ト云トモ、且ク心地觀經ヲ見候ニ、一ニハ天地恩、二ニハ國土恩、三ニハ父母恩、四ニハ衆生恩是也、以知之人倫トシ、不知ヲ以テ鬼畜トス、其中ニ尤重キハ朝恩也、普天之下、莫非王土、率土之濱、莫非王臣ス、サレバ彼潁川ノ水ニ耳ヲ洗ギ首陽山ニ蕨ヲ折ケル賢臣モ、勅命ノ難背禮儀ヲバ存トコソ承レ、（中略）御身ハ既ニ先祖ニモ未拜任ノ例ヲキカザリシ太政大臣ヲ極メサセ御座上、又大臣ノ大將ニ至レリ、所謂重盛ナド暗愚無才之身ヲ以、蓮府槐門ノ位ニ至ル、加之國郡半ハ一門ノ所領トナリ、田園悉ク一家ノ進止タリ、是希代ノ朝恩ニ候ハズヤ、今此等ノ莫太ノ御恩ヲ忘テ、濫ク君ヲ奉傾ラント思召立コト、天照太神、正八幡宮ノ神慮ニモ定テ背キ給ベシ、背朝恩者ハ、近ハ百日、遠ハ三年ヲスゴサズトコソ申傳テ侍レ、昨日マデハ人ノ上ニコソ承ツルニ、今日ハ我身ニ係ナントス、其上日本ハコレ神國也、神ハ非禮ヲ受給ハズ、而ニ君ノ思召立處、道理尤至極セリ、此一門代々朝敵ヲ平ゲテ、四海ノ逆浪ヲ鎭ル事ハ、無雙ノ勳功ニ似タレ共、面々ノ恩賞ニ於テハ、傍若無人ト申ベシ、（中略）依之君事ノ次ヲ以テ奇怪也ト思召バ、尤御理ニテコソ候ヘ、然而御運ノ盡ザルニヨリテ此事既ニ顯ヌ、被仰含大納言、又被召置ヌル上ハ、縱君如何ナル事思食立ト云トモ、何ノ恐カ御座ベキ、大納言

四恩の中最も重きは朝恩なり

親疎を分つ事なく君に付き奉るは忠臣の法なり

已下ノ輩ニ、所當ノ罪科ヲ被行候ハン上ハ、退テ事ノ由ヲ陳ジ申サセ給テ、君ノ御爲ニハ彌奉公ノ忠勤ヲ盡シ、人ノ爲ニハマス〳〵撫育ノ哀憐ヲ致サセ給ハヾ、佛陀ノ加護ニ預リ、神明ノ冥慮ニ背ベカラズ、神明佛陀ノ感應アラバ、君モナドカ思召直ス御事モナカルベキ、濫ク法皇ヲ傾進セントノ御計、方々不可然、重盛ニ於テハ御供仕ベシトモ存侍ラズ、不以父命辭王命、以王命辭父命、不以家事辭王事、以王事辭家事ト云本文有リ、又君ト臣トヲ並、親疎ヲ分事ナク、君ニ付奉ルハ忠臣ノ法也、道理ト辟事ヲ並ベンニ、爭カ道理ニ付ザラン、是ハ專君ノ御理ニテ御座候ヘバ、神明擁護ヲ垂給ラン、サラバ逆臣忽ニ滅亡シ、凶徒卽退散シテ、八埏風和ギ、四海浪靜ラン事、掌ヲ返スヨリモ猶速ナルベシ、去バ重盛院中ヲ守護シ進セ侍バヤトコソ存候ヘ、（中略）悲哉、君ノ御爲ニ奉公ノ忠ヲ致サントスレバ、迷盧八萬ノ頂ヨリ猶高キ父ノ御恩忽ニ忘ナントス、痛哉、不幸ノ罪ヲ遁トスレバ、又朝恩重疊ノ底極ガタシ、君ノ御爲ニ既ニ不忠ノ逆臣トナリヌベシ、君雖不爲君、不可臣以不爲臣、父雖不爲父、不可子以不爲子、トイヘリ、云彼云此、進退ココニキハマレリ、思ニ無益ノ次第也、只末代ニ生ヲ受テ、係ル憂目ヲ見ル重盛ガ果報ノ程コソ口惜ケレ、サレバ申請ル處、御承引ナクシテ、猶御院參有ベクハ、只今重盛ガ頭ヲ召ルベク候、所詮院中ヲモ守護仕ベカラズ、惡逆ノ咎難遁、又御供ヲモ仕ベカラズ、忠臣ノ儀忽ニ背候、申請ル詮、タヾ頸ヲ召ルベキニアリ、唯今思食合セ御座スベシ、御運ハ既ニ末ニ望ヌト覺候、人ノ運命ノ盡ントスル時、加樣ノ事ハ思立事ニテ侍リ、

孝と忠とは時所位の異なるなり

集義和書　二　書簡之二　日本は神國なり、むやし禮儀いまだ備らざれ共、神明の德威嚴厲なり、いますがごとくの敬を存して惡をなさず、神に詣でゝは利欲も亡び邪術もおこらず、天道にも叶ひ、親にも孝あり、君にも忠あり、たゞ時、所、位の異なるなり、それ天子に直にもの申奉る人は、公卿侍臣のともがらなり、それより下は、次第のつかさつかさありて、可奏ことは其つかさに達するなり、まして土民などは、其御門內の白砂をふむことをだにせざるに、帝堯は鼓をかけおかせ給ひて、農工商によらず、直に可申上子細あらば、此鼓をうて、吾出て聞むと詔あり、下にてことゆかず、いきどほりある者は、皆直にまいりて、其いきどほりを散ぜしなり、民の心に、たゞ父母にものいふごとくおもひたり、日本の太神宮御治世の其むかし、神聖の德あつく、よく天下を以て子とし給ひ、下民にちかくおはしましたること、堯舜のごとくなりし其遺風なり、後世の手本として、茅葺の宮殿の殘り給ふも同じ理にて候、其上神とならせ給ひては、和光同塵の德に

君の爲に親を捨つる道はあれども親の爲に君を捨つる道なし

て、帝位の其時とは違ひ、國の風俗にて誰もまいりよき道理にて候、野拙はたゞ其聖神の德をあふぎ奉るばかりなり、太神宮は其御治世のみならず、萬歲の後までも、生々不息の德明かにおはしまして、日月の照臨し給ふがごとし、參りても又おもひ出しても、聖師にむかひたるがごとく、神化のたすけすくなからず、古の聖王は、君師と申て、尊きことは君なり、親しきことは師なり、たゞ聖王のみならず、靈山川のほとりに行ても、道機に觸るの益すくなからず、これ又山川の神靈の德に化する故なり、其上祈ると祭ると義ことなり、天をば天子ならでは祭給はね共、祈るに至ては士庶人も苦しからず、其ためしもろこしにも多し、〔熊澤了介元祿四年跋〕

神學承傳記　會津左中將正之卿まみへられ侍る、世に大儒英才の名あまねかりし、問て曰、神學は五倫を本とする所は儒も同じかるべし、今日を本として守る所は何れの理ぞや、〔吉川惟足〕視吾堂答て曰、五倫は人道の當然に侍れば、五倫の名目は儒も同くして、其の內前後に用るかはり侍る、儒は孝を以て五倫の第一とし侍る、吾國は忠を五倫の第一として侍れば、君道を人道の最上と教給ふるゆゑに、忠義を以五倫の本とし〔侍カ〕居る、君の爲に親を捨るの道はあれども、親の爲に君を捨るの道なし、かく忠義を重ずる時は、

273631

敬神を以て君に事ふれば忠親に事ふれば孝

忠孝無二

君臣の道正しく志して、臣として君をしのぎ犯さず、君臣の道正しき時は、人道おのづから序ありて亂れず、今澆季に下る時といへども、我國君臣の禮正きは、伊非諸尊、天照大神の御敎戒の異國にすぐれたる所以也、又日用本として侍る所は敬の一字也、尤敬は儒にも整齊嚴肅などゝも相見え侍れ共、所作にかゝりて、吾道の如く其理幽遠深厚に至らず、一生の學は此敬の一字に極り、淺深の次第重々これ有て奥旨侍る、一往は放散の氣をしづめ〳〵て、丹田に納るをつゝしみと云、日用心氣をしづめ〳〵て行ひ物に應ずる時は、事々物々の筋々明らかにして節にあたる、猶重々口訣侍りて、一往にはもとめ盡しがたしとなん、正之卿甚驚き信仰淺からず侍りき、問答事多ければ皆事そぎ侍る、〔岡田正利延享元年跋〕

儼塾集　一論一　日本勝唐八　一皇祚附敬神

我邦上下萬民皆敬神祇、各崇氏神、豈止悔過求福之爲哉、天柱所然、自幼至老、敬神無貳、以是事君則忠、以是事親則孝、百行以信、道不相悖、敬神之德至乎哉、〔森儼塾元祿十一年自序〕

弘道館記　嗚呼、我國中士民、夙夜匪懈、出入斯館、奉神州之道、資西土之敎、忠孝無二、文武不岐、學問事業、不殊其效、敬神崇儒、無有偏黨、集衆思、宣群力、以報國家無窮之恩、〔德川齊昭

忠と孝と途を異にして歸を同じくす

忠孝一に出づ

同床共殿以て齋鏡と爲したまふ

寶鏡を御魂として齋き奉る

萬延元年庚申」

弘道館記述義　下　忠孝无二

臣彪謹案、人道無急於五倫、五倫莫重於君父、然則忠孝者、名教之根本臣子之大節、而忠之與孝、異途同歸、於父曰孝、於君曰忠、至於所以盡吾誠則一也、昔者孔子之教曾參也、曰夫孝始於事親、中於事君、終於立身、言一孝而忠寓其中焉、周官師氏之教國子也、曰孝德以知逆惡、舉一德而衆行判焉、由是觀之、忠孝之無二也亦明矣、〔藤田東湖　安政二年歿〕

新論　上　國體上　念乃祖乃父、所以敬事皇祖天神者、豈忍忘其祖背其君哉、於是乎孝敬之心、父以傳子、子以傳孫、繼志述事、雖千百世猶如一日、孝以移忠於君、忠以奉其先志、忠孝出於一、

三日本書紀　神代下　一書曰、（中略）是時天照大神、手持寶鏡、授天忍穗耳尊而祝之曰、吾兒視此寶鏡、當猶視吾、可與同床共殿以爲齋鏡、

古事記　上　爾天照大御神、高木神之命以詔太子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命、今平訖葦原中國之白、故隨言依賜、降坐而知看、（中略）於是副賜其遠岐斯此三字以音、八尺勾璁鏡、及草那藝劍、亦常世思金神、手力男神、天石門別神而詔者、此之鏡者、專爲我御魂而、如拜吾

前、伊都岐奉、

神器を以て先祖の神靈としたまふ

保建大記打聞　二　以爲祖先之神、三種ヲ以テ先祖ノ神靈トス、朝家今日マデ此法ナリ、神代卷云、可與同牀共殿以爲齋鏡、齋鏡ト云ハ、卽先祖ノ神體ナリ、有志人ハ深ク古傳ヲ尋ベシ、

祖宗を敬ひ遺訓を奉じ寶鏡を神として祀りたまふ

神道政要　尊祖宗之事

本朝祖宗を敬ひ、遺訓を奉じ給ふ事尤厚し、是を以、開闢以來皇統連綿して天地と窮ふし、天照大神、手持寶鏡、授天忍穗耳尊而祝之曰、吾兒視此寶鏡、當猶視吾、可與同牀共殿以爲齋鏡、是唯心法相傳のみにあらず、爲護皇孫之祚、留神於眞經津鏡中、と元々集にも書給へり、日神卽寶鏡、寶鏡卽日神にましまします、同牀共殿して齋給へとの給ふは、皇子孫を祐護し給ふの慈愛、皇孫日神の御影を仰慕し給ひ、夙夜に畏敬奉承して、万機の政を行はせ給ふは孝の至ふり、此道を以こそ、億兆の上に立、大八洲を安國と治め、無窮の寶祚をつがせ給ふ御事なれ、德の全く、道の隆なる、異域其類あるをきかず、委しき事は別に記し侍る、

從一位公通卿　學はてはゝらぬ神代の卷返しみよ我國の道の深さを

風雅集　天照をみかけをうつしますは鏡傳れる代の曇あらめや

神武天皇曰、我是日神子孫、向日征虜逆天道也云々、背負日神之威、蹈影壓蹈と宣ふ、是其祖宗を敬給ふ叡慮、豈萬世の模範ならずや、〔小寺清先　寛政三年自序〕

日本書紀　三　神武天皇　四年二月壬戌朔甲申(二十三日)詔曰、我皇祖之靈也、自天降鑒、光助朕躬、今諸虜已平、海內無事、可以郊祀天神、用申大孝者也、乃立靈畤於鳥見山中、其地號曰上小野榛原、下小野榛原、用祭皇祖天神焉、

三　古事記　上　爾日子番能邇邇藝命將天降之時、(中略)副賜其遠岐斯(此三字以音)八尺勾瓊鏡、及草那藝劍、亦常世思金神、手力男神、天石門別神而詔者、此之鏡者、專爲我御魂而、如拜吾前、伊都岐奉、次思金神者、取持前事爲政、此二柱神者、拜祭佐久久斯侶伊須受能宮、

古事記傳　十八　政は、凡て君の國を治坐す萬事の中に、神祇を祭賜ふが最重事なる故に、(他國にも此意あり、皇國は更なり、)其餘の事等をも括て祭事と云とは、誰も思ふことにて、誠に然ることなれども、猶熟思に、言の本は其由には非で、奉仕事(マツリゴト)なるべし、そは天下の臣連八十伴緒の、天皇の大命を奉はりて、各其職を奉仕る、是天下の政なればなり、さて奉仕るを麻都理(マツリ)と云由は、麻都流(マツル)を延て麻都呂布(マツロフ)とも云ば、卽君に服從て、其事を承はり行ふをいふなり、(註略)故古言には、政と云をば、君へは係ず、皆奉仕る人に係て云り、上卷天照大御神の詔に、思金神者取持前事爲政と見え、輕嶋朝の詔に、大山守命爲山海之政、大雀命執食國之政以白賜、宇遲能和紀郎子所知天津日繼也と見え、又下に引る續紀卅一の文など、皆然るを以曉るべし、然れば言の本を以て見れば、麻都理は政字は當らず、此字になづむべきに非ず、されど臣下の奉仕る萬事は、卽君の國を治め賜ふ御事なれば、末は一におつめり、○麻都理は令服事なりと云說もあれど、若然らば、麻都禮は拜登と云ざれば、自他の違あり、麻都理とは自奉仕るを云言、麻都呂閇は、他をして奉仕らしむるを云言なればなり、

古語拾遺　逮于神武天皇東征之年、(中略)建都橿原、經營帝宅、(中略)天富命率諸齋部、捧持天璽鏡劍奉安正殿、(中略)當此之時、帝之與神、其際未遠、同殿共床、以此爲常、故神物亦未分別、宮內立藏、號曰齋藏、令齋部氏永任其職、又令天富命率供作諸氏、造作大幣訖、令天種子命(天兒屋命之孫)解除天罪國罪事、(中略)是以中臣齋部二氏、俱掌祠祀之職、

神皇正統記　神武天皇　かくて天下ことごとくたいらきにしかは、大倭國橿原にみやこをさためて、宮つくりす、其制度天上の儀のごとく、天照太神より傳へたまへる三種の神器を、大殿に安置し、床を同くしましまします、皇宮神宮一つなりしかは、國々の御調物をも齋藏に納て、官物神物のわいためなかりき、

神器を正殿に奉安し齋藏を立て神物の別官なし

中臣齋部二氏祠祀の職を掌る

職原鈔　上　神祇官　昔人皇崇初神武天皇定都於大和國橿原時、以天照大神御靈八咫鏡及草薙劍安置大殿、同床而坐給、蓋如往古神勅、由此皇居神宮無差別、（中略）此時天兒屋根命孫天種子命、專主祭祀矣、是乃執朝政之儀也、

表白集　下　崇勝講第四座啓白詞

倩案事情、吾大日本國、本是神國也、天照大神子孫、永爲我國主、天兒耶根御命子孫、今佑我朝之政、以敬神爲國務、以祭祀爲朝政、善神尤可守之國也、龍天輒不可□（棄カ）之堺也、（中略）

澄憲僧都崇勝講第四座請降某啓白也

承安五季月日

神皇正統記　皇極天皇　むかし天孫あまくだり給ひし時、諸神の上首にて、此命（天兒屋根命）殊に天照太神の勅をうけて、輔佐の神にましまします、中臣といふ事も、二神の御中にて、神の御心をやはらけ申給ひけるゆへとぞ、其孫天種子命、神武の御代に祭事をつかさどる、上古は神と皇と一にまし〳〵しかは、祭をつかさとるは卽政をとれる也、（政の字の訓にてもしるべし、）

神宮皇居差別なし

祭祀を掌るは朝政を執る儀なり

祭祀を以て朝政と爲す

祭を掌るは卽ち政を執れるなり

大日本史　二百八十志　職官一　泰古天祖之孫于天窟也、八十萬神大懼、會於天高市、使天兒屋命宣祝辭、天太玉命進和幣、天鈿女命掌神樂、群神奔走、咸供其職、以致祈請焉、（日本書紀、古語拾遺、）天祖還御瑞殿、迺使大宮賣命侍御前、豐磐間戸神、櫛磐間戸神護衞殿門、（古語拾遺、）天孫之蒞葦原中國也、經津主命、建御雷命、膺將帥之任、蕩夷妖兇、天祖廼詔五部神、陪侍天孫、各奉其職、一如天上儀、又令天忍日命、天津久米命掌戎衞焉、職官之制、實原于此、而名分一定、不可復紊矣、（參取日本書紀、古事記、古語拾遺、）太祖平定中州、御橿原宮、天富命奉天璽鏡劍、安置正殿、天種子命奏神代故事、天神壽詞、道臣命、大久米命、率大伴來目二部、守衞宮門、（大久米以下、考證諸書之說見兵志、）可美眞手命率內物部爲儀衞、四方國人來朝、以觀天位之尊、朝廷百官之制、於是始備矣、蓋神聖之道、重祀與戎、列祖列宗於此最致意焉、故太祖東征、祭禱天神、道臣命以上將爲齋主、綏靖卽位、神八井耳命以皇兄爲忌人、若中臣齋部祖掌祭祀、大伴久米祖掌兵政、皆天祖所命、世居宰輔之職、是時神人未遠、祭政維一、事神臨民、官聯相屬、凡所以總攝內外、統御海寓、無不本乎敬神尙武之意、及後世、神祇官尙居百官之首者、亦其遺意也、（隱括日本書紀、古事記、舊事本紀、古語拾遺、職原鈔大意、）

中朝事實　下　聖政章　謹按、天下之政事、莫大於郊社宗廟之祭祀、夫人君以天地爲父

祭祀政事其の義を二にせず

母、況帝承乾靈天孫之統、以臨於四海乎、蓋交神之道在誠、至誠以祭祀、則鬼神之幽冥亦可格思矣、蕞爾黎民、至誠以求之、則無不感、故往古神祇之祭祀、朝廷之政事、不二其義、深哉、俗訓以祭事是也、

祭政一理

神道大意　道は神道、君は神孫、國は神國といふも、抑天地開闢の初、諸冉二尊、天の神の詔をうけ、瓊矛を傳へ、此大八洲に天降玉ひて、かの瓊矛を訖度八洲の眞中にさして天柱となし給ひ、二尊その柱を旋らせられ、共にちぎりて天下をしろしめす珍の御子を御出生と、訖度祈念し思召誠の御心より、日の神御出生ならせられ、二尊かの天柱をたて、日神を天上に送り擧たてまつりて、御位に卽させ給ふより、天下萬世、無窮の君臣、上下の位定りて、さて日の神の御所作は、但父母の命をつゝしみ守らせられ、天神地祇を齋祭て、寶祚の無窮、天下萬姓の安穩なるやうにと祈らせ玉ふより外の御心なし、神皇一體といふも是なり、祭政一理といふも是なり、あなたを補佐被成諸臣諸將も、上樣のかう思食みことのりを受て宣るより外なふして、兒屋、太玉命の宗源を司どらせらるゝといふは、その綱領なり、神祇官が八省の根本となりて、天下萬事の政これより出るといふも是なり、禁祕御抄に、凡禁中の作法、先神事、後他事、旦暮敬神之叡慮無懈怠

とあるは、こゝの大事を記させ給へり、是より推ていへば、諸臣諸將は申に及ばず、天下の蒼生までも、上の法令を敬守て背きたてまつらぬやうに、天地神明の冥慮をおそれたつとびて、あなどりけがす事なければ、おきもなをさず、面々分工の祭政一理といふもの、神明、神孫、神國とは、まづかういふ事か、〔若林强齋保八年歿〕

職官志　九志四之一　神祇官、按祀之與政、其致維一、是以、先王以郊社之禮能致其敬以宗廟之禮能致其孝、孝敬之誠感鬼神、和民人、而天下方可以無災患、昔神武登極之四年、實初用郊、蓋奉神璽之劒鏡以爲天祖之主、是邦之大典、厥後應相續無熄、而古史不世書之、蓋其遺漏爾、（中略）夫祀、邦之大典、是以、其叙官也、神祇處首、所貴於王道者、於是乎見、〔蒲生君平文〕

下學邇言　五論政第四上　天神創業、皇孫承統、敬神崇祀、祭政維一、〔四字出大化詔文、政之爲言祭也、政訓爲麻都理古登、卽祭事之義也、〕上則天神之訓以治民、而爲之祈福禳災於天神、下則勤業供上、而爲天朝助祭祀之用也、天神之傳三器、其知仁勇則爲政之大德、忠孝則爲政之大本、皇孫服膺光訓、崇奉神器、祀以爲天祖之神、報本反始、念祖修德、用以綏寧万方、齋庭之穗、用以頤養蒼生、而其所收穫貢以供嘗祭之用、以輸其報本之誠、而大嘗之祭、爲國之重典、凡大小諸祭、

權輿於上世、而備列聖之紹述、祈年爲民求豐熟、月次禱邦家泰寧、及如鎭花鎭魂道饗等祈福禳災、與仁民愛物之政並行、而以相資相濟、夫祭者所以厚民德一民志、使之不遷於異物、教之大者、而祭以爲政、治教之一、孰大於此者哉、〔會澤正志齋　文久三年疏〕

治教一致

太政官日誌　明治三年第一號　正月三日　庚午

神祇官行幸之處、御違例ニ付御延引、

祭政一致

宣布大教詔

朕恭惟、天神天祖、立極垂統、列皇相承、繼之述之、祭政一致、億兆同心、治教明于上、風俗美于下、而中世以降、時有汚隆、道有顯晦矣、今也天運循環、百度維新、宜明治教以宣揚惟神之道也、因新命宣教使、布教天下、汝群臣衆庶、其體斯旨、

祭政一致由來する所遠し

鎭祭詔

朕恭惟、大祖創業、崇敬神明、愛撫蒼生、祭政一致、所由來遠矣、朕以寡弱、夙承聖緒、日夜怵惕、天職之或虧、乃祇鎭祭天神地祇八神暨列皇神靈于神祇官、以申孝敬、庶幾使億兆有所矜式、

一四　日本書紀　五　崇神天皇　六年、（中略）先是天照大神、倭大國魂二神、並祭於天皇大殿之內、然畏其神勢、共住不安、故以天照大神、託豐鍬入姬命、祭於倭笠縫邑、仍立磯堅城神籬、（神籬、此云比莽呂岐、）

神鏡を倭笠縫邑に奉遷したまふ

古語拾遺　至于（崇神）磯城瑞垣朝、漸畏神威、同殿不安、故更令齋部氏擧石凝姥神齋天目一箇神裔二氏、更鑄鏡造劍、以爲護身御璽、是今踐祚之日、所獻神璽鏡劍也、仍就於倭笠縫邑、殊立磯城神籬、奉遷天照大神及草薙劍、令皇女豐鍬入姬命奉齋焉、其遷祭之夕、宮人皆參、終夜宴樂、歌曰、美夜比止乃、於保與曾許侶茂、比佐佐止保爾、今俗歌曰、美夜比止乃、於保與曾許侶茂、詞之轉也、志、由伎乃與侶志茂、於保與須我良爾、伊佐登保志、由伎能與呂志茂、於保與須我良

磯城神籬を笠縫邑に立てゝ鏡劍を奉遷したまふ

日本書紀　六　垂仁天皇　二十五年三月丁亥朔丙申（十日）、離天照大神於豐耜入姬命、託于倭姬命、爰倭姬命求鎭坐大神之處、而詣菟田篠幡、（篠、此云佐佐、）更還之入近江國、東廻美濃、到伊勢國、時天照大神誨倭姬命曰、是神風伊勢國、則常世之浪重浪歸國也、傍國可怜國也、欲居是國、故隨大神教、其祠立於伊勢國、因興齋宮于五十鈴川上、是謂磯宮、則天照大神始自天降之處也、

天照大神の祠を伊勢に立てたまふ

續日本紀　三十四　光仁天皇　寶龜七年四月己巳（十二日）、勅、祭祀神祇、國之大典、若不誠敬、何以致福、如聞、諸社不修、人畜損穢、春秋之祀、亦多怠慢、因茲嘉祥弗降、災異荐臻、言念於斯、情深慙愧、

神祇を祭祀するは國の大典

大神宮は朝家第一の所

朝臣の大事神宮に過ぎたるはなし

宜仰諸國、莫令更然、

中右記　康和四年七月廿八日酉時許、在蓬門之間、藏人大進爲隆、送消息云、俄依大事可有仗議、只今可馳參、則乍驚參陣座、（中略）予申（藤原宗忠）云、相撲召合雖恒例事、依爲遊興、天下風水損年、先以被止、太神宮者、我朝家第一之所、已異諸社、聊有違例、先止他事所被沙汰也、而今度火事之躰、甚以希有也、就中落書之詞、雖人之所爲、公家所可驚聞食也、被止相撲、何難之有哉、（中略）內大臣被申云、凡太神宮事、小悳異時、先停他事、何況及放火、誠是朝家大事也、相撲召合全不可有事也、

玉葉　承安五年五月十二日壬辰、晴、申刻許、左少辨兼光來、仰曰、太神宮事、可計行之由、有法皇詔者、對曰、朝臣大事、莫過神宮、故先代之上卿、皆是國之重臣也、爰微臣、齡未及二毛、職已帶三台、弁滿之恐、寤寐無聊、何況奉行重事哉、伏檢先蹤、更不回官職之高貴、唯撰器量之堪否者也、抑先年承行此事之時、再三雖致遁避、可應其撰之人々、或觸穢、或服假、故障無疑、因之彼之間、暫可奉行之由、聖訓重疊、不能止事、慥以掌行、至于今度者、先々上卿皆悉無障、被仰彼人々、爲公爲世可謂上計、就中、事雖似私、女院（謂皇嘉門院、）中事、大小巨細莫不口入、其間雜務多象佛事、混合與神事之條、非無事之恐、加之、病侵五內、所憑只三寶、自非佛德無由扶身、而奉此神事之人、出佛經於郭外、禁僧尼於家中、近世之輩、神事之躰、其法如不異祠官、雖於理有妨、小臣輒難滅敬神之禮、倩案、此等之子細、專不耐愚臣之所役、敢非憚君命、深以恐神慮而已、伏願、□（殿イ）下曲許苦請者、以此等之趣、宜令計奏、

宗廟の禮奠は我が朝の肅祇する所

神宮の奏狀は一宿を經ず天機を顧みず奏聞す

祭禮國忌は朝廷の重んずる所

公家新制　四十一箇條　弘長三年　弘長三年八月十三日、宣旨、

一可興行伊勢幣事

仰、宗廟之禮奠者、我朝所肅祇也、於自今以後者、兼被仰諸國司、可進納率分所、臨時奉幣及度々之時、往季相殘者、可宛催之、徒閣未濟國、莫懲來季、

一可早速裁斷同訴訟事

仰、神宮奏狀、不經一宿、亦不顧機嫌、早可奏聞□□（且任カ）先規、可定上卿辨官、且隨近例、被定職事一人、是依崇重異他、爲早速裁斷也、宮中違例、式內神領、委尋陵遲、運致沙汰、但誇此行、恣莫致濫訴、兼又諸人越訴一切停止、

勘仲記　正應六年（永仁元）六月二日丁亥、晴、不出仕、公卿分配副宣旨持來、加一見返之、

右大臣宣、奉勅祭禮國忌者、是公家之所重也、崇神敬親之儀、既存禮經之故也、而諸卿動

稱故障、不勤分配、奉公之道豈可然哉、自今以後、若故障不明兩役空闕者、依永延三年五月七日宣旨、一季封戸半分停之、但神今食、新嘗祭、小忌職掌令神祇官近期卜之、須臨彼時、各隨其催、綸言殊重、不得疎略者、

正應六年五月廿七日　　大外記兼大隅守中原朝臣師顯奉

武家の議定始評定始にも神社の修造祭祀を專一とす

樵談治要　一神をうやまふへき事

我國は神國也、天つちひらけて後、天神七代、地神五代あひつき給ひて、よろつのことわさをはしめ給へり、又君臣上下をの〳〵神の苗裔にあらすといふ事なし、是によりて百官の次第をたつるには、神祇官を第一とせり、又議定はしめ評定始といふことにも、先神社の修造祭祀の興行をもはらさためらる、これみな神をうやまふゆへなり、〔一條兼良　文明十三年薨〕

碧山日錄　長祿三年九月十日己丑、大風怒號未止、竹樹拔其根株而倒、如散芥也、刈稻以曝原野者、爲大水所漂皆失之、万室愁之、日錄曰、大相公妙年而受天子之命、敷政於四方、甚順和也、懷直行仁奉先恤民、古未有如此也、況又諸墳寺及小刹、其恆產所爲官奪者、俾盡以還之、故緇徒祈天下安康不暫怠、人々如攘已殃、然而玆歲三月不雨、二日双出、妖星犯月、此日又大風水、以此米糶甚貴、人民饑餒何也、予視時事有其數、違順者五也、一曰伊勢皇大廟、開國之神、累朝之祖、敬仰所不及也、柴椽朽坼、土階隳委、茅茨不葺、神其勿所託其跡、暗以有其怒之謂乎、

伊勢神宮は敬仰比類なし

二　令義解　一職員令

神祇官

伯一人、掌神祇祭祀、祝部、（註略）神戸名籍、（註略）大嘗、（註略）鎭魂、（註略）御巫、卜兆、（註略）惣判官事、（註略）餘長官判事准此、（中略）

神祇官を諸官の首に置く

太政官（註略）

太政大臣一人

右師範一人、儀形四海、（註略）經邦論道、燮理陰陽、（註略）无其人則闕、

神祇官を百官の首と爲す

令集解　二職員令　釋云、神祇者、是人主之所重、臣下之所尊、祈福祥、求永貞、無所不歸神祇之德、故以神祇官爲百官之首、

神祇官を諸官の上に置く

職原鈔　上　神祇官、當唐大常寺、又云祠部、

以當官置諸官之上、是神國之風儀、重天神地祇故也、

神祇式を太政官式の上に列す

天下の政は神事を先とす

延喜式　延喜式目錄

卷第一　神祇一　四時祭上
卷第二　神祇二　四時祭下
卷第三　神祇三　臨時祭
卷第四　神祇四　伊勢太神宮
卷第五　神祇五　齋宮寮
卷第六　神祇六　齋院司
卷第七　神祇七　踐祚　大嘗祭
卷第八　神祇八　祝詞
卷第九　神祇九　神名帳上
卷第十　神祇十　神名帳下
卷第十一　太政官(下略)

玉かつま　六　天の下の政、神事をさきとせられし事、

職員令に、神祇官を、もろ〳〵の官のはじめに、まづあげて、それが次に太政官を擧ら

神祇を祭鎭し然る後政事を議す

内外諸司庶務を申す時は各〻神事を先にす

れたり、延喜式も、同くはじめに神祇式、次に太政官式なり、後の世ながら、北畠准后の職原抄も、令にならひてついでられたり、そも〳〵よろづの事、さばかり唐の國ぶりをならひ玉へりし御世にしも、かく有しは、さすがに神の御國のしるしにて、いともかしこくめでたきわざになむ有ける、世中は何につけても、此こゝろばへこそあらまほしけれ、〔本居宣長　寛政十一年刊〕

日本書紀　二十五　孝德天皇　大化元年七月己卯(十三日)、天皇詔阿倍倉梯麻呂大臣、蘇我石川萬侶大臣曰、可歷問大夫與百伴造等、以悅使民之路、庚辰(十四日)、蘇我石川麻呂大臣奏曰、先以祭鎭神祇、然後應議政事、

延喜式　十一　太政官　凡內外諸司所申庶務、辨官惣勘申太政官、其史讀申、皆依司次、若申數事、各先神事、申神事史、不申凶事、

朝野群載　六　神祇官　追言上

神祇官騎馬行幸其例候、但郁芳門被立之後、此議可候歟、不然者定見苦歟、以此旨重可被言上、實行謹言、

敬神を以て先と爲す

行幸神祇官事

右我朝神國也、以敬神可爲先、以如在可爲禮、而皇居程遠、弃而不被行者、公事已絕、神事可恐、就中繼絕興廢者、聖代之嘉摸、明王之善政也、然者忽改徒步之儀、被興騎馬之例、盍叶神慮哉、抑自里亭、行幸八省、是騎馬也、其儀宜被准據歟者、以此旨可然之樣、可被洩達之狀如件、實行謹言、

（長治二年）十月五日　　權大納言　藤原荒沅（涼イ）改文

禁中の作法先づ神事後に他事

禁秘鈔　上　禁中事　賢所

凡禁中作法、先神事、後他事、旦暮敬神之叡慮無懈怠、白地以神宮幷內侍所方不爲御跡、萬物隨出來、必先置臺盤所棚、召女官被奉、或內侍參奉之、

政道の法神事を以て先と爲す

岡屋關白記

建長元年三月廿三日、天晴、（中略）去々年法勝寺阿彌陀堂炎上、數體丈六一時爲灰燼、今又三十三間梵宇千體佛像有此災、共是修補之最中也、其理非凡夫智力之所及、去二月皇居有回祿、匪直也事、諸社修造、猶可有沙汰歟、或雖被付造國司、其勤緩怠、或又一向無造營沙汰社有之、所謂丹生社是也、我朝爲神國、政道之法以神事可爲先歟、御願寺修道、雖可協神慮、弃一取一、猶似有所缺、此條同心雖相存、今日不申出之、御尋之時、欲令申之故也、

禁中の事先づ神事

親長卿記

長享二年七月十三日、晴、有勾當內侍奉書、御盆供事、何比マテ有御沙汰哉、當年なと有御沙汰度之由有仰、予申云、禁中事先神事、次法事（他カ）之由見禁秘抄、當時公事悉闕怠、限此御盆供、再興無益之由申入了、

萬機の政神事を以て最第一と爲す

慶長勅版日本書紀識語

蓋神道者、爲萬法之根柢、儒教者爲枝葉、佛教者爲花實、彼二教者、皆是神道之末葉也、雅以枝葉顯其本原、然則異曲同工者歟、頃學儒佛者夥、而知神書者鮮矣、物有本末、事有終始、何棄本取末焉、於神國爭疏神書乎、萬機之政、尙以神事爲最第一、但神代事理既幽微、非理不通、欽惟、陛下寬惠叡智之餘、後世惜其流布之不廣、遂命鳩工、於是始壽諸梓矣、舊本頗純駁不一、求數本考正之、去其駁而錄其純、用之國而及之天下、則以成熙皞之治、以紹神尊之統、保瑞穗之地、千五百秋將必有賴於斯焉、

慶長己亥（四年三月）姑洗吉辰　　正四位下行少納言兼侍從臣淸原朝臣國賢敬識

太政官日誌

明治五年第百八號　壬申十一月十四日分

〔御布告書〕

明治六年新歲式

先づ神宮の事を奏す

一日　午前第四時、四方拜（中略）
三日　同第八時　元始祭　賢所　皇靈　神殿等　御親祭
四日　同第八時　政始　先奏　神宮之事（中略）
右之通被相定候事

儀式錄　明治六年一

一月四日

政始次第

午前第八時、大臣以下諸省東京府等ノ長官參列、
次正院出御、御椅子、
先神宮以下ノ事ヲ奏ス、式部頭之ヲ奏ス、
此間立御、臣下之ニ應ス、
次內史外史下段ニ進ミ諸省ノ事ヲ奏ス
諸省事件ニ依リ兼テ內史外史ニ附ス
天裁畢テ入御

源頼朝諸社を修理し神領を新加せられんことを言上す

次大臣以下退出
右了テ大臣以下諸省長官幷諸官員へ御祝酒ヲ賜フ
但宮內省取扱

一六　吾妻鏡　三　元暦元年二月廿五日甲申、朝務哀、武衞（源頼朝）注御所存、條々被遣泰經朝臣之許云々、其詞云

言上
條々
一　朝務等哀
右守先規殊可被施德政候但諸國受領等尤可有計御沙汰候歟東國北國兩道國々追討謀叛之間、如無土民、自今春、浪人等歸住舊里、可令安堵候、然者、來秋之比、被任國司、被行吏務可宜候、（中略）
一　諸社哀
我朝者神國也、往古神領無相違、其外、今度始又各被新加歟、就中、去比鹿島大明神御上洛之由、風聞出來之後、賊徒追討、神戮不空者歟、兼又、若有諸社破壞顚倒哀者、隨功程、可被召

付處、功作之後、可被御裁許候、恒例神夏、守式目、無懈怠、可令勤行由、殊可有尋御沙汰候、（中略）

以前條々夏、言上如件、

壽永三年二月日　　源　頼朝

御成敗式目　貞永元年八月十日（中略）

神社を修理し祭祀を專にす

一可修理神社專祭祀事

右神者依人之敬增威、人者依神之德添運、然則恒例之祭祀不致陵夷、如在之禮奠莫令怠慢、因玆於關東御分國々幷庄園者、地頭神主等、各存其趣可致精誠也、兼又至有封社者、任代々符、小破之時、且加修理、若及大破、令言上子細者、隨其左右、可有其沙汰矣、

社寺を修理す

新編追加　雜務篇　神社佛寺條一　一可被崇敬佛神事

九州爲宗寺社、破壞以下所、遂檢見、且可令注進損色之由、所被仰使者也、但於遠所者、使者檢見爲難治者、可計沙汰、

香椎宮を造營す

新編追加　神社篇　神殿修造條二　一香椎社造營事

筑前國怡土庄、爲料所可造營之由、被定下年記之處、于今不終其功云々、云未作之分限、云當社之所（在カ）士、可尋注進、

神事を勤行す

吾妻鏡　五十　弘長元年二月廿九日辛酉、天霽、關東御分寺社、殊可興行於（仏カ）神事之由、日來有其沙汰、今日被始行之、

一　諸社神事勤行事

祭豐年不奢、凶年不儉、是禮典之所定也、而近年神事等、或陵夷背古儀、或過差忘世費、神慮難測、人有何益、自今以後、恒例祭祀不致陵夷、臨時禮奠勿令過差矣、

社殿を修造す

一　可修造本社事

有封社者、任代々符、少破之時、且加修理、若及大破、言上子細者、隨其左右、可有其沙汰之由、被定置訖、而近年、社司恣貪神領利潤、無顧社壇之破損、匪啻不恐神慮、專可謂忘公平、自今以後、於背此制法輩者、可被改補其職矣、

神事を不朽の勤行と爲す

花營三代記　應安七年甲寅十二月廿八日（中略）

下仰三ケ條

一神事

右神之爲神、以人之祭禮、人之爲人、以神之加護（被イ）、因玆守式目專如在之禮奠、限永代爲不

朽之勤行焉、（中略）
以前三ヶ條所仰如件
年號正月日

惠林院殿將軍宣下記　武家名目抄職名二十二所引　延德二年七月五日丙辰、將軍（足利義稙）宣下云々、

將軍宣下の吉書始に先づ神事を仰す

次御判始、宣下事終之後被執行之、御吉書、右筆飯尾左衞門大夫爲規、白大帷、七ヶ國、武藏、伊豆、駿河、甲斐、出羽、陸奥、文章同前、下武藏國仰三ヶ條、一神事、右神之加被、因茲守式目、專如在禮奠、限永代爲不朽之勤行焉、一農桑事、右國者以民爲基、民者以農爲天、各勵池溝堰堤之勉、宜致稻穀紬絹之備矣、一乃貢事、右諸國之濟物、任土之貢賦、早守每年之所當、可致合期之進納焉、以前三ヶ條所仰如件、以下延德二年七月五日御吉書七通、入籠、爲規、今月二日巳刻、渡侍雜仕、當日雜仕持參之、列居葛蓋御硯等、渡御硯役、二階堂山城三郎左衞門尉尙行大帷請取之、直持參于御前、被加御判之後、給之相退、如已前渡雜仕了、

成氏年中行事　一同（正月）十一日、御評定始、（中略）管領評定奉行衆來ノ座ニテ、公方樣之出御ヲ待被申、悉出仕之由聞召テ、聽而御出アル也、被見申御出、管領自下紘烏帽子懸ヲ取テ懸ラル、、管領各へ目禮アツテ被參、其後評定奉行、其座至之樣ニヨリテ、次第ニ被參、二間御遣戸ヲマナカ明テ、障子ヲ立ラレタルヲ、左ノ手ニテヲサヘテアケテ、御座ノ內へ被參、右ノ指ニテ御障子ノハツレヲ取テ立ラル、三寸ツヽ、立殘シテ、其後先手ニテ腰ニサシタル扇ヲヌキテ、右ノ手へ取ウツシテ、持テ御座ニ著ル、也、如此之後、右筆折紙ニ三ヶ條記之、一ヶ條ハ皇大神宮、伊勢ノ御事也、一ヶ條ハ八幡宮、鶴岡之御事也、一ヶ條ハ勝長壽院之御事也、

關東評定始に大神宮鶴岡八幡宮等の事を言上す

神道

一七　日本書紀　二十一用明天皇　橘豐日天皇、（敏明）天國排開廣庭天皇第四子也、母曰堅鹽媛、天皇信佛法尊神道、

神道は天皇の天下を治めたまふ正大公共の道なり

日本書紀　二十五孝德天皇　天萬豐日天皇、（皇極）天豐財重日足姬天皇同母弟也、尊佛法輕神道、

うひ山ぶみ　そも〳〵道といふ物は、上に行ひ玉ひて、下へは、上より敷施し給ふものにこそあれ、下たる者の、私に定めおこなふものにはあらず、されば神學者などの、神道の行ひとて、世間に異なるわざをするは、たとひ上古の行ひにかなへることゝ有といへども、今の世にしては私なり、道は天皇の天下を治めさせ給ふ正大公共

の道なるを、一己の私の物にして、みづから狹く小く說なして、たゞ巫覡などのわざのごとく、或はあやしきわざを行ひなどして、それを神道となのるは、いとも〳〵あさましくかなしき事也、すべて下たる者は、よくてもあしくても、その時々の上の掟のまゝに從ひ行ふぞ、卽古の道の意には有ける、吾はかくのごとく思ひとれる故に、吾家、すべて先祖の祀供佛施僧のわざ等も、たゞ親の世より爲來りたるまゝにて、世俗とかはる事なくして、たゞこれをおろそかならざらんとするのみなり、學者はたゞ道を尋ねて明らめしるをこそつとめとすべけれ、私に道を行ふべきものにはあらず、されば隨分に古の道を考へ明らめて、そのむねを、人にもをしへさとし、物にも書遺しおきて、たとひ五百年千年の後にもあれ、時至りて、上にこれを用ひ行ひ給ひて、天下にしきほどこし給はん世をまつべし、これ宣長が志なり、〔本居宣長　寛政十年著〕

弘道館記述義　上

弘道者何、人能弘道也、道者何、天地之大經、而生民不可須臾離者也、

臣彪謹案、上古世質人朴、未有書契、所謂道者亦漠然靡聞焉、然則道固不原於上古乎、曰奚其然、當時特無其名耳、乃若其實、則未始不原於天神焉、何以言之、夫父子君臣夫婦、人

道之最大者、上古父子君臣夫婦之分、嚴乎一定、猶天尊而地卑焉、上令下從、男唱女和、亦猶天施而地生、萬物各遂其性焉、神代雖邈矣、古典所載、彰明較著、不復容疑、所謂其實則原於天神者、不其然乎、蓋道猶大路、人人遵大路而行、率由踐履、莫非斯路、則孰復知路之爲路、其路維一、無有他岐、則亦安命路以名之爲、自有天地以來、斯道之外、不復有道、君臣上下、熙熙皞皞、遵之行之、絕無異端邪說間之、則斯道之無名、不亦宜乎、及百濟貢吉師、始有儒教、而儒之爲教、尤重五典、所謂親義別序信者、皆我所固有、特資彼文物、以推弘之、施諸我父子君臣、用諸我夫婦長幼朋友、則斯道純一者自若也、至於佛法西來、則不然、其爲教、先奉三寶者、曰佛、曰法、曰僧、皆蠻夷之物、非神州所固有、於是斯道不得不設名以分於彼、理勢然也、故或稱神道、書紀用明紀、神道見於此、或稱古道、皇極紀、或稱上古聖王之迹、孝德紀、皆所以分於異邦之教、後之談古者、不知徵於其實、而徒求於其名、名不可見、則曰上世未嘗有道、特不知道之純一乃所以無名也、詩曰、天生蒸民、有物有則、蓋有天地則有天地之道、有人則有人之道、天神生民之本、天地萬物之始、然則生民之道、原於天地、而本於天神也亦明矣、我公夙潛心於古典、其於道之大原、默識意會、乃一筆斷之、曰天地之大經、而生民不可須臾離者、嗚呼亦至矣、

古道
大道
惟神
隨在天神

日本書紀　二十四皇極天皇　天豐財重日（重日、此云伊柯之比、）足姬天皇、淳中倉（敏達）太珠敷天皇曾孫、押坂彦人大兄皇子孫、茅渟王女也、母曰吉備姬王、天皇順考古道而爲政也、

御鎭座傳記　人乃天下之神物也、莫傷心神、神垂以祈禱爲先、冥加以正直爲本、任其本心、皆令得大道、

日本書紀　二十五孝德天皇　三年（大化）四月丁巳朔壬午（二十六日）詔曰、惟神（カミナガラモ）、惟神者、謂隨神道也、我子應治故寄、是以、與天地之初、君臨之國也、自始治國皇祖之時、天下大同、都無彼此者也、既而頃者、始於神名天皇名々、或別爲臣連之氏、或別爲造等之色、由是率土民心、固執彼此、深生我汝、各守名々、又拙弱臣連、伴造國造、以彼爲姓、神名王名、逐自心之所歸、妄付前々處々、（前々、猶謂人々也、）爰以神名王名、爲人賂物之故、入他奴婢、穢汙清名、遂卽民心不整、國政難治、是故今者、隨在天神（ナガラモ）、屬可治平之運、使悟斯等而治國治民、是先是後、今日明日、次而續詔、然素賴天皇聖化、而習舊俗之民、未詔之間、必當難待、故始於皇子群臣、及諸百姓、將賜庸調、

太政官日誌　明治三年第一號　正月三日庚午　神祇官行幸之處、御違例ニ付御延引、

宣布大教詔

惟神之道

王法は神道を崇び神道は王法に從ふ

神道に違ひては一日も日月を戴くまじき謂なり

朕恭惟天神天祖、立極垂統、列皇相承、繼之述之、祭政一致、億兆同心、治教明于上、風俗美于下、而中世以降、時有汚隆、道有顯晦矣、今也天運循環、百度維新、宜明治教以宣揚惟神之道也、因新命宣敎使、布敎天下、汝群臣衆庶、其體斯旨、

法曹至要鈔　下雜穢條　五十七、觸穢事可依時議事、

神祇令義解云、穢惡者不淨之物、鬼神之所惡也、斷獄律、詔勅斷罪、臨時處分、不爲永格者、不得引爲後比、疏云、事有時宜、故人主權斷、詔勅量情處分、不爲永格者、不得引爲後比、案之、觸穢之日、隨事多端、式條所指、於有明文、不在此限、難成會釋之類、雖有先例、啻可依時議、是則王法崇神道、神道從王法、隨時而制宜、自君而作、故無必定例、須仰勅定矣、抑是法曹之庭訓而已、

神皇正統記　應神天皇　天照太神も唯正直をのみぞ御心とし給へる、（中略）大かた二所宗廟の御心をしらんと思は、唯正直をさきとすべきなり、大方天地のあいだありとある人陰陽の氣をうけたり、不正にしてはたつへからす、ことさらに此國は神國なれは、神道にたかひては、一日も日月をいたゝくましきいはれなり、

神祇寶典　序　夫本朝者、神靈之所挺生而棲舍也、故推稱神國、其寶號神器、守其大寶

則曰神皇,其征伐則曰神兵,其所由行則曰神道,昔神武帝之都于倭也,始祀天神,建靈時于鳥見山,崇神帝祭天照大神笠縫邑,祭倭大國魂大物主,又祭群神,定社地神戶,垂仁帝卽位二十五年二月,命五大夫祭天神地祇,三月,移天照大神于伊勢國五十鈴川上以崇焉,自是以來,歷代諸州所在社座叢祠甚多,文武帝御宇,淡海公奉詔撰令,而神祇在其中,然後大祀中祀小祀,及大社小社位階勳等各有差,醍醐帝時,蓋除淫祠,凡定其有益于民而宜秩叙,立三千一百三十二座,載之神祇式,或其所遺漏謂之式外,所謂石清水,吉田,祇園,北野,八處御靈之類,猶可有焉,延喜以後始立者,亦可有焉,長曆年中,勅以伊勢,石清水,(中略)嗚呼神意人心本是一理,以器而言之,劒璽鏡也,以道言之,勇信智也,璽鏡者文也,劒者武也,是日神之所以授皇孫,而累世帝王禪繼卽位之時,所以取則者不在玆乎,若擴充之,雖堯舜禹之咨命,亦何不追尋之乎,卽是王道也,儒道也,聖賢之道也,易云,聖人以神道設教,而天下服,是爲序,

神道は卽ち王道なり

正保三年二月朔日

從二位行權大納言源朝臣義直

兼輝公記　延寶七年正月十一日(中略)

抑今日神拜畢,拜先聖先師,是四方拜時拜之,當年元日依不拜之也,次拜佛,是當年始也,自加首服已來不拜之,依有所思也,主意載于左.

夫吾國者神國也,道者神道也,故上自天子,下至庶人,尊崇之不可不學焉,然而彼教上古之教而說其大綱,不說其委曲多端,加之罹上世人庶之災,書籍僅今存其三四,仍以彼書悉難化愚昧之心,以漢朝儒術補之可也,假令神教說孝悌忠信之綱,如不說其節目,以儒術補其節目,然而於違于神教之教不用之,以合神教用之,亦釋氏教者專說心法,說天堂地獄,而勸善懲惡於喩愚民甚有功,加之以釋氏之教,亦補神儒之不足有益,假令於持敬如用瑞巖和尙常惺々法,然而於齟齬于神教之目者不用,只以神道爲根,以儒佛之兩道補其不足,於法交用之,是遠協文武天皇,大織冠等意,近於脩身齊家有益,亦祈禱者,三教共用之,吾身去人欲,全天理如神明,聖人佛菩薩者,生前雖不祈有福,死後雖不祈亦有福,自此已下人者,不祈者不可協,其祈法可有其教,儒術祈法希也,於神道佛道,死後亦於凡人者祈之,其不足而可受福事協理,於祈者何不有感應哉,亦於死後之祈者,佛一道獨存之,佛以生前所行之善惡,至死後神驗或受快樂,或受苦,仍儲齋會助其冥福,是如生前之祈禱,夫於用生前祈禱者,何不用死後之祈禱哉,於親族之沒後,儲齋會寫經可求冥福,亦於生前之祈以神明之祈爲本,其次可及佛氏之禱,亦於生前去人欲全天理之術者,以神儒之兩道行之,其餘可行佛氏之術,是神道謂神明,儒道謂明德,得行明德者聖人也,佛道謂佛性,謂如來,是皆指天理,至其教

道は神道なり天皇より庶人に至るまで之を尊崇す

神道を以て根本と爲す

神道王道は一なり

之條目者、隨其國俗之宜有異同、然而理一也、仍今日先拜神明、次拜先聖、儒祖、次拜佛菩薩、自今以後、於先祖忌日拜佛菩薩、於拜神明之日者、有定法之間不及始之、亦於先聖先師者、其法狎近拜之有禁、仍元日拜之、其外二摩釋奠之日可拜之、然而二教可不偏亦可不全用、是恐神教故也、只以神道爲根本、以二教補其不足、以三教合一法俯身齊家可爲理當然歟、後世子孫可存此旨耳、

集義外書　一　削簡一

一來書略、王法、佛法、車の兩輪と申候、佛法のわたらさる以前には、王法の片輪車にてめくり候しや、

返書略、神代には神道といひ、王代には王道といふ、其實は一なり、大道の世を行めくる兩輪は、文武にて候、佛法の輪なき以前、天神地神の御代、人王の初めには、大道行はれて人民至治の化をかうふれり、佛法ひろまりてより後、王者は武の輪をかきて佛の輪を入、知仁勇の德を失て王道おとろへたり、武なき文は眞の文にあらされは、終に天下を失ひ給へり、武家は文の輪を缺て佛の輪を入、文なき武は野人に近して、君子の風ならす、治道全からす、佛法は出世の道にて大に高しといふなれは、神道は神

神道は人々日用の道なり

道にてをき、人道は人道にてをき、佛ひとり高上にかまへつへきを、また兩輪と云て交り入て、神人の道を亂れり、これ又佛法にもあらす、不可不察、

陽復記　下　問曰、世間に何事とはしらねども、神道とてたうとくおもふは、神祇の祭禮にたづさはる人の束帶し、或は衣冠し、手に笏をとり、玉串持などして、口には神語などとなふるをこそ、神道とはおもふに、其外民の義をつとむるも、神道といふべきや、答曰、玉串を持神語となふる事等は、祭庭などの儀式、是も亦神道の一事にして、尤重しとする所なり、されど此事計を神道とおもふは、天を管の穴よりのぞきたるにひとし、管の穴より見たるも天にてなきにはあらねど、それのみにあまりにせばき事なり、それ神道と云ハ、人々日用の間にありて、一事として神道あらずと云事なし、君神道を以、下にのぞみたまふ時は仁君なり、臣神道を以、君につかへ奉るときは忠臣也、父神道を以、子をやしなふ時は慈父なり、子神道を以、父母につかふるときは孝子也、夫婦、兄弟、朋友の間も、神道を以まじはる事ぞかし、其外飲食するにも神道あり、手を擧るにも、足を擧るにも、神道あらずと云事なし、神書を讀て神名など覺え拍手祝詞などよむ計神道ならば、農圃醫卜の術よりは、猶せばき道なるべし、かたじけなくも天御中主尊、天照太

神の、天の御量柱を、中國に立給てよりこのかた、時代により用捨こそあらめ、于今絶せぬ神道なれば、天地と無窮なるべきものなり、されば神の御誓にも、寶祚のつたはらん事、天壤と無窮けんとの御言たがはずして、今上皇帝まで傳はりたまふ事、異國にも曾てそのためしなし、ありがたき事にあらぜや、これにて、神道の最上の道なる事はまゐるべし、

問曰、神道の廣大にして、最上の道なる事は聞ぬ、非其鬼而祭は諂なりと、孔子ものたまへり、しからば其神にあらぜは、祭いのるまじき理にてあるべきか、

答曰、孔子のたまふごとく、其祭べき所の神ならぜしてまつるはへつらひなり、まかれど祭と祈と分別ある事ぞかし、伊勢兩太神宮にも、三姓の氏人とて、大中臣は祭主と宮司に任じ、荒木田と度會は禰宜に補し、勅命によりてまつる、全く自分の祭にはあらぜ、其神の後裔、又は祠官の祭は、凡人とハ隔別なり、爰には神明の飛たまふ、かしこには何の太明神の飛給しなどゝ云巫覡の妄言を信じ、國々所々に其神にあらざるを祭は非禮也、祈とは、或は主君父母の病惱などを、臣下忠誠の情を以いのり、又は孝子迫切の心を以祈ば、などか其誠を神も請たまはざらんや、〔度會延佳　慶安四年刊〕

神道大意

道は神道、君は神孫、國は神國といふも、抑天地開闢の初、諸冉二尊、天の神の詔をうけ、瓊矛を傳へ、此大八洲に天降玉ひて、かの瓊矛を訖度八洲の眞中にさして天柱となし給ひ、二尊その柱を旋らせられ、共にちぎりて天下をしろしめす珍の御子を御出生と訖度祈念し思召誠の御心より、日の神（天照大神）御出生ならせられ、二尊かの天柱をもて、日神を天上に送り擧たてまつりて、御位に卽させ給ふより、天下萬世、無窮の君臣、上下の位定りて、さて日の神の御所作は、但父母の命をつゝしみ守らせられ、天神地祇を齋祭て、寶祚の無窮、天下萬姓の安穩なるやうにと祈らせ玉ふより外の御心なし、神皇一體といふも是なり、祭政一理といふも是なり、あなたを補佐被成諸臣諸將も、上樣のかう思食みことのりを受て宣るより外なふして、兒屋、太玉命の宗源を司どらせらるゝといふは、その綱領なり、神祇官が八省の根本となりて、天下萬事の政これより出るといふも是なり、禁秘御抄に、凡禁中の作法、先神事、後他事、旦暮敬神之叡慮無懈怠、とあるは、こゝの大事を記させ給へり、是より推ていへば、諸臣諸將は申に及ばず、天下の蒼生までも、上の法令を敬守て背きたてまつらぬやうに、天地神明の冥慮おそれつゝとびて、あなどりけがす事なければ、おきもなをさず、面々分工の祭政一理といふも

の、神道、神孫、神國とは、まづかういふ事なり、苦しき事は、上古神祖の教を尊び守らせ給はぬゆへと見へては、上はおそれあれば申奉らぬ御事ながら、下へ流の風俗、唐のみ讀て、却て我國の意はしらず、浮屠は信じて、却て神明は尊びたてまつらず、かの君上を大切になし奉り、冥慮をおそるゝやうなるしほらしき心は、殆どむなしくなりたり、誠に可哀事ならずや、しかれども天地開闢以來今日に至るまで、君も臣も神の裔かわらせ玉はず、上古の故實もなをのこりて、伊勢神宮を初穗をもて祭らせ玉はぬ内は、上様に穀をめしあげ玉はぬの、伊勢奉幣、賀茂祭の時は、上様も圓座にましますの、僧尼は神事にいむなどの類あり、されば末の世といふて、我と身をいやしむべからず、天地も古の天地なり、日月の照鑑も今にあらたなれば、面々の黒心を祓清め、常々幽には神明を崇め祭り、明には君上を敬ひ奉り、人をいつくしび、物をそこなわず、萬事すぢめたがふことなければ、おのれ一箇の日本魂は失墜せぬといふものなり、餘所を見て怨みとがむる事なく、たゞ我志のつたなき事を責め、我心身のたゞしからぬ事のみをうれひ、冥加を禱りてあらためなをすべし、惣じて神道をかたるは、ひらたうやすらかにいふがよきなり、忌部の正通の、辭を嬰兒にかりて、心を神聖にもとむといへるが是なり、あのあ

さはかにあだなひやうなる中に、きつう面白うまひ意味がある、理屈らしい事を甚だきらふ事なり、經學も本法はかうあるべけれども、儒者のしらぬぞきのどくなる、孔孟程朱の書をとくと熟讀し得るものは、定て此旨をしるべし、　若林(蘭齋)先生述作

神道政要　序

神道者何、先王之道也、先王何神之、神其德、神其世也、其道何如、天人唯一、極大盡精、其要何如、曰天柱也、三器也、神籬也、所徵何書、古事記以見其純焉、日本書紀以察其正焉、大祓詞以頌其粹焉、其他諸書亦可以參考也、方今治具畢張、何爲復述政要、夫神道卽王道、先王遺訓、炳如日星、而世人或不察、怪之妄之、神聖軌蠲、殆將墜地、清先嘗爲之慨焉、所以敢有此述也、至其廣大精微、則謗陋不才、豈所能識哉、豈所能盡哉、

寛政三辛亥歲五月

吉備笠阜　小寺清先謹譔

五十鈴川記　上

或問曰、神道は我國の道なれば、是を學ぶに、何れの書を本として可ならんや、先主とする所、その大むねを聞んことをこふ、答曰、夫神道は天皇の道なり、下として容易に窺ふべきにあらず、垂加翁の詞に、道は日神の道にして、教は猿田彦神の教なりといへる、實にさる事ぞかし、神代のはじめ、日神天位につかせ給てより、このかた、今の世に至まで、其光六合に滿て、天日の宇宙を照し給と同じ、下たるものは

君の爲に化せられて、其道を守り、各其所を得て、皞々如として枕を泰山の安きにおく、是皆神道の廣く及ぶところ神恩ならずといふことなし、其道を窺ひ學ぶを神學といふ、神學は國學なり、其國に居て其の道を學ずんば有べからず、是を窺ひ學んと欲せば、先國史官牒を熟復して、朝廷の祭政、歴代の故實を考ふべし、世に神書といふもの多けれど、（傳敎、弘法、慈覺、智證）四大師以來、度會の徒事實を忘れ、兩部習合を以て理說を主とし、高遠に說て、僞書妄撰棟に充ち牛に汗し、甚害を生ず、志あるものも、彼がために欺れて、初入の學はなれがたく、却て非を飾るもの多し、先正史官文を見て、其基本を定め、疑なくして後に彼書を見る時は、正僞おのづから分明也、先主とする所は、天照大神以來、君臣の道嚴重にして、今に至まで變ずることなく、王公卿大夫より下庶人に至まで、是を仰ぎ奉る、君君たり、臣臣たり、父父たり、子子たり、開闢より以降、かくのごとく三綱正しき道は、儒釋道の及ぶところにあらず、萬國に秀て神國と申は、日神の國なればなり、道を神道と云、國を神國といふ、君を神聖といふ、詔書式に、明神御宇日本天皇と書く、神道の要領爰に有り、先日本紀を讀て、日神の御事をまるべし、然らざるときは、面に墻して立てるが如し、禁秘御抄に、禁中作法、先神事、後他事、旦暮敬神之叡慮無懈怠、白地以神宮幷內侍所方不爲御跡、と遊ばされたるは、最有がたくこそ覺ゆれ、五十鈴川の流清く、神路山の月明らかに、日神の御惠、今につきせぬ御事なれば、あふぎても猶あまり有り、このゆゑに先宗廟社稷を分ち、兩宮の尊卑を知らずんばあるべからず、〔吉見幸和延享元年著〕

直毘靈　そも此道はいかなる道ぞと尋ぬるに、天地のおのづからなる道にもあらず、（註略）人の作れる道にもあらず、此道はしも、可畏きや高御產巢日神の御靈により て、（註略）神祖伊邪那岐大神、伊邪那美大神の始めたまひて、（註略）天照大御神の受たまひたまひ傳へ賜ふ道なり、故是以神の道とは申すぞかし、〔本居宣長明和八年著〕

神道獨語　神道は我國の大道にして、朝廷是を重んじ崇び給ふ、されば職員令には、神祇令を以て首章とし、延喜式には、神祇式を以て初篇とし給へり、中臣、齋部、卜部の三家は、神代より神道を司どり、齋部の家は絶たれ共、中臣、卜部の兩家は今に榮へたり、彼兩家の神道は、神代より正しく相承し給へる眞傳也とかや、仰ぎ尊ぶべし、（中略）

夫神道に三品あり、漢土の周易に謂ふ所の神道、我國上古に謂ふ所の神道、後代謂ふ所の神道、是三品差別あり、漢土の周易に謂ふ所の神道は、周易上象傳大觀の章に、觀天之神道、而四時不忒、聖人以神道設敎、而天下服矣とあり、天の神道とは、日月星辰、晝夜寒暑、

神道は神祖の始めたまふ道なり

神道は我が國の大道なり

上古に謂ふ神道

風雨霜露、萬物生成、凡天地の間にありとあらゆる事物、人力を用ずして自然に造化の行はるゝは、悉皆神の所爲なるを以て、是を天の神道といふ也、此天の神道は、漢土のみに限らず、我日本國及萬國共に同じ、我國上古の神道と稱せしは、此天の神道をさしていふにはあらず、別の事也、凡事物、名は同じくして實異なる事多し、偏にかたよりて一つに紛はして論ずる事なかれ、我國上古に謂ふ所の神道は、神祇を尊崇し、祭祀、祈禱、秡除の類、凡神に奉仕の禮儀作法を云也、上古天照大神より傳へ受給ひし三種の神寶を宮中に安置せられて、天皇尊崇し祝ひ祭り給ひ、崇神天皇に至て尊崇し給ふの餘り、神寶を同殿に置き給ふ事を恐れ憚り給ひて、神鏡を皇女豐耜入姫命に付て諸國を經歷し、神慮にかなふべき宮所を求めしめ給ふ、其時神鏡を撰し、新に御鏡を作らしめて宮中に置て、是を崇め祭り給ひけり、賢所とも、內侍所とも申奉るは是也、又御代々御卽位の後大嘗會あり、毎年新嘗會あり、是天皇御身づから神祇を祭り給ふ也、又諸國神社の恒例の祭あり、禁中には神祇官を建置給へり、漢土にても神祇を崇め祭祀を重くするなれども、我國の如くにはあらず、我國の朝廷には、神祇を祭るを以て万機の政の中の第一事と定め給へり、故に政の字にマツリゴトと國訓を付たる也、されば上古には、神

後代に謂ふ神道

祇を崇めつかふまつるわざ、祭祀、祈禱、秡除等の禮儀作法を指して神道といひし也、日本紀用明天皇紀、天皇信佛法、尊神道云云、又孝德天皇紀、尊佛法輕神道云云、神道の稱ここに見えたり、此神道とあるは、右に記すごとく祭祀以下の道をいふ也、佛法に並べて神道とあれば、此神道の二字を、佛法の如く教の道なりと思はんは誤也、日本紀は漢土の文章を學び、詞を飾りて書たる者なれば、語を對にせんが爲に、法の字に對して道の字をば用ひたる也、然れども佛法の法の字は、神道の道の字と意味は等しからず、詞を以て意を害する事なかれ、後代に至りて、神の教の道也とて、神道と云は一道なりと造り出したるも、右の日本紀の神道の二字を見誤りたる也、かの一道出來てより、上古の神道の神祇に奉仕する禮儀作法をば、社人の神道とも、行法の神道とも稱して枝葉とする事になれり、後代に至り謂ふ所の神道は、天照太神の人を教え、天下國家を治る道を建給ひ、猿田彦命の導き給ひし道也とて、正直の二字を以て宗旨として、新に神道といふ一道を造り出して、佛道儒道、神道と並べいふ事になれり、是は漢土には儒道有り、天竺には佛道有、唯日本のみ道無を恥かしき事に思ひ、儒佛の道を羨みて、天照太神の教の道と僞りて、神道といふ一道を造り出せし也、是日本に道なきは、我國の貴き所な

るを知らざるに依ての所爲也、〔伊勢貞丈著〕

神儒偶談　上　孟軻氏が「コトゝ〳〵ク書を信ゼバ書ナキニ不如」と云ひ「我武成ニ於テ二三策ヲ取ノミ」と云、此に依ば、孟軻氏の見る處、六經も悉くは不取なり、孟子のとき、孔子を去ること不遠、かつ秦火未燔ときその經典の不可信こと如是なり、我神書の如きは、句々至言なり、神語なり、その廣博なることは、六經諸子に不如ども、その實の教は具りて缺ることなし、儒典は五倫に就て教を立す、神道は一箇の赤心、君臣の大義のみなり、此一箇の赤心、家に在て孝なり、夫婦に在て和なり、隣里朋友に交て欺なし、今日にして見れば、孝悌忠信は教の末なり、此君臣の道、一たび立て萬國違はず、不孝の子有ば罪を加ふ、不義の夫婦あれば刑を加ふ、一として治らざるなし、且五倫の設け、父子あれば、自ら昆弟の道は立べし、父子の間、子に孝を教へ、父に慈を誨る、譬ば猱に「木のぼり」を教へ、魚に游泳を教と云べし、況や、朋友は道同じければ相比す、志通ずれば相遇ふ、此君臣に比すべきならず、世に謂ゆる綠林の刎頸、博徒の斷金の類は、反て世教の害なり、又漢代に黨錮の災起り、其後唐宋に至て動もすれば、朋黨の論おこりて國政を亂し、賢哲の放逐せらるゝこと、皆此朋友と云より起りたるなり、唯道の綱要は君臣上下に存す

神道は一箇の赤心君臣の大義なり

べし、〔釋慈雲　文化元年寂〕

日本書紀　一　神代上　一書曰、（中略）伊弉諾尊既還、乃追悔之曰、吾前到於不須也凶目汚穢之處、故當滌去吾身之濁穢、則往至筑紫日向小戸橘之檍原而祓除焉、遂將盪滌身之所汚、乃興言曰、上瀨是太疾、下瀨是太弱、便濯之中瀨也、因以生神號八十柱津日神、次將矯其枉而生神號曰神直日神、次大直日神、又沈濯於海底、因以生神號曰底津少童命、次底筒男命、又潛濯於潮中、因以生神號曰中津少童命、次中筒男命、又浮濯於潮上、因以生神號曰表津少童命、次表筒男命、凡有九神矣、（中略）然後洗左眼、因以生神號曰天照大神、復洗右眼、因以生神號曰月讀尊、復洗鼻、因以生神號曰素戔嗚尊、凡三神矣、

伊弉諾尊祓を行ひたまふ

伊弉諾尊穢を滌ぎ禍を直したまふ

古事記　上　是以伊邪那岐大神詔、吾者到於伊那志許米上志許米岐、此九字以音、穢國而在祁理、此二字以音、故吾者爲御身之禊而、到坐竺紫日向之橘小門之阿波岐此三字以音、原而禊祓也、（中略）於是詔之、上瀨者瀨速、下瀨者瀨弱而、初於中瀨墮（降カ）迦豆伎而滌時所成坐神名八十禍津日神、訓禍云摩賀下效此、次大禍津日神、此二神者、所到其穢繁國之時、因汚垢而所成之神者也、次爲直其禍而所成神名神直毘神、毘字以音、下效此、次大直毘神、次伊豆能賣神、并三神也、伊以下四字以音、次於水底滌時所成神名底津綿上津見神、次底筒之男命、於中滌時所成神名中津綿

神道は清淨を先と爲す

諸神素戔嗚尊をして罪を贖はしめたまふ

上津見神、次中筒之男命、於水上滌時所成神名上津綿上津見神、訓上云字閇、(中略)於是洗左御目時所成神名天照大御神、次洗右御目時所成神名月讀命、次洗御鼻時所成神名建速須佐之男命、須佐二字以音、

隱顯集　上一五箴式　夫神道者、清淨爲先矣、清淨者、所謂清身、淨心、善心、是神教也、昔伊弉諾尊、追伊弉冉尊入於黃泉、既還乃追悔之曰、吾前到於不須也凶目汚穢之處、故當滌去吾身之濁穢、則往至筑紫日向小戶橘之檍原而秡除焉、是則所以其身清則其心隨其清淨矣、將盪滌身之所汚、乃興言曰、上瀨是太疾、下瀨是太弱、便濯之中瀨也、然後洗左右眼及鼻、因以生神、日神、月神、素盞嗚尊是也、濯之中瀨者、蓋執其中之謂乎、既濯洗則其清白明潔也、〔菅原直勝寛永十九年刊〕

日本書紀　一神代上　是後素戔嗚尊之爲行也甚無狀、何則天照大神以天狹田長田爲御田、時素戔嗚尊、春則重播種子、重播種子、此云璽枳磨枳、且毀其畔、毀、此云波那豆、秋則放天斑駒、使伏田中、復見天照大神當新嘗時、則陰放戾於新宮、又見天照大神方織神衣居齋服殿、則剝天斑駒、穿殿甍而投納、是時天照大神驚動、以梭傷身、由此發慍、乃入于天石窟、閉磐戶而幽居焉、(中略)然後諸神歸罪過於素戔嗚尊、而科之以千座置戶、遂促徵矣、至使拔髮以贖其罪、亦

天種子命をして天罪國罪を解除せしめたまふ

六月十二月の大祓

曰、拔其手足之爪贖之、已而竟遂降焉、

古語拾遺　令天種子命、天兒屋命之孫、解除天罪國罪事、所謂天罪者上既設訖、國罪者國中人民所犯之罪、其事具在中臣祓詞、

延喜式　八祝詞　神祇八　六月晦大祓、十二月准之、

集侍親王諸王諸臣百官人等諸聞食止宣、天皇朝廷爾仕奉留、比禮挂伴男、手襁挂伴男、靫負伴男、劍佩伴男、伴男能八十伴男乎始氐官官爾仕奉留人等乃過犯家牟雜雜罪乎、今年六月晦之大祓爾祓給比清給事乎諸聞食止宣、

高天原爾神留坐皇親神漏岐神漏美乃命以氐、八百萬神等乎神集集賜比、神議議賜氐、我皇御孫之命波、豐葦原乃水穗之國乎、安國止平久知所食止事依奉伎、(中略)如此所聞食氐波、皇御孫之命乃朝廷乎始氐天下四方國爾波、罪止云布罪波不在止、科戶之風乃天之八重雲乎吹放事之如久、朝之御霧夕之御霧乎朝風夕風乃吹掃事之如久、大津邊爾居大船乎舳解放艫解放氐、大海原爾押放事之如久、彼方之繁木本乎燒鎌乃敏鎌以氐打掃事之如久、遺罪波不在止祓給比清給事乎、高山之末短山之末與理佐久那太理爾落多支川速川能瀨坐須瀨織津比咩止云神、大海原爾持出奈武、如此持出往波、荒鹽之鹽乃八百道乃八鹽道之

鹽乃八百會爾坐須速開都比咩止云神持可可呑氏卑、如此久可可呑氏波、氣吹戸坐須氣吹戸主止云神根國底之國爾氣吹放氏卑、根國底之國爾坐速佐須良比咩登云神持佐須良比失氏卑、如此久失氏波、天皇我朝廷爾仕奉留官官人等乎始天下四方爾波、自今日始氏罪止云布罪波不在止、高天原爾耳振立聞物止馬牽立氏、今年六月晦日夕日之降乃大祓爾祓給比清給事乎諸聞食止宣、四毛國卜部等、大川道爾持退出氏祓却止宣、

延喜式　三臨時祭　凡甲處有穢、乙入其處、謂著座、下亦同、乙及同處人皆爲穢、丙入乙處、只丙一身爲穢、同處人不爲穢、乙入丙處、同處人皆爲穢、丁入丙處不爲穢、其觸死葬之人、雖非神事月、不得參著諸司幷諸衞陣及侍從所等、

新儀式　五臨時　觸穢事　雜忌之事、見神祇官式也、甲處有穢、乙入其處、乙及同處人皆爲穢云々、今之所行、有死骸間、入其處者爲甲、收骸後到觸者爲乙、甲人到乙處、與甲同座者爲乙、甲人去後著座爲丙人、（中略）又失火穢不可忌乙丙、□應和二年月定也、

文保記　一觸穢甲乙丙展轉事、付失火穢灸治居灸人穢、穢物在所、及同座穢物之者甲穢、至甲穢所同座甲穢人之者乙穢、至乙穢所同座乙穢人之者丙穢也、丙以下無穢、丁當日不參宮、死人者以氣止爲穢始、畜類同、雖不觸手於死人、不返枕入櫛內同座之族甲穢、次穢物以見付雖爲穢始、兼有臭香、以香爲觸穢始、自掃除可滿日數也、

古事記　上神代上　爾速須佐之男命答白、僕者無邪心、唯大御神之命以問賜僕之哭伊佐知流之事故、白都良久、三字以音、僕欲往妣國以哭、爾大御神詔、汝者不可在此國而、神夜良比夜良比賜故、以爲請將罷往之狀、參上耳、無異心、爾天照大御神詔、然者汝心之清明（アカホコトバ）、何以知、

古事記傳　七　清明は、萬葉廿に、加久佐波奴、安加吉許己呂乎、十五に、安我己許呂、安可志能宇良爾、などあるに依て、二字合て阿加伎（アカヤ）に訓べし、續紀一に、明支清支直支誠之心以而云々、又九に、清支明支正支直支心以云々、又十に、淨伎明心乎持旦などもあり、是らに依ば、此も伎與伎阿加伎とも訓べし、書紀に、將何以明爾之赤心とも、清心とも、また汝心明淨とも見え、仲哀卷に、汝熊鰐者有明心以參來、敏達卷に、用清明心事奏天闕、などもたり、これらも皆同く、阿加伎心とも訓べし、明きも即清きことにて、意はひとし、萬葉一に、今夜乃月夜清明己曾とあるをも、師は阿伎良氣久己曾となむ訓れし、まことにすみあかくといふ言は、いかにぞやおぼゆ、

天照大神素戔嗚尊をして心の清明を誓はしめたまふ

清明の讀方

赤心

明淨心

明心

日本書紀 一 神代上　素戔嗚尊對曰、吾元無黑心(ヰタナキ)、但父母已有嚴勅、將永就乎根國、如不與姉相見、吾何能敢去、(中略)于時天照大神復問曰、若然者、將何以明爾之赤心(キヨキ)也、

一書曰、日神本知素戔嗚尊有武健陵物之意、及其上至便謂、弟所以來者非是善意、必當奪我天原、乃設丈夫武備、(中略)是時素戔嗚尊告曰、吾元無惡心、唯欲與姉相見只爲暫來耳、於是日神共素戔嗚尊相對而立、誓曰、若汝心明淨不有陵奪之意者、汝所生兒必當男矣、

日本書紀纂疏 四 神代上之四　夫明淨之心者、一切群生、本有之體也、此心在聖未嘗有一增、在凡未嘗有減、若汝心體如是、則凌奪之意、由何而起、凌奪之意、由人我之見、客塵煩惱之妄意、而凡聖所以分也、汝若能體於此心、則何凌奪之意有乎、已無凌奪、則定惠兩具、淨爲定、明爲智、故定能生男、惠能生女、

日本書紀 八 仲哀天皇　八年正月己卯朔壬午(四日)、幸筑紫、時崗縣主祖熊鰐、聞天皇車駕、豫拔取五百枝賢木、以立九尋船之舳、而上枝掛白銅鏡、中枝掛十握劍、下枝掛八尺瓊、參迎于周芳沙麼之浦、而獻魚鹽地、(中略)既而導海路、自山鹿岬、廻之入崗浦、到水門御船不得進則問熊鰐曰、朕聞、汝熊鰐者、有明心(キヨキ)以參來、何船不進、

日本書紀 二十 敏達天皇　十年潤二月、蝦夷數千寇於邊境、由是召其魁帥綾糟等、魁帥者大毛人也、詔曰、惟儞蝦夷者、大足彥(景行)天皇之世、合殺者斬、應原者赦、今朕遵彼前例、欲誅元惡、於是綾糟等懼然恐懼、乃下泊瀨中流、面三諸岳、漱水而盟曰、臣等蝦夷、自今以後、子子孫孫、古語云、生兒八十綿連連、用清明心(スミアキラカナル)事奉天闕、臣等若違盟者、天地諸神及天皇靈絕滅臣種矣、

清明心

清白の意を以て神祇を敬ふ

清白の心を以て朝廷に仕ふ

明淨心を以て仕へ奉る

日本書紀 二十五 孝德天皇　白雉元年二月甲申(十五日)、詔曰、聖王出世、治天下時、天則應之、示其祥瑞、曩者西土之君、周成王世與漢明帝時、白雉爰見、我日本國譽田(應神)天皇之世、白鳥樔宮、大鷦(仁德)鷯帝之時、龍馬西見、是以自古迄今、祥瑞時見、以應有德、其類多矣、所謂鳳凰騏驎白雉白烏、若斯鳥獸及于草木、有符應者、皆是天地所生休祥嘉瑞也、夫明聖之君、獲斯祥瑞、適其宜也、朕惟虛薄、何以享斯、蓋此專由扶翼公卿臣連伴造國造等、各盡丹誠奉遵制度之所致也、是故、始於公卿及百官等、以清白(アキラケキ)意、敬奉神祇、並受休祥、令榮天下、

日本書紀 二十六 齊明天皇　四年四月、阿倍臣闕名率船師一百八十艘伐蝦夷、齶田渟代二郡蝦夷望怖乞降、於是勒軍陳船於齶田浦、齶田蝦夷恩荷進而誓曰、不爲官軍故持弓矢、但奴等性食肉故持、若爲官軍以儲弓矢、齶田浦神知矣、將清白心(キアキラカナル)仕官朝矣、

續日本紀 三 文武天皇　慶雲四年四月壬午(十五日)、詔曰、天皇詔旨勅久、汝藤原朝臣乃仕奉狀者今乃未爾不在、掛母畏支天皇御世御世仕奉而、今母又朕卿止爲而、以明淨心(アカキキヨキコヽロ)而、朕乎助奉

淨き明き心を持ちて供へ奉る

仕奉事乃、重支勞支事乎、所念坐御意坐爾依而多利麻比豆夜夜彌賜閇婆、忌忍事爾似事乎志奈母常勞彌重彌所念坐久止宣、

續日本紀　十聖武天皇　天平元年八月戊辰(十日)、詔、立正三位藤原(光明子)夫人爲皇后、壬午(二十四日)、喚入五位及諸司長官于內裏、而知太政官事一品舍人親王宣勅曰、天皇大命良麻止、親王等、又汝王臣等語賜幣止勅久、皇朕高御座爾坐初由利、今年爾至麻氏六年爾成奴、此乃間爾、天都位爾嗣坐倍伎次止爲氏、皇太子侍豆、由是其婆婆止在須藤原夫人乎皇后止定賜、加久定賜者、皇朕御身毛年月積奴、天下君坐而、年緒長久皇后不坐事母、一豆乃善有良努行爾在、又於天下政置而獨知倍伎物不有、必母斯理幣能政有倍之、此者事立爾不有、天爾日月在如、地爾山川有如、並坐而可有止言事者、汝等王臣等明見所知在、(中略)賀久詔者、挂畏支於此宮坐氏、現神大八洲國所知倭根子天皇我王祖母天皇乃始斯皇后乎朕賜日爾勅豆良久、女止云波婆等美夜、我加久云其父侍大臣乃、皇我朝乎助奉輔奉氏、頂伎恐美供奉乍、夜半曉時止休息事無久、淨伎明心乎持氏、波波刀比供奉乎所見賜者、其人乃宇武何志伎事欲事乎、送不得忘、我兒我王過无罪無有者捨麻須奈、忘麻須奈止負賜宣賜志大命依而、加爾加久爾年乃六年乎試賜使賜氏、此皇后位乎授賜然毛朕時乃未爾波不有、難波高津宮御宇大鷦鷯天皇、葛城曾豆比古女子伊波乃比賣命皇后止御相坐而、食國天下之政治賜行賜家理、今米豆良可爾新伎政者不有、本由理行來迹事曾止詔勅聞宣、

明淨心を以て仕へ奉る

續日本紀　十七聖武天皇　天平勝寶元年四月甲午朔、從三位中務卿石上朝臣乙麻呂宣、現神御宇倭根子天皇詔旨宣大命、親王諸王諸臣百官人等、天下公民衆聞食宣、(中略)加以挂畏近江大津宮大八嶋國所知之天皇(天智)大命止之、奈良宮大八洲國所知自我皇天皇(元正)止、御世重氏朕宣自久、大臣乃御世重氏、明淨心(アカキキヨキコヽロ)以氏仕奉事爾依氏、奈母、天日繼波平安久聞召來流、此辭忘給奈棄給奈宣比之大命乎、受賜利恐麻利、汝乎多知惠賜比治賜久止宣大命、衆聞食宣、

續日本紀　二十五淳仁天皇　天平寶字八年十月壬申(九日)、高野天皇遣兵部卿和氣王、左兵衛督山村王、外衛大將百濟王敬福等、率兵數百圍中宮院、時帝遽而未及衣履、使者促之、數輩侍衛奔散、無人可從、僅與母家三兩人、步到圖書寮西北、立地(之イ)山村王宣詔曰、掛末久畏毛朕天先帝乃御命以天、朕仁勅之久、天下方朕子伊末之仁授給事乎之云方、王乎奴止成止毛、奴乎王止云止毛、汝乃爲牟末仁、假令後仁帝止立天在人伊、立乃後仁、汝乃多米仁無禮之氏、不從奈米久在牟人方乎、帝乃位仁置許止不得、又君臣乃理仁從天、貞久淨岐心乎以天、助奉侍牟之、帝止在方己止得止勅岐、

君臣の理に從ひて貞しく淨き心を以て助け奉る

明き淨き直き誠の心を以て仕へ奉る

續日本紀　一　文武天皇　元年八月甲子朔、受禪卽位、庚辰（十七日）、詔曰、現御神止大八嶋國所知天皇大命良麻止詔大命乎、集侍皇子等、王、臣、百官人等、天下公民諸聞食止詔、高天原爾事始而、遠天皇祖御世御世中今至麻氐爾、天皇御子之阿禮坐牟彌繼繼爾、大八嶋國將知次止、天都神乃御子隨母、天坐神之依之奉之隨、聞看來此天津日嗣高御座之業止、現御神止大八嶋國所知倭根子天皇命授賜比負賜布、貴支高支廣支厚支大命乎受賜利恐坐氐、此乃食國天下乎調賜比平賜比、天下乃公民乎惠賜比撫賜牟止奈母、隨神所思行止佐久詔天皇大命乎諸聞食止詔、是以百官人等、四方食國乎治奉止、任賜幣帛留國國宰等爾至麻氐爾、天皇朝廷敷賜行賜幣帛留國法乎、過犯事無久、明支淨支直支誠之心以而、御稱（讀稱カ）稱而緩怠事無久、務結而仕奉止詔大命乎諸聞食止詔、

續日本紀　九　聖武天皇　神龜元年二月甲午（四日）、受禪卽位於大極殿、大赦天下、詔曰、現神大八洲所知倭根子天皇詔旨止勅大命乎、諸王、諸臣、百官人等、天下公民、衆聞食宣、（中略）今神龜二字御世乃年名止定氐、改養老八年爲神龜元年而、天日嗣高御座食國天下之業乎、吾子美麻斯王爾、授賜讓賜止詔天皇大命乎、頂受賜恐美持而辭啓者、天皇大命恐被賜仕奉者、拙久劣而無所知、進母不知、退母不知、天地之心母勞久重、百官之情母辱愧美奈母、隨神所念坐、故親王等始而王臣汝等清支明支正支直支心以、皇朝乎穴奈比扶奉而、天下公民乎、奏賜止詔命、衆聞食宣、

清き明き正しき直き心を以て皇朝を扶け奉る

神は正直を以て先と爲し正直は淸淨を以て本と爲す

神道簡要　凡神者以正直爲先、正直者以淸淨爲本、淸淨者心不失正、不穢物、守大道專定準、是以明光照頂、靈德入掌、爲願盡成乎、萬事者一心作也、時々奉行、面々莫怠矣、〔慶會正平四年歿〕

正直慈悲を本とするは天照大神の御教なり

神皇正統記　後醍醐天皇　おほよそ政道と云事は所々にしるし侍れど、正直慈悲を本として決斷の力有へきなり、是天照大神のあきらかなる御をしへなり、

神道は正しきを專としてよろづの民を哀むを極意とす

千代もとぐさ　天照太神は、日本のあるじなれども、宮作はかやふきなり、御供は黒米なり、家居をかざり給はず、食にめづらしきものをとゝのへずして、天下の万民をあはれみ給ふなり、神武天皇其おきてを守りて、道をおこなひ給ふによりて、後白河法皇まで、幾千年といふ數をしらず、代々子孫に天下をゆづりてさかえ給ふなり、いにしへの天子は、みづから鍬をとりて、田のうちはじめをあそばして、民のくるしみを報じ給ふ、延喜の帝は、寒夜に御衣をぬぎて、國土の民どものいかにさむからんとなげき給ふ、神道には正しきをもはらとして、万民をあはれむを極意とするなり、上一人正しか

きば、下万民すぐなるもの也、上一人欲ふかければ、下万民上のごとくなり、こゝろだに誠の道にかなひなば、いのらずとても神や守らん、誠の道とは天道の誠なり、神佛に金銀を進上して、我身のうへをいのる事、おろかなる事の第一なり、人さへすこし道の心あるものは、よこしまなるまひなひをうけず、悪人にちかづかず、ましして民をくるしめず、被官一類をかつゑにおよばせて、神佛に音信申たるとてうけ給はんや、其身正直にして、慈悲を人にほどこしぬれば、いのらぬとても神守り給ふなり、叶はぬ事を神佛にいのりて叶ふといふ事はなき事なり、〔藤原惺窩元和五年歿〕

正直は神道の大本

正直清淨の道即ち神道なり

隱顯集　上二五箴式　志神道者誠其意、毋自欺也、以正道眞道、直矯人心之邪枉、則人欲日消、眞理日長、身正而後及天下、克養正則百姓復正直之本、而國家自治焉、是神道之大本、修己治人之教誡、導民治世之箴式也、

神祇訓　わが國は神の道よりをさまりぬ、遠き昔の風を傳へて、今に其道ほろびず、すなほにしていさぎよきは、正直清淨の道にて、則神の道也、人の心に皆上古の風傳はれり、〔貝原益軒正德四年歿〕

一九　續日本紀　十七　聖武天皇　（天平感寶元年）天平二十一年四月甲午朝、天皇幸東大寺、御盧舍那佛像前殿、

北面對像、皇后太子並侍焉、群臣百寮及士庶分頭行列殿後、（中略）從三位中務卿石上朝臣乙麻呂宣、（中略）又大伴佐伯宿禰波、常母云如久、天皇朝守仕奉事顧奈伎人等爾阿禮波、汝多知乃祖止母乃云來久、海行波美豆久屍、山行波草牟須屍、王乃幣爾去死米能杼爾波不死止云來流人等母止奈聞召須、是以遠天皇御世始氏、今朕御世爾當氏母、內兵止心中古止波遣須、故是以子波祖乃心成伊自、子爾波可在、此心不失自氏、明淨心以氏仕奉止自氏奈母、男女并氏一二治賜夫、

大伴佐伯兩氏の家訓

萬葉集　十八　賀陸奥國出金詔書哥一首并短歌

（上略）可牟奈我良於毛保之賣之豆毛能乃布能、八十伴雄乎、麻都呂倍乃牟氣乃麻爾麻爾、老人毛女童兒毛之我願心太良比爾、撫賜治賜婆許己乎之母、安夜爾多敷刀美宇禮之家久、伊余與於母比豆大伴能遠都神祖乃其名乎婆大來目主登、於比母知豆、都加倍之官、海行者美都久屍山行者草牟須屍大皇乃敞爾許曾死米、可弊里見波勢自等許等太豆、丈夫乃伎欲吉彼名乎、伊爾之敞欲伊麻乃乎追通爾奈我佐敞流於夜能子等毛曾大伴等佐伯氏者人祖乃立流辭立人子者祖名不絕大君爾麻都呂布物等伊比都雅流許等能都可佐曾梓弓手爾等里母知豆劍大刀許之爾等里波伎安佐麻毛利由布能麻毛利爾大王能、

額には箭は立つとも背は箭は立たじ

三門乃麻毛利、和禮乎於、吉弖、且比等波安良自等、伊夜多弖、於毛比之麻左流、大皇乃御言、
能左吉乃、一云乎、聞者貴美、
一云、貴久之安禮婆、

反歌三首

丈夫能、許己呂於毛保由、於保伎美能、美許登能佐吉乎、一云、聞者多布刀美、
一云、貴久之安禮婆、
大伴能等保追可牟於夜能、於久都奇波、之流久之米多底、比等能之流倍久、（中略）

天平感寶元年五月十二日、於越中國守舘大伴宿禰家持作之、

續日本紀　三十　稱德天皇　神護景雲三年十月乙未朔詔曰、（中略）復勅之久、朕我東人爾授刀侍之牟事波、汝乃近護止之護近與止念天奈毛在、是東人波、常爾云久、額爾方箭波立止毛、背波箭方不立止云天、君乎一心乎以天護物貴、此心知天、汝都可弊止勅比之御命乎不忘、此狀悟天、諸東國乃人等謹之末奉侍禮、

萬葉集　六　雜歌　四年壬申（天平）　天皇賜酒節度使卿等御歌一首并短歌

食國、遠乃御朝廷爾、汝等之、如是退去者、平久、吾者將遊、手抱而我者將御在、天皇朕、宇頭乃御手以、掻撫賜、打撫賜、禰宜賜、將還來日、相飲酒賀、此豐御酒者、

反歌一首

丈夫之去跡云道曾凡可爾、念而行勿、丈夫之伴、

右御歌者、或云、太上天皇（元正）御製也、

風雅和歌集　十七　雜歌下　題しらず　源　致雄

命をばかろきになして武士の道よりおもき道あらめやは

三草集　雜（むぐら）　思ふことをのぶるが中に

世のひとにおとらじと思ふ一筋は老もへだてぬもののふの道〔松平定信　文政十年刊〕

平家物語　一　御輿振　源三位殿より衆徒の御中へ申せと候とて、（中略）開けて入奉る陣よりいらせ給ひなば、山門の大衆は目たりがほしけりなど、京童部の申さん事、後日の難にや候はんずらん、あけて入奉れば宣旨を背くに似たり、又ふせぎ奉らんとすれば、年來醫王山王に首をかたぶけて候身が、今日より後、ながく弓矢の道にわかれ候なんず、

太平記　三十一　新田義兵を起す事　石堂禪門、子息右馬頭を呼びて、我薩埵山の合戰に打

ますらをの道

ものゝふの道

弓矢の道

ち負けて、今降人の如くなれば、仁木細川等に押しすべられて、人數ならぬ有樣、御邊も定めて遺恨にぞ思ふらん、明日の合戰に、三浦介、葦名判官、二階堂の人々と引合ひて、合戰の最中、將軍を討ち奉り、家運を一戰の間に開かんと思ふなり、相構へて其旨を心得て、我族の趣に順はるべしといひければ、右馬頭大に氣色を損じて、弓矢の道貳心あるを以て恥とす、人の事は知らず、某に於ては、將軍に深く憑れ進らせたる身にて候へば、後矢射て名を後代に失はんとは、えこそ申しまじけれ、兄弟父子の合戰古より今に至るまでなき事にて候はず、何樣三浦介、葦名判官、隱謀の事を將軍に告げ申さずば、大なる不忠なるべし、父子の恩義已に絶え候ひぬる上は、今生の見參は、是をかぎりと思召し候へと、顏を赤め腹を立て、將軍の御陣へぞ參られける、

弓矢の道貳心あるを以て恥とす

三　古事談　四　勇士　義家（源）陸奥前司之比、常參左府（堀川、源俊房）打圍碁處、相具郎等小雜色只一人也、持太刀在中門內唐井敷、或日於寢殿圍碁之間、忽有追入事、犯人拔刀走通南庭之間、前司云、義家ガ候ゾ、罷留云々、不聞入此言、猶不留之時、ワレ候之由申セヤレト云々、其時小雜色云、八幡殿ノオハシマスゾ、罷留云々、聞此言忽留居、投刀畢、仍件小雜色捕得了、此間近邊小屋ニ隱居タリケル郎等等四五十人許出來、相具件犯人將去了、日來一切武士等人々

郎等

源義家の郎等

所不見也、

奧州後三年記　上　永保三年の秋、源義家朝臣陸奥守になりてにはかにくたれり、（中略）其時國司（義家）の郎等に參河國の住人兵藤大夫正經、伴次郎、藤次助兼といふ者あり、（中略）將軍の舍弟左兵衞尉義光おもはさるに陣に來れり、（中略）將軍つはものともの心をはけまさんとて、日ことに剛臆の座をなんさためける、日にとりて剛に見ゆる者ともを一座にすへ、臆病にみゆるものを一座にすへけり、をの〳〵臆病の座にかしとははけみたゝかふといへとも、日ことに剛の座につく者はかたかりけり、腰瀧口季方なん、一度も臆の座につかさりけり、かたへもこれをほめかんせすといふ事なし、季方は義光か郎等なり、將軍の郎等ともの中に、名をえたる兵ともの中に、今度殊に臆病なりときこゆるものすへて五人ありけり、これを略頌につくりけり、鏑の音きかしと耳をふさく剛のもの、紀七、高七、宮、藤、王、腰ノ瀧口末四郎といふは末割四郎惟弘の事なり、

源義光の郎等

源平盛衰記　一　五節夜閨打附五節始幷周成王臣下事　（五節夜閨打の事に係る）五節以後、公卿殿上人、一同ニ訴申サレケルハ、忠盛サコソ重代ノ弓矢取ナランカラニ、加樣ノ雲上ノ交ニ、殿上

平家相傳の郎等

人タル者、腰刀ヲ差顯ス條、傍若無人ノ振舞也、雄劍ヲ帶シテ公庭ニ座列シ、兵杖ヲ賜テ宮中ヲ出入スル事ハ、格式ノ禮ヲ定タリ、而ヲ忠盛或相傳ノ郎等ト號シテ、布衣ノ兵ヲ殿上ノ小庭ニ召置、或ハ其身腰ノ刀ヲ横タヘ差テ、節會ノ座ニ列ス、希代ノ狼藉也、早御札ヲ削テ可被解官停任由被申タリ、上皇ハ群臣ノ列訴ニ驚思召テ、忠盛ヲ召テ有御尋、陳ジ申ケルハ、郎從小庭ニ伺候ノ事不存知仕、但近日人々子細ヲ被相構、依有其聞、年來ノ家人、爲助其難、忠盛ニ知セズシテ推參スル罪科可有聖斷、次ニ刀ノ事、主殿司ニ預置候、被召出依實否咎ノ御左右アルベキ歟ト奏シケレバ、誠ニ有其謂トテ、件ノ刀ヲ召出シテ及叡覽上ハ、黒漆ノ鞘巻、中ハ木刀ニ銀薄ヲ押タリ、爲遁當座之耻、横タヘ差タレ共、恐後日之訴、木刀ヲ構タリ、用意之體神妙也、郎從小庭ノ推參、武士ノ郎等ノ習歟、無存知之由申上ハ、忠盛ガ咎ニアラズト還テ預叡感ケリ、

源行綱の家子郎等

平家物語　二　西光被斬　さる程に新(藏原)大納言は、山門の騒動によつて、私の宿意をばしばらくおさへられけり、そも内義支度はさま〴〵なりしか共、義勢計で、此謀叛叶べし共みえざりければ、さしも頼れたりつる多田藏人行綱、此事無益なりと思ふ心やつきにけん、弓嚢の料にとて送られたりける布共をば直垂、帷に裁縫せ、家子、郎等共にき

河越重頼の家子郎從

せつゝ、目うち瞬てゐたりけるが、つら〳〵平家の繁昌するありさまを見るに、當時たやすう傾がたし、若此事洩ぬる程ならば、行綱先うしなはれなんず、他人の口よりもれぬ先に返り忠して、命生うと思ふ心ぞつきにける、

家子と家人との別

吾妻鏡　三　元暦元年九月十四日庚子、河越太郎重頼息女上洛、爲相嫁源廷尉也、是依武衛仰、兼日令約諾云々、重頼家子二人、郎從三十餘輩從之首途云云、

心は恩の爲に仕へ命は義に依つて輕し

常陸大掾傳記　吉田郡一族名字

吉田太郎、大戸、此一族矢田部、猫崎、前田、上野、(中略)此面々近代總領奉公ノ方在也、吉田家ノ子中、本主方、恩賞方二様ニ分ナリ、(中略)家ノ子ト云ハ、本領ヲ持タル名代ノ人奉公スルヲ家ノ子ト云也、一家ノ端ナレ共、本領重代ノ名字縣ル所無人ハ、家ノ子ト不爲、是ヲ家人ト云也、

平治物語　一　信頼信西不快事　夫澆季に及びては、人奢つて朝威を蔑如し、民武くして野心を挟む、能く用意すべし、尤も抽賞せらるべきは勇子なり、されば唐の太宗文皇帝は、髭を燒いて功臣に賜ひ、血を含み瘡を吮うて戰士を撫でしかば、心は恩の爲に仕へ、命は義に依つて輕かりければ、身を殺さん事を痛まず、只死を致さん事をのみ思へ

主君に對し盡未來逆意あるべからず

鴻毛より死を輕くす

りけりとなん、自ら手を下し我と能く戰はねども、人に志を施せば人皆歸しけり、

信玄家法　下

一奉對屋形樣、盡未來不可有逆意事、論語曰、造次必於是、顚沛必於是、又曰、事君能致其身、

（中略）

一大細事共不可違背御下知事、語曰、水隨方圓之器、（中略）

一屋形樣如何樣無曲雖御擬候不可述懷事、云、君雖不爲君、臣以不可不爲臣、又云、逐鹿者不見山、又云、爲下莫計上、

武備小學　應變爲常第一　可重義輕命事

死生もまた大なり、人の命を捨るは大切至極、何事か是に然哉、雖然戰場に臨で、鴻毛より死を輕くするは爲士者の意也、然共勝負當否を辨へず、武功拙きときは必死の場を不知、故に主君の御爲にもならで、空く屍を郊原に曝すは、匹夫の勇とも、邪宗のつよみとも、不忠不義の犬死とも云也、此所を心によく體認して、武功に鍛錬工夫をなし、其損益を辨へ、死後にも、其功其德を全ふせんと可心懸事、武士の肝要なり、〔伊奈貞昭享保二年自序〕

武備和訓　一　一武士はかりそめにも、忠孝の二ッを忘るべからず候、此二ッのものに徹せざれば、節義に望んで其心危かるべし、鍔際に至りて心をひるがへすものは武士にあらず、農工商の三家といふとも、主人となり、家人と成て、道を盡す事は、品こそかわれ、其こゝろばせにへだてはなし、唯義を重んじて節に死すると、死せざるとの差なれば、節義を失ひたる者を武門に入ざるは、道の至極にあらずや、武家に生れて、誰かは義を見て勇なからん、折にふれ、時にしたがひて、人に後るゝ事あるは、心がけのうすき故なるべし、村上彦四郎義輝は、大塔宮の近臣にて、宮にしたがひ奉り、しば〳〵忠勇を勵す、宮すでに吉野の城を落させ給ふ時、御旗、鎧をたまわり、みづから大塔宮と稱し、漢の紀信が忠烈をしたひ、堅陣をついて敵を挫き、御命にかはり、終に自殺す、誠に武士たる者、此人の擧動を聞くときは、あやしの中間小者に至るまで、涙を流して、其美操をかんぜずと云事なし、忝くも宮の御命に代り、御名をおかしたれば、是凡人にはあらず、武士たる者の目には、三公よりも貴かるべし、惣じて武門におゐては、官祿の高下を以て、みだりに其人を卑むべからず、志によりて一刀の僕たりとも諸侯をも恥べからず、〔片島武矩享保二年刊〕

武士道の肝要は忠義勇

武道初心集　上勇者

武士道に於て肝要と仕り候は、忠義勇の三つに止り申候、忠勤の武士、節義の武士、勇剛の武士を申候、此忠義勇の三德を、一人に兼備へたる武士をさして、上品の士と申候、去れば百千の武士の中において、上品の士と申は稀なるものに候、〔大道寺友山享保十五年歿〕

士規七則

士規七則

披繙冊子、嘉言如林、躍躍迫人、顧人不讀、卽讀不行、苟讀而行之、則雖千萬世、不可得盡、噫復何言、雖然有所知矣、不能不言、人之至情也、古人言諸古、我言諸今、亦詎傷焉、作士規七則、

一凡生爲人、宜知人所以異於禽獸、蓋人有五倫、而君臣父子爲最大、故人之所以爲人、忠孝爲本、

一凡生皇國、宜知吾所以尊於宇內、蓋皇朝萬葉一統、邦國士大夫世襲祿位、人君養民、以續祖業、臣民忠君、以繼父志、君臣一體、忠孝一致、唯吾國爲然、

一志道莫大於義、義因勇行、勇因義長、

一士賢以質實不欺爲要、以巧詐文過爲恥、光明正大皆由是出、

一人不通古今、不師聖賢、則鄙夫耳、讀書尚友、君子之事、

一成德達材、師恩友益、居多焉、故君子愼交遊、

一死而後已四字、言簡而義廣、堅忍果決、確乎不可拔者、舍是無術也、

右士規七則、約爲三端、曰立志以爲萬事之源、撰交以輔仁義之行、讀書以稽聖賢之訓、士苟有得於此、亦可以爲成人矣、〔吉田松陰安政六年歿〕

地下相從ふを志とす

陸奥話記　經範（從伯）

日イ時、何不同命乎、地下相從是吾志、還入賊圍中、其隨兵兩三騎、亦曰、公旣與將軍同命死節、吾等豈得獨生乎、雖云陪臣慕節是一也、共入賊陣戰甚捷、殺賊十余人、

親死し子討たるとも顧みず

保元物語　二　白河殿攻落事　御曹司（源爲朝）

御曹司、須藤九郎を召して、敵は大勢なり、若矢種盡きて打物にならば、一騎が百騎に向ふとも、終には叶ふまじ、坂東武者の習、大將軍の前にては、親死に子討たるゝとも顧みず彌が上に死に重つて戰ふとぞ聞く、

源平盛衰記　廿三　平氏清見關下事

權亮少將維盛ハ齋藤別當ヲ召テ、抑頼朝ガ勢ノ中ニ、已程ノ弓勢ノ者イクラ程カアル、東國ノ者ナレバ、案內ハ知タルラント問給ヘバ、實盛ナドヲヨキ者ト思召候カ、弓ハ三人張、五人張、矢束ハ弓ニ似タル事ナレバ、十四束、

父死せばとて子引かず子討たるればとて親退かず

死を輕んじ名を重んずるを以て義とす

十五束、アキマヲカゾヘテ矢繼早シ、一矢ニテ二三人ヲモ射落サレバ、鎧ハ二兩三兩ヲモ射貫候、惣メ（アッ）英矢射者ナシ、加樣ノ者大名一人ガ中ニ、廿人卅人ハ候ラン、無下ノ荒鄕一所ガ主ニモ、二人三人ハ侍ルラン、馬ハ牧ノ內ヨリ、心ニ任テ撰取、立飼タレバ、早走ノ曲進退ノ逸物ヲ、一人メ五匹十匹ヒカセタリ、彼馬乘負セテ、朝夕鹿狩狐狩シテ、山林ヲ家ト思テ馳習タレバ、乘トハ知レドモ落事ナシ、坂東武者ノ習ニテ、父カ死バトテ子モ引ズ、子ガ討レバトテ親モ退ズ、死ヌルガ上ヲ乘越乘越、死生不知ニ戰フ、實盛ナンドヲ其ニ並候ヘバ、物ノ數ニモ非ズ、

太平記　十　新田義貞謀叛の事附天狗越後勢を催す事　又越後國には、大略當家の一族充滿たれば、津張郡へ打ち超えて、上田山を伐り塞ぎ、勢をつけてや防ぐべきと、意見定まらざりけるを、舍弟脇屋次郎義助暫く思案して進み出で申されけるは、弓矢の道死を輕じて、名を重ずるを以て義とせり、

太平記　二十六　四條繩手合戰の事附上山討死の事　已に楠と武藏守と、あはひ僅に半町ばかり隔りたれば、ずはや楠が多年の本望爰に遂げぬと見えたる處に、上山六郎左衞門師直の前に馳せ塞り、大音聲を擧げて申しけるは、八幡殿より以來源家累代の執權として、武功天下に顯れたる高武藏守師直是にありと名のりて討死しける其間に、師直遙に隔りて、楠本意を遂げざりけり、抑多勢の中に上山一人、師直が命に代りて、討死しける所存何事ぞと尋ぬれば、只一言の情を感じて、命を輕くしけるとぞ聞えし、

只一言の情を感じて命を輕くす

宗吾大艸紙　古人の申ける事　一名と利との二は、いつれも人のねかふ事なれ共、利は一旦の利也、名は萬代の名なり、武士一命を捨るも名を思ふ故なり、無理非道の惡名をかにとも思はぬ事は、命よりたからは猶おしき物にや侍らん、

一命を捨つるは名を思ふ故なり

千代もとぐさ　天下傳授之辭　我職をみがくは道なり、武道をはげみて名をたかうせむとおもふも人心なり、まして所領をうけむなどとおもひてするぶんは、更に沙汰にもおよばず、たゞ君のためにいのちをすつる事道なりとおもふべし、鳥類ちくるゐだにも、其役々はつとむるならひなり、人となりて鳥にだもしかざるべけんや、

君の爲に命を捨つるを道とす

平治物語　二　六波羅合戰事　義朝是を見給ひて、義平が河より西へ引きつるは、家の疵と覺ゆるぞ、今は何をか期すべき、討死せんとて驅けられければ、鎌田馬より飛んで下り、七寸に立ちて申しけるは、（中略）闇々と敵に打捕られ給はん事、誠に子孫の御恥辱たるべし、御曹司も定めて御所存有つてぞおはすらん、早落ちさせ給へと申せば、東

死すべき所を遁れれば最後の恥あり

へ行かば逢坂山不破の關、西海に赴かば須磨、明石をや過ぐべき、弓矢取る身は死すべき所を遁れぬれば、中々最後の恥有るなり、只爰にて討死にせんと進み給へば、政家重ねて申す樣、こは御定とも覺え候はぬ物かな、死を一途に定むるは近うして易く、謀を萬代に殘すは遠うして難しと云へり、叶はぬ所にて御腹召されん事、何の義か候べき、

平家物語　十一　弓流

源義經名を惜みて弱弓を海上に拾ふ

源氏勝に乘て、馬のふと腹つかる程に打入、打入、攻戰ふ、舟の中より熊手をもつて判官（源義經）の甲の鞦に、からりからりと打立、打立、二三度しけれ共、御方の兵共、ただ捨させ給へ、捨させ給へといひけれ共、終に取て笑うてぞ歸られける、おとなどもはみなつまはじきをして、縱千疋万疋に代させ給ふべき御たらしなりと申共、いかでか御命にはかへさせ給ふべきかと申ければ、判官弓の惜さに取ばこそ、義經が弓といはば、二人しても張、もしは三人しても張、叔父爲朝などが弓のやうならば態とも落てとらすべし、尪弱たる弓を敵の取もつて、是こそ源氏の大將軍九郎義經が弓よなど嘲哢せられんが口惜さに、命にかへて取たるぞかしと宣へば、皆又是をぞ感じける、

命より名こそ惜しけれ

義理を重んず

常山紀談　八　森迫親正討死辭世の事

（豐後國合志常肥介を大友義鎭攻る時）同じ城攻に、佐伯に屬したる森迫（一本關に作る、）三十郎親正首を取り、又戰ひて討死する、時に十七歲なり、常陸介が從兵山本十郎といふ者、其首をとる、小鍬形三本菖蒲の冑なり、短冊を付たり、

命より名こそをしけれ武士の道にかふへきみちしなければ

常陸介感じて、其首死屍を高畑が許に送り返しけり、親正は豐後大野郡三重鄕の人なり、（湯淺常山、元文四年自序）

平重時家訓

一弓矢の事は、つねに儀理（義下同）をあんすへし、心ののうなると、弓矢の儀りをしりたるとは、車の兩輪のことく、きりをしると申は、身をも家をもうしなへとも、よきをすてす、つよきにをとらす儀理をふかくおもふ、是は弓矢とり也、其儀りは無沙汰なれとも、敵をほろほすはかうの物也、おなしくは車の兩輪のかなふことくに心え給ふへし、ふるき詞にも、人は死して名をとゝむ、虎は死して皮をととむと申事あり、いのちも身のなり行事も、さたまれる事也、おしむにとまる事なし、ねかふにきたらぬたうりを

義理を究めて利害障るところ無きを清廉と云ふ

先主の恩を忘れ其の子孫に違ふ者は本主の所領は本の子孫に付與す

しり給ふへし、

山鹿語類　二十五　士談四　清廉

師曰、人の富貴を慕ふことすくなきを清廉と云へり、富貴に志ある時は、やゝもすれば義をかくこと多きを以て也、その間天質利用を不貪ものあり、是は生付の潔白にして、つとめて致す處にあらざるを以て、あくまで見事なるわざあるものなれども、それほど他所に失あるもの也、今日義理を詳に究めて利害内にさゝはる處あらざるを以て、初めて是を清廉と云べし、唯天質自然の清廉は、聖人の云所にあらざる也、

御成敗式目　貞永元年八月十日（中略）

一不論親疎被眷養輩、違背本主子孫事、

右愚人之輩、被親愛者如子息、不然者又如郎從歟、爰彼輩令致忠勤之時、本主感歎其志之餘、或渡宛文、或與譲狀之處、稱和與之物、對論本主子孫之條、結搆之趣、甚不可然、求媚之時者、且存子息之儀、且致郎從之禮、向背之後者、或假他人之號、或成敵對之思、忽忘先人之恩顧、違本主之子孫者、於得譲之所領者可被付本主之子孫矣、

新編追加　雜務篇　主從幷父子對論條十三

一主從對論事、寶治二、七、廿九、評定、

右去年冬、此有御沙汰歟、於自今以後者、不論是非、不可有御沙汰歟、

主從の討論は是非を論せず受理せず

諸士法度　一名旗本法度又雜事條目　條々

一忠孝をはけまし、禮法をたゝし、常に文道武藝を心かけ、義理を專にし、風俗をみたるへからさる事、（中略）

義理を專にす

右可相守此旨、若於違犯之族者、糺其咎之輕重、急度可被處罪科者也、

寛永十二年十二月十二日

保元物語　一官軍方々手分事　大將と思しき者、（中略）進出で、身不肖に候へども、形の如く系圖無きにしも候はず、清和天皇九代の御末、六孫王七代の末孫、攝津守賴光が舍弟大和守賴親が四代の後胤、中務丞賴治が孫、下野權守親弘が子に、宇野七郎源親治とて、大和國奥郡に久しく住して、未だ武勇の名を落さず、左大臣殿の召に依つて（後白河上皇）新院の御方に參ずるなり、源氏は二人の主取る事無ければ、宣旨なりとも得こそ内裏へは參るまじけれとて打過ぎければ、基盛百餘騎の中に取籠めて討たんとしけるを、親治ちとも騒がず、弓取直して射るに、（中略）平家の兵叶はじとや思ひけん、法性寺の北の

二人の主を取らず

心替りせざるは武士の習

佐竹秀義の家人主從の義を重んず

はづれまでぞ引いたりける、

平治物語　一　源氏勢汰事　惡源太義平賀茂へ參りけるが道にて此由を聞き、急ぎ馳歸り、義朝に向つて、行幸は六波羅へ、御幸は仁和寺へと承り候は何にと申されければ、されば只今此由聞きつれども、右衞門督の方よりも未だ何とも告知らせず、さりながら源氏の習、心替りや有るべき、籠る勢を註せやとて、內裏の勢をぞ註されける、

吾妻鏡　一　治承四年十一月八日丙辰、被收公秀義領所常陸國奧七郡幷太田、糟田、酒出等所々、被宛行軍士之勳功賞云々、又所逃亡之佐竹家人十許輩出來之由風聞之間、令廣常義盛生虜、皆被召出庭中、若可捶害心之族、在其中者、覽其顏色、令度給之處、着紺直垂上下之男、頻垂面落淚之間、令問由緒給、依思故佐竹事、纔頸無所據之由申之、仰曰、有所存者、彼誅伏之剋、何不弃命畢者、答申云、彼時者、家人等不參其橋之上、只主人一身被召出、梟首之間、存後日事逐電、而今參上雖非精兵之本意、相搆伺拜謁之次、有可申事故也云々、重尋其旨給、申云、閣平家追討之計、被亡御一族之條、太不可也、於國敵者、天下勇士可奉合一揆之力、而被誅無誤一門者、御身之上讎敵、仰誰人可被對治哉、將又御子孫守護、可爲何人哉、此事能可被廻御案、如當時者、諸人只成怖畏、不可有眞實歸往之志、定亦可被貽誹於後代者歟云々、

源頼朝主從の義を重んず

吾妻鏡　二　養和元年九月十三日丙戌、和田次郎義茂飛脚自下野國參申云、義茂未到以前、俊綱專一者桐生六郎、爲顯隱忠、斬主人而籠深山、搜求之處、聞御使之由、始入來陣內、但於彼首者、稱可持參、不出渡之、何樣可計沙汰哉云々、仰云、早可持參其首之旨、可令下知者、使者則馳歸云々、十六日己丑、桐生六郎、持參俊綱之首、（中略）十八日辛卯、桐生六郎、以梶原平三申云、依此賞、可列御家人云々、而誅譜第主人、造意之企、尤不當也、雖一旦不足賞翫、早可誅之由被仰、景時則梟俊綱首之傍訖、

源頼朝主君を弑する者を斬罪に處す

吾妻鏡　九　文治五年九月六日癸亥、河田次郎持主人泰衡之頸、參陣岡、令景時奉之、以義盛、重忠、被加實檢上、召囚人赤田次郎被見之處、泰衡頸之條、申無異儀之由、仍被預此頸於義盛、亦以景時、被仰含河田云、汝之所爲、一旦雖似有功、獲泰衡之條、自元在掌中上者、非可假他武略、忽忘譜第恩、梟主人首、科已招八虐之間、依難抽賞、爲令懲後輩、所賜身暇也、者、則預朝光、被行斬罪云々、

虛言を構へ讒訴を致す者を罪す

御成敗式目　貞永元年八月十日（中略）

一搆虛言致讒訴事

虚言を禁ず

虚言すべからず

大丈夫は正直を以て事とす

右和面巧言掠君損人之屬、文籍所載、其罪甚重、爲世爲人不可不誡、爲望所領企讒訴者、以讒者之所領、可宛給他人、無所帶者、可處遠流、又爲塞官途構讒言者、永不可召仕彼讒人、

早雲寺殿廿一箇條

一上下萬民に對し、一言半句なりとも虚言を申へからす、かりそめにも有のまゝたるへし、そらこと言つゝれは、くせになりてせらるゝ也、人に頓而みかきらるへし、人に糺され申ては、一期の恥と心得へきなり、

信玄家法　下

一毎遍不可虚言事、神詫曰、雖非正直、一旦之依怙、終蒙日月之憐、付但武略之時者、可依時宜歟、孫子曰、辟實而擊虚、

山鹿語類　二十五　士談四　正直

師曰、（唐韓退之言）士不用機巧と云へることあり、機巧と云は、時に至てはかりごと手立をなして、偽だまして人をたぶらかすこと也、大丈夫唯正直を以て事とすべし、巧言令色して偽をかまへ、時の便利を必とする時は、王道こゝに衰へて、伯業こゝに立ぬべし、正直は一旦の依怙に非ず、謀計は眼前の利潤なるを以て、世を渡る謦みにかしこき輩、皆時の謀計を以て利とす、是に於て義缺け理暗して信遂に不立也、凡そ機巧も天下の間の道を載する一のわざなるを以て、是を弃べきに非ず、内に天地の正道を守て、不得已して事に自然の機巧ありなんは、機巧にして機巧ならざるの理あり、是を必とする時は、其本遂に相違に至るべし、尤詳に可味也、

武士は約諾を重んず

武士道初心集　中　交誼

武士たらむものゝ頼母しき意地有之と申すは、（中略）小事はいふに及ばず、たとひいか樣のむつかしき事たり共、武士の上に於て、既に頼むぞ頼まるゝぞと申すに至り候ては、我が身に引懸、苦勞に不仕しては不叶候、事の首尾によりては、主君親兄弟の爲にさへ、無差と捨ぬ一命をも、是非なく相果す儀も有まじきに非ず、爰を以て譯もなき頼母しだてを、無用とは申にて候、古き武士は、人に物を頼まれ候へば、成る筋、成らぬ筋を勘辨仕りて、成まじきと存ずる事をば、最初より請負不申、可成筋の義と存ずる義も、篤と思案致して後、其義を受負申すに付、既に受負候ほどの義は相調ひ、首尾不合の義とては無之物にて候、去るに依て、人も埒明哉と申して、擧事にも仕るにて候、然るに其考なしに、人が物をさへ頼めば、心易く受負、首尾不合なれども、それを何共不存候時は、不埒者といふ名取を仕り候、

年來の芳約に依りて扶持を加ふ

吾妻鏡　一　治承四年八月廿六日丙午、（中略）景親行向澁谷庄司重國許云、佐々木太郎定綱兄弟四人、屬武衞奉射平家畢、其科不足有、然者、尋出彼身之程、於妻子等者、可爲囚人者、重國答云、件輩者、依有年來芳約、加扶持訖、而今重舊好而參源家事、無據于加制禁歟、重國就貴殿之儀、相具外孫佐々木五郎義清、向石橋之處、不思其功、可召禁定綱已下妻子之由蒙命、今更所非本懷也者、景親伏理、歸去之後、入夜定綱、盛綱、高綱等、出筥根深山之處、行逢醍醐禪師全成、相伴之到于重國澁谷之舘、重國乍喜憚世上之聽、招于庫倉之內、密々羞膳（酒脱カ）勸此間、二郎經高者被討取歟之由、重國問之、定綱等云、令誘引之處、稱有存念不伴來者、重國云、存子息之儀已年久、去比參武衞之間、重國一旦雖加制、不叙用之、遂令參畢、合戰敗績之今、恥重國心中不來歟者、則遣郎從等於方々令相尋云々、重國有情、聞者莫不感云々、

吾妻鏡　十二　建久三年十二月十一日己酉、走湯山住侶專光房進使者、（中略）專光狀案云、遠訪月氏之先蹤、近案日域之舊規、出有爲之境、入無爲之道者、專制戒之所定、佛勅有限、抑靈山金人之出王舍城、入檀特山、猶爲報摩耶之恩德、令安居忉利天九十日、花山法皇之去鳳凰城、臨熊野山、又爲救皇祖之菩提、令參籠那智雲三千日、皆表知恩報恩理之故

身を殺すを痛まず約諾を重んず

約諾を守る

歟、爰貴殿不圖赴出家之道、可有遁世之由有其聞、此條雖似通冥慮、頗令背主命者歟、凡生武略之家、携弓箭之習、不痛殺身、偏思至死者、勇士所執也、此則不乖布諾、不忘芳契之謂也、而今忽入道令遁世者、違仁義之禮、失累年本懷歟、不如縱雖有出家之儀、如元令還本座若不然者、不背物儀、宜叶天意者哉、爲之如何、以此直實諷諫之鴈札、爲傳來葉稱美之龜鑑、右京進仲業預置之云々、

徒然草　悲田院堯蓮上人は、俗姓は三浦のなにがしとかや、さうなき武者なり、故郷の人の來りて物語すとて、あつまの人こそいひつることはたのまれ、都の人はことうけのみよくて、實なしといひしを、聖それはさこそおほすらめとも、をのれは都にひさしくすみて、なれて見侍るに、人の心をとれりとは思ひ侍らず、なへて心やはらかに、情あるゆへに、人のいふほとの事、けやけくいなひかたくて、よろつえいひはなたず、心よはくことうけしつ、いつはりせむとは思はねど、ともしくかなはぬ人のみあれば、のつからほいとをらぬ事おほかるへし、あつま人は、わかかたなれと、けには心の色なく、なさけをくれ、ひとへにすくよかなるものなれば、はしめよりいなといひてやみぬ、にきはひゆたかなれば、人にはたのまるゝそかしとことはられ侍しこそ、此ひしりこ

ゑうちゆかみ、あら〳〵しくて聖教のこまやかなることはり、いとわきまへすもやと思ひしに、此一ことはの後、心にくゝなりておほかる中に、寺をも住寺せらるゝは、かくやはらきたるところありて、其益もあるにこそと、おほえ侍し、

信玄家法　下

未練を爲すべからず

一於戰場聊不可爲未練事、吳子曰、必生則死、必死則生、

武勇を嗜む

一武勇專可嗜事、三略曰、强將下無弱兵、

武家諸法度

文武弓馬の道を嗜む

一文武弓馬之道專可相嗜事

左文右武古之法也、不可不兼備矣、弓馬者是武家之要樞也、號兵爲凶器、不得已而用之、治不忘亂、何不勵修鍊乎、（中略）

右可相守此旨者也

慶長廿年七月

肝要工夫錄　勇氣之事

勇はいさむと訓じて、何事も決斷よく、物事をしとげ、少しも臆する氣なく、外は溫和謙遜にして、かりそめにも人の無禮を咎めず、內に勇剛を專にして、血氣麁忽の振舞なく、いかにも柔に見ゆるといへども、心操の大丈夫なること鐵石の如くなるを、勇氣の者といふ、武士は、とりわけ勇氣なくては叶はぬ事にて、諺にも唐土の虎は毛を惜み、日本の武士は名を惜むといへるは、本朝の武士の勇氣をよく〳〵言ひ取りたる言葉なり、

〔鵜殿長快文化九年自序〕

心操の鐵石の如くなるを勇氣の者と云ふ

武家諸法度

儉約を旨とす

一諸國諸侍可被用儉約事

富者彌誇、貧者耻不及、俗之凋弊、無甚於此、所令嚴制也、（中略）

右可相守此旨者也

慶長廿年七月

諸士法度　一名旗本法度又雜事條目　條々

身の分限に從ふ

一何事によらず、其身の分限にしたがふべし、私のおごり仕間敷事、（中略）

右條々可相守此旨者也

寬永九年九月廿九日

源頼朝家臣の華美を忌みて其の小袖を切る

下河邊行平甲冑を賣りて小舟に代へて先登す

進御前、而本自爲事花美者也、只今殊刷行粧着小袖十餘領、其袖妻重色之、武衛覽之、召俊兼之刀、卽進之、自取彼刀、令切俊兼之小袖妻給後、被仰曰、汝富才翰也、盍存儉約哉、如常胤、實平者、不分淸濁之武士也、謂所領者、又不可雙俊兼、而各衣服已下用麁品、不好美麗、故其家有富有之聞、令扶持數輩郎從、欲勵勳功、汝不知產財之所費、太過分也、俊兼無所于述申、垂面敬嗢、武衛向後被仰可停止花美否之由、俊兼申可停止之旨、廣元、邦通、折節候傍、皆銷魂云々、

吾妻鏡　四　文治元年八月廿四日甲戌、下河邊庄司行平蒙歸參御免、自鎭西去夜參着、是相副參州、發向西海、竭軍忠訖、同時所被遣之御家人等、不堪經廻而多以歸參、行平于今在國、有御感云々、今日參營中、献盃酒、二品出御、武州、北條殿已下群參、行平稱九國第一進弓一張之處、仰曰、無左右叵領納之、遣鎭西之東士悉無粮而弃大將軍、多以歸參畢、汝所領與西海已隔數个月行程也、全乘馬參上、猶可謂不思議、剩勸盃酒、献土產、於彼國不取人之賄者、爭有如此之貯乎、奇怪也者、行平陳申云、在國之程、失兵粮之計、經日數之間、爲扶郎從等、令沽却彼輩之甲冑以下物具訖、而渡豐後國之時者、傍輩皆恃參州御船、行平敢不顧

私存忠之故、爲任先登於意、以纔所殘置之自分鎧相博小舟、雖不着甲冑、掉船最前着岸、入敵先陣、討取美氣三郎、凡每度竭功之條、大將軍見知分明也、今依召欲參之處、無進物事違所存、此弓於九國名譽之由、兼以風聞、其主不慮之外沽却之、行平喜之、折節著小袖二領、仍一領脫之替之、于時參州祇候人等爲餞別來會、見此事頻感之、可被召尋歟、次献盃酒事者、留置下總國之郎從矢作二郎、鈴置平五等、用意旅粮、來向于途中、以之令宛經營歟、全不貪他物云々、二品具令聞之給、浮感涙、喜其志給、仰曰、行平、日本無雙弓取也、見知宜弓之條、不可過汝之眼、然者可爲重寶者、則召廣澤三郎令張之、自引試給、殊相叶御意之由被仰、直賜御盃於行平、仰曰、西國者大底見之歟、依今度勳功、欲宛行一國守護職、何國哉可請者、行平申云、播磨國有歟、廳明石等之勝地、有如書寫山之靈場、尤所望云々、早可有御計之由被諸仰云々、

やまとだましひ

三　源氏物語　二十一　乙女

猶ざえをもとゝしてこそ、やまとだましゐ(ひ)の世にもちゐらるゝかたもつよう侍らめ、

大鏡　二　左大臣時平　さるはやまとだましゐ(ひ)などは、いみじくおはしましたる物を、延喜の世間の作法したゝめさせ給しかど、過差をえしづめさせ給はざりしに、この殿(藤原時平)

やまとどころ

せいをやぶりたる御さうぞくのことの外にめでたきをして、うちにまいり給て、殿上にさぶらひ給を、みかどこじとみより御らんじて、御けしきいとあしくならせ給て、（中略）さて本院のみかど、一月程さゝせて、みすのとにもいで給はず、人などのまいるとも、かむだうのをもければとてあはせ給はざりけり、さりしにこそ、よの中の過差は、たいらぎたりしか、うち〳〵にうけ給はりしかば、さてばかりぞしづまらむとて、みかどゝ御心あはせ給へりけるとぞ、

大鏡　六　内大臣道隆（藤原隆家）　例の大貳十年がほどにてのぼり給へりとこそ申しか、彼國におはしましゝ程、刀伊國のもの俄にこの國をうちとらんとや思ひけん、こえきたりけるに、筑紫にはかねての用意もなくて、大貳殿弓矢の本すゑをもしり給はねば、いかゞとおぼしけれど、やまとごゝろかしこくおはする人にて、筑後、肥前、肥後、九國の人をおこさせ給ふをば、さることにて、府の内につかうまつる人をさへをしとりて合戰給ければ、かやつが方のものどもいとおほくしにけるに、さはいへど家たかくおはします、げにいみじかりし事たいらげ給へりし殿ぞかし、

赤染衞門集　參河守菅原のためよしくだるとてきて、はやう、はらからにすみし人なれば、むかしの人あらましかば、ちかきほどにてよからましなどいひて、かへりて、うさのつかひにいきたりければ、丁子ゐんなどさま〴〵つゝみておこせて、からくにのものゝまゐるしのくさぐさをやまと心にともしとやみん

やまと心ばへ

返し

はじめからやまとごゝろにせばくともわはりまでやはかたくみゆべき

後拾遺和歌集　二十　誹諧歌　めのとせんとて、まうできたりける女の、ちのほそく侍りければ、よみ侍りける、　大江匡衡朝臣

はかなくもおもひけるかなちもなくてはかせのいへのめのとせんとは

返し

赤染衞門（匡衡妻）

さもあらばあれやまと心しかしこくばほそぢにつけてあらすばかりぞ

愚管抄　三　内大臣伊周、人ガラヤマト心バヘナリ、カラザヘハヨクテ、詩ナドイミジウ作リケレド、大臣ヲコフベキナラヂナラヂバ、右大臣關白ニハナリニケレド、長徳元年四月廿七日ナリテ、五月七日ウセラレニケレバ、世ノ人ハ七日關白トイヽケリ、

愚管抄　四　公實ハ和漢ノ才ニトミテ、北野天神ノ御アトヲモフミ、又知足院殿（藤原忠實）ニ

和漢の才に富みやまとだましひ優る

人ガラ、ヤマトダマシヒノマサリテ、識者モ實資ナドヤウニ思ハレタラバヤハアラン
ズル、

今昔物語　二十九　明法博士善澄被殺强盜語第二十　今昔、明法博士ニテ助教清原ノ善澄
ト云フ者有ケリ、道ノ才ハ並无クシテ、古ノ博士ニモ不劣ヌ者ニテゾ有ケル、年七十ニ
餘テ、世ノ中ニ被用テナム有ケル、家極ク貧カリケレバ、萬ヅ不叶テゾ過ケル、而ル間、居
タル家ニ强盜入ケリ、賢ク構ヘテ善澄逃テ、板敷ノ下ニ這入ニケレバ、盜人モ否不見付
ズ成ヌ、盜人入リ立テ、心ニ任セテ物ヲ取リテ、物ヲ破リ打カハメカシテ、踏ミ壞テ喧リ
テ出ニケリ、其ノ時ニ、善澄板敷ノ下ヨリ急ギ出テ、盜人ノ出ヌル後ニ門ニ走リ出デ、、
音ヲ擧テ、耶己等シヤ顏共皆見ツ、夜明ケムマヽニ、檢非違使別當ニ申シテ片端ヨリ捕
ヘサセテムトスト、極ク妬ク思エケルマヽニ叫テ門ヲ叩テ云懸ケレバ、盜人此ヲ聞テ、
此レ聞ケ、己等去來返テ、此レ打殺シテムト云テ、ハラハラト走リ返ケレバ、善澄手ヲ迷
シテ、家ニ逃テ板敷ノ下ニ急ギ入ラムトスルニ、迷テ入ル程ニ、額ヲ延ニ突テ、急ドモ否
入リ不敢ザリケレバ、盜人走リ來テ、取テ引出デ、太刀ヲ以テ散々ニ打破テ殺シテケリ、
然テ盜人ハ逃ニケレバ、云フ甲斐无クテ止ニケリ、善澄才ハ微妙カリケレドモ、露和魂

大和魂

日本魂

漢意儒意を濯ぎ去る

やまとごゝろ

无カリケル者ニテ、此ル心幼キ事ヲ云テ死ヌル也トゾ、聞キト聞ク人々ニ云被謗ケル
トナム、語リ傳ヘタルトヤ、

詠百寮和歌　文章博士

新しき文を見るにもくらからじ讀開ぬる大和玉しゐ、

反古冢碑陰所彫日本魂歌

何故爾碎伎志身曾登人問婆其禮登答牟日本玉之譽

安永四年乙未五月　谷川士清建之

うひ山ぶみ　道を學ばんと心ざすともがらは、第一に漢意儒意を清く濯ぎ去て、
やまと魂をかたくする事を要とすべし、

本居宣長自畫自讃歌　本居清造氏所藏

おきは宣長六十一寛政の二をせといふ年七秋八月ふ、手ふるらう歌しるはおのゝゝ
ふるを、

筆比教いてふ
おきの嶋のやまを祖ゝ祢を人をハゝ

朝日ふ　にほふ山ぢくら花　　やまとだましひの意義

花鳥餘情　十一乙女　やまとだましゐ　わが國の目あかしになる心なり

神道學則日本魂　我國中臣の道と申すは、中は君の事、臣は臣下、萬民のこと、開闢以來、君は眞中に立ち玉ひて北極の如し、臣下萬民は衆星の如く、北極をとりまいてくるり〳〵と旋るなりに、彼紫微宮に朝する、是天一度開けて、南北極の動かざるは、天地の樞軸なればなり、君臣一度開けて、吾天君の位かわらざるは、萬國の統御なればなり、是をしらぬ神道者は、巫祝覡同前、是を辟言と云儒者は、王莽曹操も同じこと、又異端といへども、此君を尊んで寶祚長久を祈り奉る者は、反て我國の一物也、只明けても暮れても、君は千世ませ千代ませと祝し奉るより外、我國に生れし人の魂はなき筈也、吾常に此道に志す人に、只此の日本魂を失ひ玉ふなと、ひたすらに教るは此の故也、〔松岡雄淵　明三年　夜〕

寶祚長久を祈るが日本魂なり

古道大意　上　御國ノ人ハ、ソノ神國ナルヲ以テノ故ニ、自然ニシテ正シキ眞ノ心ヲ具ヘテ居ル、其ヲ古ヨリ大和心トモ、大和魂トモ申テアル、

自然にして正しき眞の心を大和魂と云ふ

玉襷　一　人の國にては、文武とついでて、文を重き事にすめれど、我が皇神の道の體は、武の道ぞ文にまさりて重かりける、其は武とし云へども、弓箭劍戟を用ふる術のみを云ふに非ず、神武にして雄々しき倭心ぞ本なりける、〔平田篤胤　文政十二年刊〕

武道の本は神武にして雄々しき倭心に在り

桃岡雜記　凡學問の要は、君臣の大義を辨ふるにあり、さて君を尊ぶひとへ心の堅きを第一義とし、今日の御制度を守り、家業を勵るの外なき事論なし、されば心術などいひて、別にこちたきわざするも無用なれど、今にしては猶心得置べき事あり、さるは菅家の御言よ、おほよそ國學の要は、和魂漢才あるにあらずば、其蘊奥を究ることあたはずとある、實に貴き御教也、和魂とは神國の清き水土によりて生出たる人の性情、おのづから直く清らかなるを、漢人の質濃く、こざかしきに對へて宣へるもの也、勿論漢土にても、よき人はよく、皇國にてもあしき人はあしければ、人心の善惡は、和漢におきて論ずべきにあらずと思ふもあるべけれど、全體をもてみる時は、人物一切草木器物などに至りても、其質異なる事明らけし、されば皇國の學者は、神國の神國たるいはれを知り、我和魂の貴きを明らめ得るを專要とはすべきものなり、〔そを明らめ得る事は、神典其外古書共を讀とくにあることなし、〕是卽皇國人の心術なり、次には漢土の禮樂刑政治亂の跡をもしらずはあるべからず、

和魂とは直く清らかなる性情を云ふ

國樔
蝦夷
熊襲

三　日本書紀　三神武天皇　戊午年八月甲午朔乙未(二日)(中略)是後天皇欲省吉野之地、乃從菟田穿邑、親率輕兵巡幸焉、至吉野時、有人出自井中、光而有尾、天皇問之曰、汝何人、對曰、臣是國神、名爲井光、此則吉野首部始祖也、更少進、亦有尾而披磐石而出者、天皇問之曰、汝何人、對曰、是磐排別之子、排別、訛時和句、此云飫、此則吉野國樔部始祖也、十月癸巳朔(中略)時道臣命、乃起而歌之曰、(中略)又歌之曰、愛瀰詩烏毗儺利、毛毛那比苫、比苫破易陪迺毛、多牟伽毗毛勢儒、

日本書紀　七景行天皇　是歲(四十年)(中略)爰日本武尊、則從上總轉入陸奥國、時大鏡懸於王船、從海路廻於葦浦、橫渡玉浦至蝦夷境、蝦夷賊首嶋津神、國津神等、屯於竹水門而欲距、然遙視王船、豫怖其威勢、而心裏知之不可勝、悉捨弓矢、望拜之曰、仰視君容、秀於人倫、若神之乎、欲知姓名、王對之曰、吾是現人神之子也、於是蝦夷等悉慄、則褰裳披浪、自扶王船而着岸、仍面縛服罪、故免其罪、因以俘其首帥、而令從身也、

日本書紀　十應神天皇　三年十月辛未朔癸酉(三日)東蝦夷悉朝貢、卽役蝦夷而作厩坂道、

日本書紀　七景行天皇　十二年十二月癸巳朔丁酉(五日)議討熊襲、於是天皇詔群卿曰、朕聞之、襲國有厚鹿文、迮鹿文者、是兩人熊襲之渠帥者也、衆類甚多、是謂熊襲八十梟帥、其鋒不

可當焉、少興師則不堪滅賊、多動兵、是百姓之害、何不假鋒刃之威、坐平其國、時有一臣、進曰、熊襲梟帥有二女、兄曰市乾鹿文、(乾、此云賦、)弟曰市鹿文、容貌端正、心且雄武、宜示重幣以招納麾下、因以伺其消息、犯不意之處、則曾不血刃、賊必自敗、天皇詔可也、於是、示幣、欺其二女而納幕下、天皇則通市乾鹿文而陽寵、時市乾鹿文奏于天皇曰、無愁熊襲之不服、妾有良謀、卽令從一二兵於己而返家、以多設醇酒、令飮己父、乃醉而寐之、市乾鹿文密斷父弦、爰從兵一人、進殺熊襲梟帥、天皇則惡其不孝之甚、而誅市乾鹿文、仍以弟市鹿文賜於火國造、

日本書紀　二神代下　一云、狗人請哀之、弟還出涸瓊、則潮自息、於是、兄知弟有神德、遂以伏事其弟、是以火酢芹命苗裔諸隼人等、至今不離天皇宮墻之傍、代吠狗而奉事者也、

令集解　五職員令　隼人司、(中略)古辭云、薩摩大隅等國人、初捍後服也、諸請云、已爲犬、奉仕人君者、此則名隼人耳、

續日本紀　二文武天皇　大寶二年十月丁酉(三日)、先是、征薩摩隼人時、禱祈大宰所部神九處、實賴神威、遂平荒賊、爰奉幣帛以賽其禱焉、唱更國司等今薩摩國也、言於國內要害之地、建柵置戍守之、許焉、

古事記傳　十六　隼人は、波夜毘登と訓べし、和名抄にも、隼人司、波夜比止乃豆加佐(ヤビトノツカサ)とあり、(註略)隼人と云者は、今の大隅薩摩二國の人にて、其國人は絕れて敏捷く